

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		25年度	26年度	27年度	28年度
		A	B	B	
評価に至った理由	項目別評価は全てBであり、「独立行政法人の評価に関する指針」に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	効果的な加入促進対策により加入者数が全ての退職金共済事業で目標数を上回ったことなど一定の成果を出している。 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成 するためとるべき措置								
1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進		A	B	B			2－1	P.46
5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費		A	B	B			2－2	P.51
(3) 契約の適正化の推進		A	B	B			2－3	P.54
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
第 3 財務内容改善に関する事項								
Ⅰ 退職金共済事業								
1 累積欠損金の処理		A	A	B			3－1	P.57
2 健全な資産運用等		A	B	B			3－2	P.59
Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業		A	B	B			3－3	P.68
Ⅳ．その他の事項								
第 4 その他業務運営に関する事項 第 5 予算、収支計画及び資金計画 第 6 短期借入金の限度額 第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供し ようとするときは、その計画 第 8 剰余金の使途 第 9 職員の人事に関する計画 第 10 積立金の処分に関する処分		A	B	B			4－1	P.71

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4・2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	2 5 年度 （ 2 3 年度）	2 6 年度 （ 2 4 年度）	2 7 年度 （ 2 5 年度）	2 8 年度 （ 2 6 年度）	2 9 年度 （ 2 7 年度）	※（ ）は 脱退年度	指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
請求権が発生した 年度における退職 者数に対する当該 年度から2年経過 後の未請求者数の 比率	平成29年 度に1% 程度							予算額（千円）	—	—				
								決算額（千円）	—	—				
								経常費用（千円）	—	—				
								経常利益（千円）	—	—				
								行政サービス 実施コスト（千円）	—	—				
								従事人員数（人）	—	—				
実績値		1.59%	1.40%	1.42%										
（参考）取組後 前中期目標期間実績		2 0 年度 （ 1 8 年度）	2 1 年度 （ 1 9 年度）	2 2 年度 （ 2 0 年度）	2 3 年度 （ 2 1 年度）	2 4 年度 （ 2 2 年度）								
実績値		2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%								
（参考） 取組前実績		1 7 年度 （ 1 5 年度）	1 8 年度 （ 1 6 年度）	1 9 年度 （ 1 7 年度）										
実績値		3.01%	2.82%	2.73%										

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																													
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績							評価指標	法人の自己評価																																	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							< 定量的指標 > 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度としているか。 < その他の指標 > なし	< 評定と根拠 > 評定：B 新たな未請求退職金の発生防止については、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施し、中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、平成27年度末（平成25年度に中退共を脱退。以下同じ。）は未請求率を1.42%まで縮減することができ、過去と比べて最も低い数値となった平成26年度に次ぐ実績となった。 平成25年1月1日の中小企業退職金共済法施行規則（厚生労働省令）改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に、当該住所を基に請求手続を要請している。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお未請求でいる被共済者に対して再度請求手続を要請した。 これらを踏まえBと評価する。																																	
	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業	I 退職金共済事業																																									
	1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。	1 確実な退職金支給のための取組	1 確実な退職金支給のための取組	1 確実な退職金支給のための取組																																									
	（1）一般の中小企業退職金共済事業	（1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。	（1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	（1）一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業における退職金未請求者に対する取組																																									
				退職金未請求者を縮減するため、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施するなどの効果的な対策の推進を図り、下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、退職等の理由により中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、取組開始前の2.8%前後に比して、平成27年度末（平成25年度に中退共を脱退。以下同じ。）は未請求率を1.42%まで縮減することができ、過去と比べて最も低い数値となった平成26年度（平成24年度脱退）に次ぐ実績となった。 <table><tr><th></th><th colspan="2">取組前</th><th colspan="8">取組後</th></tr><tr><th>脱退年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th></tr><tr><td>未請求率</td><td>2.82 %</td><td>2.73 %</td><td>2.02 %</td><td>1.78%</td><td>1.64%</td><td>1.80%</td><td>1.73%</td><td>1.59%</td><td>1.40%</td><td>1.42%</td></tr></table>								取組前		取組後								脱退年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	未請求率	2.82 %	2.73 %	2.02 %	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%	1.42%	< 評価の視点 > - 加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。 - 退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。 - 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。	< 評価の視点 > - 加入時に事業主を通じて、新規および追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 また、事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 - 退職後3か月経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。 「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄の住所情報を基に請求手続を要請。
	取組前		取組後																																										
脱退年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																			
未請求率	2.82 %	2.73 %	2.02 %	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%	1.42%																																			
	① 今後の確実な支給に向けた取組	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策																																									
	未請求退職金の発生防止の観点から、	従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者																																									

	・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること ・「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。	していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 iv) 退職後3か月経過後でも未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 v) その後一定期間経過後でも未請求となっている被共済	者に請求を促すため、平成27年度においては、以下の取組を行う。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 共済契約者数 12,649 所 被共済者数 355,781 人 ii) 事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 360,328 所 被共済者 3,269,890 人 iii) 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（住所あり 96.62%）。 iv) 退職後3か月経過後でも未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に、被共済者に対して文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 17,499 人 ○「被共済者退職届」に被共済者の住所情報を記載しなかった事業所に対し、調査票（文書）を発送し、被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して文書で請求手続を要請した。 ・1,260 事業所に対し、被共済者 1,726 人分の住所等の情報提供を依頼 ・事業所から得られた情報に基づき、491 人に対して文書で請求手続を要請 ○上記の他、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 63 人 ＜情報入手のために行った取組＞ ・上により調査票（文書）を発送し、被共済者の住所等の情報提供を依頼したもの、回答がなかった事業所に対しては、外部業者に委託してテレホンアプローチを実施し、住所等の情報提供を依頼 （396 事業所に対し、被共済者 598 人分の住所等の情報提供をテレホンアプローチにより依頼） ・被共済者が退職したものの、「被共済者退職届」の提出が遅れ、かつ被共済者の住所情報を記載してこなかった事業所について、調査票（文書）を発送し、被共済者の住所等の情報提供を依頼 （26 事業所に対し、被共済者 27 人分の住所等の情報提供を依頼） v) その後一定期間経過後でも未請求となっている被共済者に対して、請求勸奨文書の送付またはテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。 ○脱退後2年経過直前の未請求者に対して文書で2回目の請求手続を要請した。	・ 累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。 ・ 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。 ・ 調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	・ 「被共済者退職届」に住所情報がない対象事業所に対し、住所情報提供依頼。 ・ 住所情報提供依頼しても回答のない対象事業所に対しては、テレホンアプローチによる住所情報提供依頼。 その後一定期間経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。 ・ 脱退後2年経過後の未請求者に対して2回目の請求手続を要請。 ・ 脱退後5年経過前の未請求者に対して3回目の請求手続を要請。 ・ 脱退後5年以上経過した未請求者で、住所情報の取得ができた者のうち、いまだ未請求でいる者（平成15年度脱退者）に対して再度請求手続を要請した。 ・ 中退共ホームページへの年間を通しての掲載により周知を実施すると共に、「中退共だより14号」（平成27年4月発行）にて周知を行った。 ・ 脱退後2年経過直前の未請求率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、計画外の追加対策を実施した。（項目イvi）参照） ＜課題と対応＞ 脱退後2年経過後の未請求率を1.42%に縮減することができ、過去と比べて最も低い数値となった平成26年度の1.40%に次ぐ実績となったものの、平成29年度に達成すべき水準である1%程度に近づけていくことが課題。 このため、平成28年度から未請求対策に住基ネットを活用する等により、更なる未請求率の縮減に努めることとする。
--	--	---	---	--	---

		者に対して、再度請求手続を要請する。 vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。 vii) 前記 i) ～vi) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。	者に対して、再度請求手続を要請する。 vi) 前記 i) ～v) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。	・請求手続要請者 5,667 人 ○平成 22 年度脱退で脱退後 5 年（時効）経過直前となる未請求者に対して文書で 3 回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,363 人 vi)前述 i) ～v) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を実施した。 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、書留保管期間経過により要請通知が返送となった者に対して、再度文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 515 人 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、今年度請求勸奨を行ったところ当該未請求者からの依頼があり退職金請求書を再発行したが、その後も請求手続のない者に対して文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 292 人 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、今年度請求勸奨を行ったが反応のない者に対し再度、文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,587 人		
	② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。	□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 ○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者でいる被共済者に対して再度文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,617 人(平成 15 年度脱退者)		

			【平成 27 年度計画の対策】				
			請求勧奨の対象		依頼所数	依頼者数	手続要請者数
			①	「被共済者退職届」に住所情報ありの者 (26 年 12 月～27 年 11 月に提出された「被共済者退職届」を月ごとに取りまとめ、各月末日から 3 か月経過後 (4 か月目) に請求勧奨を実施。)	-	-	17,499 人
			②	「被共済者退職届」に住所情報なしの者 (事業所に対する住所等の情報提供依頼:26 年 12 月～27 年 11 月に提出された「被共済者退職届」を月ごとに取りまとめ、各月末日から 3 か月経過後 (4 か月目) に依頼。) (※手続要請者は、26 年 10 月～27 年 9 月に脱退した分について、上記により事業所から情報提供があった者について実施。)	1,260 所	1,726 人	(※) 491 人
			③	調査票(文書)により住所等の情報提供の依頼を行ったが、住所情報の回答がない事業所にテレホンアプローチを行い、得られた情報を基に手続要請 (上記②で依頼したもののうち 26 年 10 月～27 年 9 月の対象者について実施)	382 所	584 人	63 人
			④	調査票(文書)により住所等の情報提供の依頼を行ったが、住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請 (脱退後 2 年経過直前の対象者のいる事業所で、これまでの文書による提供依頼で回答がない事業所に対して再依頼)	14 所	14 人	
			⑤	退職届の提出が遅れた(対策後)事業所への情報提供依頼により得られた情報を基に手続要請 (平成 25 年度脱退で、退職届の提出が遅れたことにより未だ請求要請をしていない対象者について実施)	26 所	27 人	
			⑥	平成 25 年度脱退の未請求者に 2 回目の手続要請	-	-	5,667 人
			⑦	平成 22 年度脱退の未請求者に 3 回目の手続要請	-	-	1,363 人
			⑧	平成 15 年度脱退に対する 2 回目の手続要請	-	-	1,617 人
				小計 A	1,682 所	2,351 人	26,700 人
			【平成 27 年度計画以外の取組】				
			請求勧奨の対象		依頼所数	依頼者数	手続要請者数
			平成 25 年度脱退の未請求者でこれまでの要請に回答がなかった者に再度手続要請		-	-	515 人
			平成 25 年度脱退者で今年度の対策により、請求書の再発行をしたが請求手続のない者への手続要請		-	-	292 人
			平成 25 年度脱退者で今年度の対策を実施したが、反応のない者へ再度手続要請		-	-	1,587 人
			小計 B		-	-	2,394 人
			合計 A+B		1,682 所	2,351 人	29,094 人

	③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。	ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができるとしており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 二 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 二 調査、分析 これまでに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。	ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、回答のあった 12,516 件のうち、掲載承諾を得られた 5,910 件について追加掲載した。 平成 28 年 3 月末の掲載数 282,049 件 ii) 中退共ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) 中退共日より 14 号（平成 27 年 4 月発送）で周知を行った。 二 調査、分析 上半期に実施した脱退後 2 年経過直前の未請求者対策の効果を検証しているなかで、11 月頃から未請求率が昨年度より 0.2 から 0.4 ポイントと次第に上回っていく状況を踏まえ、本年度実施済の対策以外に実施可能な対策を検討し、下記のとおり計画外の追加対策を 1 月～3 月にかけて順次実施した。 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、書留保管期間経過により要請通知が返送となった者に対して、再度文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 515 人 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、今年度請求勧奨を行ったところ当該未請求者からの依頼があり退職金請求書を再発行したが、その後も請求手続のない者に対して文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 292 人 ○脱退後 2 年経過直前の未請求者で、今年度請求勧奨を行ったが反応のない者に対し再度、文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,587 人		
--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （2）特定業種退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度共済手帳貼付未確認額 (累計額)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時 (24 年度) から 100 億円程度減少								予算額（千円）	－	－			
減少額			27 億円 増加	15 億円 増加	17 億円 増加				決算額（千円）	－	－			
									経常費用（千円）	－	－			
									経常利益（千円）	－	－			
									行政サービス 実施コスト（千円）	－	－			
									従事人員数（人）	－	－			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価																								
	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。 ・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。 ・上記の対策を実施後、一定期間経過後	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv）その後一定期間経過後も共済手帳の	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建退共事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	（２）特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i）新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（120,860件）。また、被共済者に共済手帳の住所欄に住所を記載させる措置を講じた。 ii）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、更新申請した被共済者の住所欄情報をデータベース化した（569,299件） iii）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ○27 年度要請件数 24,725 人 うち、手帳更新した者 3,806 人 退職金請求した者 1,879 人 【長期未更新者調査】 <table><tr><th></th><th>23 年度</th><th>24 年度</th><th>25 年度</th><th>26 年度</th><th>27 年度</th></tr><tr><td>調査件数</td><td>29,201 人</td><td>27,648 人</td><td>28,159 人</td><td>27,465 人</td><td>24,725 人</td></tr><tr><td>手帳更新者数</td><td>2,944 人</td><td>3,163 人</td><td>3,114 人</td><td>3,100 人</td><td>3,806 人</td></tr><tr><td>退職金請求者数</td><td>1,366 人</td><td>1,419 人</td><td>1,172 人</td><td>1,467 人</td><td>1,879 人</td></tr></table>		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	調査件数	29,201 人	27,648 人	28,159 人	27,465 人	24,725 人	手帳更新者数	2,944 人	3,163 人	3,114 人	3,100 人	3,806 人	退職金請求者数	1,366 人	1,419 人	1,172 人	1,467 人	1,879 人	＜定量的指標＞ ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。 ・ 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。 ・ 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための	＜評定と根拠＞ 評定：B 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を進めることができた。 共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、24 年度と比較して約 17 億円増加した。 これらを踏まえ B と評価する。 ＜評価の視点＞ ・ 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。 ・ 平成 28 年 4 月から移動通算の制度が改正（退職後 2 年以内→3 年以内）されることに伴い被共済者管理システムの改修を行った。 ・ 林退共事業においては、掛金の改定及び利回りの改定に伴い被共済者管理システムの改修を行った。 ・ 遅くとも平成 27 年度末までに行うこととした退職金請求勧奨等を効率的に実施するためのシステムの改修については、システムの安定稼動を優先するため、平成 28 年 3 月に公布され 4 月に施行された中小企業退職金共済法施行令（政令）改正にかかるシステム改修を行った後、調査実施に影響しないようスケジュール調整し、28 年 6 月末までに実装することとした。現在、基本設計から詳細設計までを 3 月末に完了しており、製造から納品は 6 月末までに完了する予定である。 ・ 被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度																									
調査件数	29,201 人	27,648 人	28,159 人	27,465 人	24,725 人																									
手帳更新者数	2,944 人	3,163 人	3,114 人	3,100 人	3,806 人																									
退職金請求者数	1,366 人	1,419 人	1,172 人	1,467 人	1,879 人																									

	も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。 ・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期末更新者の現状を把握すること。	更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 v) 前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期末更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポ	iv) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き行う。また、長期末更新者の状況等を集計した結果を踏まえ、退職金請求勧奨等を効率的に実施できるよう被共済者管理システムを改修する。 v) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。 vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポ	iv) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施した。 ・入力件数 309,133件 平成25年6月からの累計 846,809件 24年度末未登録者 1,137,059件 未登録者残 290,250件 平成25年1月に政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人勤退機構の主要な事務及び事務の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、第3期中期計画に「遅くとも平成27年度末までに行う」と記載した退職金請求勧奨等を効率的に実施するためのシステムの改修については、システムの安定稼動を優先するため、平成28年3月に公布され4月に施行された中小企業退職金共済法施行令（政令）改正にかかるシステム改修を行った後、調査実施に影響しないようスケジュール調整し、28年6月末までに実装することとした。現在、基本設計から詳細設計までを3月末に完了しており、製造から納品は6月末までに完了する予定である。 v) 被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。 ○27年度加入者 120,860人 うち、重複加入者 2,309人 ○27年度退職者 49,452人 うち、追加支給者 124人 支給額 28,120千円 vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。	取組が実施されているか。 ・ 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 ・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。 ・ 長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期末更新者縮減方策をとっているか。 ・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。 ・ 長期末更新者調査等の調査対象共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期末更新者調査について、共済契約者を通じて退職済の被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・ 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・ 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 ・ 長期末更新者縮減対策の準備として被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施した。 ・ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な
--	---	---	--	--	---	---

	スター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ・ 長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・ 引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。 ② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のた	スター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約	・ 広告掲載 16件 vii) 建退共ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 viii) 長期未更新者調査等の調査対象共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう文書で要請した。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 長期未更新者の縮減対策にかかる厚生労働省に提供する年齢別の被共済者の分布資料の準備を行った。 ・ 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施した。 ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 i) 過去2年間手帳の更新手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付15,795 所）した。 ・ 平成25年度調査において、履行の意思があると回答した契約者（5,482所）のうち、さらに2年間履行がなされない契約者（3,488所）を対象に調査を実施し再度、適切な措置をとるよう要請をした。		記載を行うよう要請した。 ＜課題と対応＞ 次年度以降の課題としては、長期未更新者対策への引き続きの取組と、共済証紙販売額の累計と貼付確認額の差額の縮減が挙げられる。 うち前者については、平成 28 年度から長期未更新者対策に住基ネットを活用する等により、長期未更新者対策に努めることとする。 後者については、引き続き共済証紙の適正な貼付に向けた取組を行い、差額の縮減に努めることとする。
--	--	---	--	--	--

	めの取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。	者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握	者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。 ② 清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握	ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう証明書発行を申請してきた共済契約者に対して指導をした。 （加入・履行証明書発行枚数 96,246枚） iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 （制度説明会 42会場（出席者 5,175人）） 共済証紙販売額の累計と貼付累計額の差額については、平成24年度末と比較して約17億円増加した。 ② 清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清退共事業に加入したことを本人に通知した（134件）。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、更新申請した被共済者の住所欄情報をデータベース化した（1,401件）。		
--	---	--	---	--	--	--

	・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、	を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう7人に要請した。 v) 被共済者管理システムの改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。	iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 平成27年度 <table><tr><th>調査対象者</th><th>手帳更新 (含移動通算)</th><th>退職金請求</th></tr><tr><td>17人</td><td>1人</td><td>9人</td></tr></table> iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう7人に要請した。	調査対象者	手帳更新 (含移動通算)	退職金請求	17人	1人	9人		
調査対象者	手帳更新 (含移動通算)	退職金請求										
17人	1人	9人										
・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。												

	未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成 26 年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。 ③ 林業退職金共済事業における長期	vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 ③ 林業退職金共済事業における長期	vi) 清退共ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 また、業界紙等 2 紙に注意喚起の記事を掲載した。 vii) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 (平成27年 9 月 8 日 1,985所、平成28年 2 月17日 1,979所) □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った ③ 林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組		
--	---	---	---	--	--

	未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。	イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林退共事業に加入したことを本人に通知した(2, 372件)。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、更新申請した被共済者の住所欄情報をデータベース化した。(15, 757件) iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 平成27年度 <table><tr><th>調査対象者</th><th>手帳更新等 (含移動通算)</th><th>退職金請求</th></tr><tr><td>153 人</td><td>31 人</td><td>39 人</td></tr></table> iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう130人に要請した。	調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求	153 人	31 人	39 人		
調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求									
153 人	31 人	39 人									

	v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未	v) 長期未更新者の状況等を集計した結果を踏まえ、退職金請求勧奨等を効率的に実施できるよう被共済者管理システムを改修する。 vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 □ 累積した長期未	v) 被共済者管理システムの改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。 vi) 林退共ホームページ、事業主団体の広報誌（1件）などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した（掲載市町村86件）。林野庁メールマガジン（9月20日号）にも同内容の呼びかけを掲載。 vii) 全共済契約者に対し半期に一度、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 （平成27年8月6日 3,257所 平成28年2月17日 3,276所） □ 累積した長期未更新者を縮減するための対策		
--	---	---	--	--	--

		更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った		
--	--	--	--	-------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 （1）業務処理の簡素化・迅速化		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
目標の処理期間内における退職金等支給実施									予算額（千円）	－	－			
中退共事業	受付から 25 日以内に退職金等の支給を行う								決算額（千円）	－	－			
達成度		100%	100%	100%					経常費用（千円）	－	－			
建退共事業 清退共事業 林退共事業	受付から 30 日以内に退職金の支給を行う								経常利益（千円）	－	－			
達成度		100%	100%	100%					行政サービス	－	－			
									実施コスト（千円）	－	－			
									従事人員数（人）	－	－			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	2 サービスの向上 (1) 業務処理の効率化 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii) 建退共事業においては、受付から30日以内	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成27年度の改善実績のとりまとめ及び平成28年度以降の「事務処理改善計画」の作成のとりまとめを行った。 【平成27年度事務処理改善実績（計画に基づくもの）】 機構内事務処理に関すること 8件 加入者が行う手続に関すること 3件 【主な改善実績】 ・ ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。 ・ 林退共事業においては、平成27年10月から実施された掛金日額及び退職金の額の変更等の制度改正に伴い、様式変更やマニュアル作成等を行った。 他に、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に伴い、退職金共済事業において一部の法定調書（退職手当金等受給者別支払調書、公的年金等支払報告書等）を発行する際にマイナンバー（個人番号）を記載する等の必要があり、マイナンバーを保有することから、「退職所得申告書」へのマイナンバーの記載や身元確認書類（マイナンバーつき住民票等）の提出について、ホームページ等により請求者への情報提供を行うとともに、マイナンバーを含む情報（特定個人情報等）を管理するための「特定個人情報管理規程」を新規制定した。また、行政機関等に求められる特定個人情報保護評価について、「特定個人情報保護評価計画管理書」を作成するとともに、中退共事業及び特退共事業についてそれぞれ「基礎項目評価書」を作成し、特定個人情報保護評価のホームページで公表した。 更に、日本年金機構の個人情報漏えい事案を踏まえた「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省行政管理局長通知）の改正に伴い、「個人情報管理規程」を改正した。 ② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行った。 i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）を維持した。 ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給を行った。	＜定量的指標＞ ・ 中退共事業においては、受付から25日以内。 ・ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 退職金等支給に係る処理期間について、各事業とも年度計画の目標を達成した。 また、ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始を行うなど、加入者の利便性の向上を図った。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ ・ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成27年度の実績のとりまとめ及び平成28年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 ・ ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。 ・ 大雨、台風等による災害救助適用地域についても特例措置を迅速に実施した。 ＜課題と対応＞ 平成27年度においても着実に事務処理の改善を行ってきたところであるが、中小企業退職金共済法の改正等が行われたことを踏まえ、より一層事務処理の改善を行い、業務効率化に結びつけることが重要である。

		iii) 清退共事業及び林 退共事業において は、受付から 30 日以 内				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 （2）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4・2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
									予算額（千円）	－	－			
									決算額（千円）	－	－			
									経常費用（千円）	－	－			
									経常利益（千円）	－	－			
									行政サービス	－	－			
									実施コスト（千円）					
									従事人員数（人）	－	－			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価																																										
	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆Aに反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。 ② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターにおいて顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。	（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ＆A等に反映するなど回答の標準化等を図るため、Q＆Aに対する意見等の集計を行った。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報の掲載及び更新を行った。 <table><tr><th colspan="5">○Q＆Aに対する意見等件数</th></tr><tr><th>合 計</th><th>参考になった</th><th>どちらでもない</th><th>ならなかった</th><th>コメント</th></tr><tr><td>1,575 件</td><td>1,344 件</td><td>77 件</td><td>154 件</td><td>174 件</td></tr></table> ② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等情報提供した。 ○ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,232 件であった。 うち、苦情は 11 件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。 <table><tr><th colspan="9">○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数</th></tr><tr><th>合 計</th><th>非常に役にたった</th><th>役にたった</th><th>どちらともいえない</th><th>役にたたなかった</th><th>全く役にたたなかった</th><th>お礼意見</th><th>苦情意見</th><th>その他意見</th></tr><tr><td>277 件</td><td>204 件</td><td>71 件</td><td>2 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>17 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr></table> （注）未記入の場合があるため回答数と合計は一致しない ○加入者のサービス向上のため、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底し、回答の標準化に努めた。 - 相談業務について懇切丁寧な対応を引き続き行うとともに、相談業務対応の基本、実際の応対例等を定めた応答マニュアルを見直した。また、お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターで対応する相談内容を充実するために関係部署とヒアリングを継続して実施し、更に、コールセンターの業務内容の理解と取次ぎ時のスムーズな連携を図るため、職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した。（中退共事業） - 相談・問合せ業務の対応の正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを使用し、本部及び支部への問い合わせに対する統一的な対応をしている。（建退共事業） - 相談員連絡会（５月）を開催し、相談員の１年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。（清退共事業）	○Q＆Aに対する意見等件数					合 計	参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	1,575 件	1,344 件	77 件	154 件	174 件	○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数									合 計	非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	お礼意見	苦情意見	その他意見	277 件	204 件	71 件	2 件	0 件	0 件	17 件	0 件	0 件	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。 ・ コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。 ・ 相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 災害発生時に掛金納付期限の延長手続などホームページを通じて情報提供の迅速化と充実に努めた。 更に情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ - 災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域の最新の情報を一両日中に提供した。 - 機構への資産運用委員会の設置、林退共事業における掛金日額及び退職金の額の変更、建退共事業における退職金の額の変更等、中小企業退職金共済法等の改正内容について掲載した。 - ゆうちょ銀行総合口座への退職金振込開始について及び「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類についてをホームページへ掲載し加入者等へ周知した。 - 解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った。 - より良いお客様サービスの提供を目指し、コールセンター業務の充実を図るため退職金共済業務担当職員の意見を徴収し、対応マニュアルに反映させた。 - マイナンバー対応、法改正等を踏まえ、関係部署との調整のうえ相談窓口対応マニュアルの見直しを行った。 ＜課題と対応＞
○Q＆Aに対する意見等件数																																																
合 計	参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント																																												
1,575 件	1,344 件	77 件	154 件	174 件																																												
○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数																																																
合 計	非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	お礼意見	苦情意見	その他意見																																								
277 件	204 件	71 件	2 件	0 件	0 件	17 件	0 件	0 件																																								

		③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。 ④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。	③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。 ・平成 27 年度は、中小企業退職金共済法等の改正もあり、機構への資産運用委員会の設置（平成 27 年 10 月から）林退共事業における掛金日額及び退職金の額の変更（平成 27 年 10 月から）特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換、中退共事業、建退共事業、清退共事業及び林退共事業の制度間の移動通算を行う場合の全額移換等の制度新設、改正（平成 28 年 4 月から）建退共事業における退職金の額の変更（平成 28 年 4 月から）等、制度改正が相次いだこともあり、これら改正内容や加入者向け説明会の開催日程等について、各事業のホームページに掲載し加入者等へ周知した。 ・ゆうちょ銀行総合口座への退職金振込開始について及び「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類についてをホームページへ掲載し加入者等へ周知した。 ・中退共事業において、ホームページ新着情報で、共済契約者に平成 27 年度の「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した。 ・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った。 ④ 各部署の要望等を基にホームページを適時更新するとともに、平成 27 年 5 月の口永良部島（新岳）噴火、平成 27 年台風第 18 号等、平成 27 年台風第 21 号に係わる災害救助法適用地域への対応等、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 【主な更新情報】 ・中退共、建退共、清退共及び林退共の各四半期ごとの資産運用実績（資産運用部） ・資産運用委員会の議事要旨（資産運用部） ・マイナンバーの取得について（中・建・清・林退共） ・ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始について（中・建・清・林） ・加入企業・受給者の声（建退共） ・財形持家転貸融資金利の改定について（財形部） ・財形制度の意義、内容等について、関係分野の専門家（金融広報中央委員会会長）のインタビュー記事を掲載（財形部） ・子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について（財形部） ・平成 28 年 4 月から中小企業退職金共済法が改正され、特定退職金共済事業からの資産移換制度や共済契約者が非中小企業者となった際の資産移換先の追加（企業型 D C についても資産移換が可能となった。）等の制度新設、改正が行われることに伴い、平成 28 年 1 ～ 3 月にかけて代理店金融機関及び事業主団体等に対し制度改正説明会を開催し情報提供を行った。（14 カ所、15 回）		平成 27 年度においても着実に情報提供の充実を図ってきたところであるが、共済契約者や被共済者の利便性の増大を図る観点からも、今後も引き続き充実のための対策に取り組む必要がある。
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 （3）積極的な情報の収集及び活用		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	（参考）	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度		2 9 年度	指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
										予算額（千円）	－	－			
										決算額（千円）	－	－			
										経常費用（千円）	－	－			
										経常利益（千円）	－	－			
										行政サービス 実施コスト（千円）	－	－			
										従事人員数（人）	－	－			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価																								
	（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。 ④ 建退共事業においては、実態調査を実施し、共済契約者及び被共済者の状況等を把握し、調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中退共参与会、特退共参与会、中特合同参与会をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の26年度の業務実績に対する厚生労働大臣の評価結果について報告を行った。 また、未請求・未更新に対する取組、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の概要等、及び独立行政法人改革に関する中小企業退職金共済法施行令・施行規則等の改正についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。 【主な意見】 ・累積した退職金未請求者については費用対効果を考えながら取組を行い、新たな未請求者を出さない取組についてはマイナンバーの導入も含め、引き続き強化していただきたい。 ・建退共事業の共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、ポスターによる告知など、より積極的な広報をお願いしたい。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」（中退共事業・建退共事業） ・「事業季報」（清退共事業・林退共事業） ③ 中退共制度に加入していない企業を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を10月に実施した（15,000社、有効回答数5,885社、回答率39.2％）。今回の調査は、「退職金制度の有無」、「退職金の支払い準備形態」などについての設問を設けた。平成28年2月までに調査結果の報告書を作成し、調査結果はホームページで公表した。 ④ 共済契約者及び被共済者の状況等を把握するため、調査対象業者・工事現場に対し調査票の発送を行い、回収した調査票の分類・集計作業を行った。 <table><tr><th>調査対象者</th><th>対象数</th><th>有効回答数</th><th>回収率（％）</th></tr><tr><td>専門工事業者</td><td>2,100</td><td>747</td><td>35.6</td></tr><tr><td>元請工事業者</td><td>2,500</td><td>1,722</td><td>68.9</td></tr><tr><td>工事現場</td><td>926</td><td>760</td><td>82.1</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>307</td><td>248</td><td>80.8</td></tr><tr><td>現場労働者</td><td>13,906</td><td>7,705</td><td>55.4</td></tr></table> 業界団体および有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に、実態調査の結果及び各種改善案等を提示し意見を聴くこととしている。	調査対象者	対象数	有効回答数	回収率（％）	専門工事業者	2,100	747	35.6	元請工事業者	2,500	1,722	68.9	工事現場	926	760	82.1	発注機関	307	248	80.8	現場労働者	13,906	7,705	55.4	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。 ・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 参与会を3回開催して外部有識者の意見を聴取した。 また、中退共事業及び建退共事業において「退職金実態調査」を行い、今後の共済事業運営に反映させるための参考とした。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ ・外部の有識者で構成する中退共参与会、特退共参与会及び中特合同参与会をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する厚生労働大臣の評価結果、退職金未請求者等に対する取組、特退共制度の財政検証、独立行政法人改革に関する中退共制度の見直し及び中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令等についての報告を行い、参与から意見を聴取した。 ・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・中退共事業において、平成27年度の「退職金実態調査」は、中退共制度に加入していない企業等を対象に「退職金制度の有無」、「退職金の支払い準備形態」を把握し、今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とし、また調査結果を公表した。 ・建退共事業において、「退職金実態調査」を実施し、共済契約者及び被共済者の状況等を把握するため、調査対象業者・工事現場に対し調査票の発送を行い、回収した調査票の分類・集計作業を行った ＜課題と対応＞ 平成27年度においても着実に情報収集及び活用を図ってきたところであるが、事業改善は不断の努力が重要であり、引き続き情報
調査対象者	対象数	有効回答数	回収率（％）																											
専門工事業者	2,100	747	35.6																											
元請工事業者	2,500	1,722	68.9																											
工事現場	926	760	82.1																											
発注機関	307	248	80.8																											
現場労働者	13,906	7,705	55.4																											

						収集及び活用に努めることが重要である。
--	--	--	--	--	--	---------------------

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	I 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的实施 （1）加入目標数 （2）加入促進対策の実施		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4・2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考） 前中期目標 期間達成率	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
加入目標数								予算額（千円）	－	－			
機構	2, 176, 150 人	2, 595, 250 人	443, 240 人	439, 235 人	435, 230 人	431, 225 人	427, 220 人	決算額（千円）	－	－			
中退共事業	1, 620, 000 人	1, 943, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	経常費用（千円）	－	－			
建退共事業	545, 000 人	640, 000 人	117, 000 人	113, 000 人	109, 000 人	105, 000 人	101, 000 人	経常利益（千円）	－	－			
清退共事業	650 人	750 人	140 人	135 人	130 人	125 人	120 人	行政サービス 実施コスト（千円）	－	－			
林退共事業	10, 500 人	11, 500 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	従事人員数（人）	－	－			
加入者数 【達成率】													
機構		2, 671, 992 人 【103. 0％】	443, 121 人 【100. 0％】	469, 876 人 【107. 0％】	479, 147 人 【110. 1％】								
中退共事業		2, 019, 494 人 【103. 9％】	315, 653 人 【 97. 4％】	338, 185 人 【104. 4％】	355, 781 人 【109. 8％】								
建退共事業		639, 850 人 【100. 0％】	125, 590 人 【107. 3％】	129, 734 人 【114. 8％】	120, 860 人 【110. 9％】								
清退共事業		767 人 【102. 3％】	142 人 【101. 4％】	137 人 【101. 5％】	134 人 【103. 1％】								
林退共事業		11, 881 人 【103. 3％】	1, 736 人 【 82. 7％】	1, 820 人 【 86. 7％】	2, 372 人 【113. 0％】								

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																												
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績		評価指標	法人の自己評価																					
	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施		< 定量的指標 > ・ 新たに加入する被共済者 目標数（29年度までの合計） ・ 中退共事業においては 1,620,000 人 建退共事業においては 545,000 人 清退共事業においては 650 人 林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > ・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。 ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。 ・ 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。	< 評定と根拠 > 評定：B 加入目標の達成に向け、中退共事業が存続厚生年金基金からの移換並びにマスメディアを積極的に活用する等、各事業において様々な積極的取組を行った結果、全ての退職金共済事業において目標を達成した。特に林退共事業については、5年ぶりに目標を達成した。全ての退職金共済事業において加入目標を達成しており、昨年度を上回る実績を挙げたところであるが、定量的指標において対中期計画値の 120%に満たないことから、B と評価する。 < 評価の視点 > ・ 関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行い、10月を加入促進強化月間としてポスター、パンフレット等を活用した集中的な活動を行った。 ・ 未加入事業主に対して個別訪問やダイレクトメールにより加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し追加加入勧奨を行い、また、事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応をした。 ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行うとともに、これら機関が発行する広報誌等へ記事掲載を依頼した。 ・ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけ、新たに1自治体が補助制度を開始した。 ・ 建退共事業においては、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。 ・ 林退共事業においては、国有																					
	中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。	（１）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては 1,620,000 人 ② 建退共事業においては 545,000 人 ③ 清退共事業においては 650 人 ④ 林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人 （２）加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。	（１）加入目標数 平成 27 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。 ① 中退共事業においては 324,000 人 ② 建退共事業においては 109,000 人 ③ 清退共事業においては 130 人 ④ 林退共事業においては 2,100 人 合計 435,230 人 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官	（１）加入目標数 平成 27 年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。 <table><tr><th>27 年度</th><th>機 構</th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>加入目標（人）</td><td>435,230</td><td>324,000</td><td>109,000</td><td>130</td><td>2,100</td></tr><tr><td>加入実績（人）</td><td>479,147</td><td>355,781</td><td>120,860</td><td>134</td><td>2,372</td></tr><tr><td>達成率（%）</td><td>110.1</td><td>109.8</td><td>110.9</td><td>103.1</td><td>113.0</td></tr></table> ・ 中退共事業においては、景気回復による中小企業への影響は未だ限定的な中、存続厚生年金基金からの移換並びにマスメディアを積極的に活用するなどの取り組みを充実させること等により、加入目標の達成率は 109.8%であった。 ・ 建退共事業においては、公共工事発注機関に対し受注者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収、現場標識の掲示の指導等の要請を継続的に行うなど加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施した結果、加入目標の達成率は 110.9%であった。 ・ 清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率は 103.1%であった。 ・ 林退共事業においては、森林管理局を直接訪問し、加入促進の協力依頼を行うなどの取組を積極的に実施した結果、5年ぶりに目標を達成し、加入目標の達成率は 113.0%であった。 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。 なお、特退共事業の従来の放送（映）依頼に加えて、平成 26 年度より中退共事業と連携し、平成 27 年度においてNHK各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビで2回・ラジオで15回放送された。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。		27 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標（人）	435,230	324,000	109,000	130	2,100	加入実績（人）	479,147	355,781	120,860	134	2,372	達成率（%）	110.1	109.8	110.9	103.1
27 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																							
加入目標（人）	435,230	324,000	109,000	130	2,100																							
加入実績（人）	479,147	355,781	120,860	134	2,372																							
達成率（%）	110.1	109.8	110.9	103.1	113.0																							

						林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を行った。																																																
						＜課題と対応＞ 平成 27 年度は目標を達成したものの、引き続き加入促進対策に取り組むことが重要である。																																																
	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ及び You Tube 上で配信する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。	① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（都道府県支部（建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47 か所））、相談コーナー（中退共事業2 か所、建退共事業2 か所）に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>パンフレット等の配布</td><td>1,800 部</td><td>67,456 部</td><td>470 部</td><td>470 部</td></tr><tr><td>備付先</td><td>2 か所</td><td>49 か所</td><td>47 か所</td><td>47 か所</td></tr></table> （注）・備付先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4 共済制度のパンフレットを相互に備え付けている。 ○中退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を中退共コーナーに備え付けて配付した（1,800 枚）。 ・パンフレット類については、3 月に関係機関及び委託団体に発送した（3,686 件）。 ・YouTube 上で配信している動画のアクセス数は、4,841 件。 ○建退共事業においては、 ・YouTube 上で配信している動画のアクセス数は、19,758 件。 ○清退共事業・林退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構（本部、支部）に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った。 （本部備付けパンフレット各 20、支部備付けパンフレット各 470） ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 <table><tr><th colspan="5">【広報資料の窓口備付】</th></tr><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>依頼した団体等の数</td><td>6,826 件</td><td>2,859 件</td><td>278 件</td><td>487 件</td></tr><tr><td>資料配布部数</td><td>228,310 部</td><td>50,054 部</td><td>3,765 部</td><td>8,297 部</td></tr></table> 【記事掲載依頼】 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>依頼した団体等の数</td><td>6,357 件</td><td>1,789 件</td><td>271 件</td><td>434 件</td></tr><tr><td>掲載件数</td><td>1,341 件</td><td>221 件</td><td>3 件</td><td>3 件</td></tr></table> ○中退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 （窓口備付け依頼 6,357 件 228,310 部）（記事掲載依頼 636 件） ・6 月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体（2,802 件）及び業		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	1,800 部	67,456 部	470 部	470 部	備付先	2 か所	49 か所	47 か所	47 か所	【広報資料の窓口備付】						中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	6,826 件	2,859 件	278 件	487 件	資料配布部数	228,310 部	50,054 部	3,765 部	8,297 部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	依頼した団体等の数	6,357 件	1,789 件	271 件	434 件	掲載件数	1,341 件	221 件	3 件	3 件	
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																		
パンフレット等の配布	1,800 部	67,456 部	470 部	470 部																																																		
備付先	2 か所	49 か所	47 か所	47 か所																																																		
【広報資料の窓口備付】																																																						
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																		
依頼した団体等の数	6,826 件	2,859 件	278 件	487 件																																																		
資料配布部数	228,310 部	50,054 部	3,765 部	8,297 部																																																		
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																		
依頼した団体等の数	6,357 件	1,789 件	271 件	434 件																																																		
掲載件数	1,341 件	221 件	3 件	3 件																																																		

			務委託・復託団体（3,555 件）に行うとともに、職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。 （訪問による依頼 職員： 82 件 普及推進員等：1,932 件）（掲載確認 1,341 件） ・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた 26 年度団体一覧をホームページに掲載した（掲載団体数 1,054 件）。 ○建退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料の窓口備付け依頼 2,859 箇所（内 窓口備付け 279 箇所） 広報記事の掲載依頼 1,789 箇所（内 記事掲載 221 箇所） ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画 DVD を配布した（5 枚）。 ○清退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 278 所 3,765 部 記事掲載依頼 271 所 うち、記事掲載 3 件 ○林退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 487 所 8,297 部 記事掲載依頼 434 所 うち、記事掲載 3 件		
		ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施する。	ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。 ・特退共事業の従来の放送（映）依頼に加えて、平成 26 年度より中退共事業と連携し、平成 27 年度において NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った結果、テレビ 2 回・ラジオ 15 回放送された。（再掲） ○中退共事業においては、 ・サブ月間を含む期間、拠点地域を中心にテレビ用スポット CM を放送。 ・月間を含む期間、首都圏地域においてテレビ用提供 CM を、全国放送の BS 局においてテレビ用スポット CM を、全国放送の時間帯においてラジオ用 CM を放送。 ・地方局 2 局においてテレビ用提供 CM を放送。 ・CM 放送を行ったテレビ局において、パブリシティ（番組内で中退共制度の紹介）を放送。 ・既加入事業所であるケーブルテレビ局を訪問し、CM 放送を依頼した結果、不定期での放送が開始された。 ・兵庫県の協力により、地元ラジオ局で制度紹介の放送を行った。 ・新聞 2 紙、経済誌等 5 誌に広告を掲載。 ○建退共事業においては、 ・業界新聞（4 社）への広告掲載 8 回 - 記事掲載 4 回 ・本部 業界団体専門誌広告掲載 60 回 - 記事掲載 12 回 ・支部 テレビ放送 23 回 - ラジオ放送 132 回		
	ハ 工事発注者の協	ニ 建退共事業にお	ニ 建退共事業においては、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場		

	力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。 既加入事業主に対し、文書等により	いては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。 i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を	標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。 ・要請依頼 7月1日 1,741 団体 ・説明会（本部実施分） 2月8日茨城県公共工事契約業務連絡協議会主催 参加人数：80 人 ・説明会（支部実施分） 開催回数 158 回 参加人数 14,218 人 ② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ○中退共事業においては、 ・普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を実施した。 (未加入企業訪問数は 10,230 件、加入 1,246 件) ・無料相談対象地域（643 所）及び対象地域以外（74 所）において未加入事業所訪問活動を実施した。 (首都圏 411 所、東海地域 66 所、近畿地域 166 所、その他 74 所) ・未加入事業所を対象に一般説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 16 回 441 所 525 人（うち個別相談会 91 所） ・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った（272 所）。 ・拠点地域における未加入事業所を対象にダイレクトメールによる加入勧奨を行った（1,851 件）。 ○建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 ・相談対応件数：6,801 件 ○清退共事業においては、相談員連絡会（5 月）を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行った。 i) 業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページにおいて業務委託契約に係る公募を行った。 (復託契約 39 件) ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した（29,518 件）。		
--	--	--	---	--	--

		追加加入促進を定期的に行う。 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	配布するなどして追加加入促進を実施する。 iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。 iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。	iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化した。 ・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例会議を実施した。 - 首都圏 11 回、東海地域 11 回、近畿地域 11 回 ・事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った（173 件）。 ・商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った（98 件）。 ・農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った（31 件）。 ・不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（13 件）。 ・特別相談員・普及推進員全国会議を東京にて開催し、中小企業退職金共済法に係る法令改正の内容等を周知した。 iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行った。 ・地域に密着した信用金庫等を訪問してパンフレット等の配布、備え付け及び金融機関による加入勧奨を依頼した（49 件）。 ・城南信用金庫主催の「2015”よい仕事おこし”」へ出展している未加入企業に対しダイレクトメール（パンフレット・制度説明会参加申込書・無料訪問相談申込書等）を送付（377 社）。 ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度広報の掲載。 v) 厚生労働省と連携し、高い成長が見込まれる分野等の業種に対し加入勧奨を行った。 ・厚生労働省と連携し、農林水産省に働きかけ紹介を受けた卸売市場関係団体を訪問して、加入促進の協力を依頼した結果、中退共制度の説明を理事会等で行った（訪問 6 団体、説明 3 団体）。 ・北海道歯科医師会及び大阪府歯科医師会の会員に向けた退職金制度のアンケートを集計し、その結果を日本歯科医師会、北海道歯科医師会、大阪府歯科医師会及び厚生労働省に報告した。また、アンケートの回答・集計結果を精査し、今後の加入勧奨に反映できるよう検討を行った。 ・厚生労働省から紹介された全国水産物商業組合連合会を訪問して、加入促進の協力を依頼した結果、中退共制度の説明を理事会で行った。 ・厚生労働省と連携し、公益社団法人全国学習塾協会及び公益社団法人日本動物病院協会に来年度発行の会報誌に中退共制度の記事掲載を依頼した。 ・フランチャイズチェーン企業に対する加入勧奨を行うため、（一社）日本フランチャイズチェーン協会等へ記事掲載等を依頼した（20 回）。 ハ 建退共事業においては、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 ・要請件数 306 社 - パンフレット配布 23 社 14,051 部配布 - PDF による配布 14 社 606 部配布 ・個別訪問 20 社 - パンフレット配布 4 社 1,870 部配布 - PDF による配布 2 社 51 部配布		
--	--	---	---	--	--	--

	ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。	ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に 行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に 行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。	ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実に 行うよう、文書等による加入勧奨を行った（平成 27 年 9 月 8 日 1,985 所、平成 28 年 2 月 17 日 1,979 所）。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者の確認を行ったところ、未加入事業主の該当はなかった。 iii) 「全国酒類製造名鑑 2015」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った（117 事業所）。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、2度にわたり新規雇用労働者の事業加入を確実に 行うよう、文書等による加入勧奨（平成 27 年 8 月 6 日 3,257 所、平成 28 年 2 月 17 日 3,276 所）。 ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。 <table><tr><td>未加入事業所</td><td>53 所</td></tr><tr><td>加入事業所</td><td>399 所</td></tr><tr><td>計</td><td>452 所</td></tr></table> また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。	未加入事業所	53 所	加入事業所	399 所	計	452 所		
未加入事業所	53 所										
加入事業所	399 所										
計	452 所										
	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った（実施回数 7 回）。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（実施回数 50 回）。								

		度の普及及び加入 勸奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼するなど、制度の周知広報を行う。 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。	iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った。 実施数 82 回 ・労働保険事務組合 36 回 ・社会保険労務士会 1 回 ・商工会議所 2 回 ・商工会 7 回 ・労働基準協会 1 回 ・その他の団体 35 回 iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構開催の「中小企業総合展」、「新価値創造展」及び東京都が開催する「産業交流展」に資料設置を依頼し、制度の周知広報を行った。 ・未加入企業へダイレクトメールを送付した。 資料設置回数 5 回、ダイレクトメールを送った出展企業及び未加入企業数 1,011 社 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨の要請を行った（18 回）。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（6 回）。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（124 回）。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（171 回）。		
--	--	--	--	--	--

		〈清退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。	〈清退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勸奨 15 所（山形県酒造組合他） ・資料配布による勸奨 7 所 1,250 部（能登杜氏組合等） 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勸奨 13 所（近畿・中国森林管理局他） うち、25 年度より実施（3 ヶ年計画） 2 森林管理局（近畿・中国、四国） 5 府県（岡山県庁、大阪府庁、兵庫県庁、愛媛県庁、高知県庁） うち、26 年度より実施 ・林業就業支援事業運営会議 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業全国担当者会議 ・資料配布による勸奨 11 所 2,430 部（林業木材製造業労働災害防止協会等）																	
	④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10 月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報	④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 10 月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 <table><tr><td></td><td>中退共事業</td><td>建退共事業</td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>ポスター</td><td>19,353 部</td><td>12,500 部</td><td>163 部</td><td>326 部</td></tr><tr><td>パンフレット等</td><td>814,355 部</td><td>79,510 部</td><td>2,386 部</td><td>2,015 部</td></tr></table> ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・90 事業所 iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	19,353 部	12,500 部	163 部	326 部	パンフレット等	814,355 部	79,510 部	2,386 部	2,015 部		
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																
ポスター	19,353 部	12,500 部	163 部	326 部																
パンフレット等	814,355 部	79,510 部	2,386 部	2,015 部																

		活動等の集中的展開	依頼等を行った。 <table><tr><td></td><td>中退共事業</td><td>建退共事業</td><td>清退共事業</td><td>林退共事業</td></tr><tr><td>実施要綱の配布</td><td>8,473 枚</td><td>11,071 枚</td><td>1,220 枚</td><td>1,961 枚</td></tr></table> </		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	8,473 枚	11,071 枚	1,220 枚	1,961 枚
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業									
実施要綱の配布	8,473 枚	11,071 枚	1,220 枚	1,961 枚									

		金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 未加入事業所を把握し、個別的就業促進効果的な加入勧奨の実施 iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知	ii) 未加入事業所を把握し、個別的就業促進効果的な加入勧奨を実施した。 - 建設事業者に対する制度説明会 1会場（出席者 92人） iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した。 元請事業主 - 個別訪問 20社（再掲） - パンフレット配布 4社 1,870部配布 専門工事業団体 55団体 iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布した。 - 専門工事業団体等 16,495部 v) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 本部 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 12回 記事掲載 4回 支部 テレビ放送 23回（NHK 2回、民放 21回） ラジオ放送 132回（NHK 15回、民放 117回） 〈清退共事業〉 i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した。 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 業界新聞等に情報掲載依頼を2件行った。 〈林退共事業〉 全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 業界新聞等に情報掲載依頼を2件行った。		
--	--	--	---	--	--

		徹底により、加入促進と履行の確保の実施 ⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。	徹底により、加入促進と履行の確保の実施 ⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 ⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、存続厚生年金基金から中退共事業への移行を促進するため、基金事務局等に周知広報を実施するとともに、関係機関等と連携を図る。	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、 - 出張等の際に地方自治体を訪問し、掛金助成・補助制度の拡大・充実を働きかけた（28自治体）。 - 幕別町農民同盟青色申告会主催の中退共制度説明会を契機に事業主が北海道幕別町に働きかけた結果、4月から新たに補助制度を開始した。 - 東京都の非正規雇用から正規雇用への転換促進事業の中で中退共制度へ加入した場合に助成金を上乗せする制度について東京都と連携して準備を進めた。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共発注機関（都道府県、市区町村）（1,741所）に対し入札資格申請時の建退共加入履行証明書または経営事項審査結果通知書による建退共加入の確認、また、工事発注の都度、受注業者から掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。未実施の市区町村についても掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収を要請した。 ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策として以下のような活動を行った。 （添付資料① 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業） - 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った <table border="1"> <tr> <td>未加入事業所</td> <td>53 所</td> </tr> <tr> <td>加入事業所</td> <td>399 所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>452 所</td> </tr> </table> また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。（再掲） ⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進 - 基金事務局が開催した説明会で制度の周知広報を行った（15件）。 - 商工会等の委託団体を訪問し、基金移換について商工会等へ周知広報等を依頼した。 ＜平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 林退共事業における加入目標達成のため、関係団体や林野庁とも連携した取組を展開した。特に「緑の雇用」の助成条件に林退共制度等の加入が加えられたことから、5年ぶりに目標を達成した。 さらに、中退共事業では、存続厚生年金基金からのスムーズな移換を図るため、基金事務局が開催した説明会への参加や商工会等の委託団体を訪問し、積極的な周知広報活動に努めた。	未加入事業所	53 所	加入事業所	399 所	計	452 所		
未加入事業所	53 所											
加入事業所	399 所											
計	452 所											

				加えて、全国の普及推進員等を本部に召集し開催した会議の中で、各々の活動状況報告を行い更なる普及促進活動に役立つよう情報を共有した。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		指標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16 日以内に融資の貸付決定							予算額（千円）	－	－			
達成度		100%	100%	100%				決算額（千円）	－	－			
新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、満足した旨の評価割合	8 割以上							経常費用（千円）	－	－			
達成度		100%	100%	100%				経常利益（千円）	－	－			
財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数	毎年 20 万件以上							行政サービス実施コスト（千円）	－	－			
実績値		231,030 件	267,321 件	207,332 件				従事人員数（人）	－	－			
達成度		【115.5%】	【133.7%】	【103.7%】									
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12 万件以上												
実績値		120,500 件	307,000 件	315,900 件									
達成度		【100.4%】	【255.8%】	【263.3%】									
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	5 誌以上												
実績値		6 誌	7 誌	6 誌									
達成度		120%	140%	120%									

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。 2 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。 2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させて	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。 2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させて	Ⅱ 財産形成促進（以下「財形」という。）事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、外部専門家による職員研修(住宅ローン審査・債権管理)を実施したほか、受講した通信講座（保証の基礎と経営者保証のガイドラインの実務に強くなるコース、住宅ローン相談に強くなるコース、事業性評価に強くなるコース、）を修了するなど担当者の融資審査能力の向上に努めた。貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。これまでの東日本大震災の被災者に対する特例措置及び中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置に加え、7月からは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を開始し、幼稚園児の保護者に配布される無料情報誌に子育て特例措置の広告を掲載する等制度の周知を行った。なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。 また、新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の81.4%の者から満足した旨の評価を得た。 さらに貸付決定に当たっては、平成27年度中に貸付決定したすべて（681件）について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。 2 周知について 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、以下の措置を講じた。 ① 利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。 - 平成27年度は第4・四半期に、関係分野の専門家（金融広報中央委員会会長）のインタビュー記事をホームページに掲載した。 - 財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページ及びパンフレットに掲載し、内容の充実を図った。 - 申込みに係る手引等の作成については、制度改正等の整理を行い、平成28年3月に完成し、金融機関等の関係機関への配布を行った。 - 貸付金利等の利用条件については、確定後速やかに掲載を行った。特に、これまでの中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置に加え、7月から実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についても特設ページにて情報掲載を行い、普及促進に努め	<定量的指標> - 財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。 - 新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。 - 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 - 地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。 - 企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 - 外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。 <その他の指標> なし <評価の視点> - 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。	<評定と根拠> 評定：B 融資業務のサービス向上を図るため、平成27年度中に資金交付した転貸勤労者に対するアンケートを行い、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得た。また、貸付決定に当たっては、平成27年度中に借入申込みのあったすべてについて、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。 周知に関しては、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数並びに中小企業に対する制度の導入及び運営に係る各種情報提供数について、いずれも数値目標を達成した。 これらを踏まえBと評価する。 <評価の視点> 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、外部専門家による職員研修、通信講座の受講及び図書等の活用を行うとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図りながら、適正な貸付金利の設定を行った。また、これまでの東日本大震災の被災者に対する特例措置及び中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置に加えて、7月からは子育て中の勤労者を対象に貸付金利を引き下げる特例措置を

	利便を図ること。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。	いくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指す。 ② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 - 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。	いくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。 ② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。 ③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20 万件以上を目指す。 ④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。特に、平成 27 年度以降も継続実施する中小企業貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組む - 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。	た。 ② インターネットや電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答を Q & A としてホームページに公開した。 ③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、207, 332 件であり、目標を上回った。 ④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。特に、平成 27 年度以降も継続実施する中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置についての周知を行った。 - 行政機関等 20 機関のメールマガジンを活用し、315, 900 件の登録者に財形制度の周知を図った。 - 地方公共団体 7 団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 - 財形制度の普及促進については、11 事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組んだ。 - 企業向け情報誌 6 誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。	ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。	講じた。 - 財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページ及びパンフレットに掲載し、内容の充実を図った。 - 貸付金利等の利用条件については、確定後速やかに掲載を行った。特に、これまでの中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置に加え、7 月から実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についても特設ページにて情報掲載を行い、普及促進に努めた。 <課題と対応> 融資業務及び周知について、定量的指標は達成しているものの、引き続きの努力が必要と考えている。 また、貸付決定日数の短縮や周知の充実など融資制度に関するものだけでなく、財形制度全般の周知を図ることが財形融資の積極的な活用につながるものであることから、財形制度全般の周知に取り組むことが重要と考えている。
--	---	--	---	--	--	---

	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度 6,000 か所以上に送付することを目指す。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。	⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 6,000 か所以上に送付することを目指す。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行うため、平成 27 年度については、詳細設計及びテストを行う。	・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置については、インターネットによる広報を実施し、周知に努めた。 ⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、効率的な制度の周知、利用の促進を図った。 関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 7,035 箇所を送付した。 また、日本FP協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャル・プランナー等に対して情報提供を行った。 3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新のため、詳細設計を終了し、計画したテストを実施した。 また、ハードウェアについては、機器を設置し、必要な設定を行い、環境構築を完了した。		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の削減を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の削減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。 2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の削減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。 2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成26事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成27事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 機構として、業務の適正性を日常的に確保するため、監査室を設置し（平成27年4月1日）、平成27年度から新たに策定した「調達等合理化計画」において随意契約等の点検を行う調達等合理化検討チームに監査室併任職員がメンバーとなることにより、経費の削減のための取組を行ったほか、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ特に重要と考えられた情報セキュリティ対策について、システム管理部と監査室併任職員の間で連携しながら実施状況の確認等を行うなどの取組を実施した。 また、年度計画に即して以下の取組を行った。 ① 退職金共済事業において、平成27年10月から実施された林退共事業の掛金日額及び退職金の額の変更に対応し、既に電子化されているシステムの変更を行うとともに、平成28年4月から実施される各事業の制度改正に伴うシステムの変更の準備を行った。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について、以下の取組を行った。 - 中退共事業において、保険会社については、協力会社としていた方式を改め、事業主団体同様の業務委託を開始した。（27年度末現在 大同生命、富国生命、第一生命、住友生命、三井住友海上火災） - 中退共事業において、省令改正に伴い、契約申込書の審査体制の見直しを行った。 - 中退共事業において、マイナンバー制度導入に伴い、退職届及び退職金請求書の審査体制などの見直しを行った。 2 中期計画の定期的な進行管理 ① 機構の平成26事業年度業務実績等報告書を全員回覧するとともに、平成27事業年度計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知を図るよう各本部及び総務部各課へ依頼した。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ - 業務実施体制の効率化及び人員・経費の削減が図られているか。 - 各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。 - 外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。 - 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 効率的な業務実施体制の確立等のため、監査室を設置したほか、電子化、外部委託に関する取組を進めることができた。 また、中期計画の定期的な進行政管理に取り組み、「業務運営・推進会議」等を定期的に開催し、業務の遂行状況の把握・検証を行うとともに、その結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。 更に、リスク管理・コンプライアンス委員会等の開催により内部統制の強化に努めた。 これらを踏まえBと評価する。 ＜評価の視点＞ - 機構における業務の適正性を日常的に確保するためや金融業務のリスクを的確に管理するため、監査室併任職員が中心となって、調達等合理化のための取組を進めるとともに、情報セキュリティに関する取組についてもシステム管理部と連携しながら実施状況の確認等を行うなどにより、業務実施体制の効率化及び経費の削減を図るための取組を行った。 - 退職金共済事業における各種制度改正に伴うシステムの変更を行うなど、各種業務の電子化、機械化の推進に向けた取組を図っている。 - 中退共事業において、保険会社については、協力会社としていた方式を改め、事業主団体同様の業務委託を開始した。 - 現行の各事業における加入状況等を踏まえると、国民のニーズとずれている事務・事業等が当機構にあるとは考えていないが、必要に応じ見直しを行うこととする。

	2内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極	3内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書」及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制につい	3内部統制の強化 ② 少なくとも四半期ごとに「業務運営・推進会議」を開催し、平成 26 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。 ③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。	3内部統制の強化 ② 「業務運営・推進会議」（平成27年度から従来の「業務推進委員会」を名称変更。）を5回開催し、各事業本部及び総務部の26事業年度実績報告審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「26事業年度業務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（6月30日）。 ③ 中退共事業及び建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した。	業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。 職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。 内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	「業務運営・推進会議」は5回、中退共事業及び建退共事業における「加入促進対策委員会」は各4回開催し、業務の遂行状況等の把握を行った。 「業務運営・推進会議」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。 また「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極的な加入勧奨を実施した。 なお、建退共事業においては、引き続き、都道府県別職業訓練校・工業高等学校に対する制度周知など加入勧奨対策を行った。 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報セキュリティについて、理事長から全役職員向けにメッセージを発し、意識の涵養を図った。 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、理事会、業務運営・推進会議及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。
--	--	---	--	---	---	--

	的に公表すること。	(3)の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	て、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるリスク管理及びコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	・「契約の適正化の推進」のため、昨年に引き続き契約監視委員会を3回開催し、審議概要等をホームページに掲載した。 ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成27事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規程遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディスカッションを行ったほか、10月以降は、毎月の理事会終了後にも定期的にディスカッションを行った。 ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 ・業務の適正性を日常的に確保するため、監査室を設置した(平成27年4月1日)。平成27年度から新たに策定した「調達等合理化計画」において随意契約等の点検を行う調達等合理化検討チームに監査室併任職員がメンバーとなることにより、経費の縮減のための取組を行ったほか、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ特に重要と考えられた情報セキュリティ対策について、システム管理部と監査室併任職員の間で連携しながら実施状況の確認等を行うなどの取組を実施した。(再掲) ・金融業務等のリスクを的確に管理するため「独立行政法人勤労者退職金共済機構リスク管理規程」、「独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用リスク管理規程」等を整備するとともに「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、委員には理事長が任命する外部有識者を1名加えることとした(平成27年4月1日)。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会については、外部有識者を委員に加えた形で開催し(平成28年3月24日)、機構におけるリスク管理体制の実態の報告を行い、部署ごとにリスク管理項目の洗い出しを要請した。 ・参議院厚生労働委員会における「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」の可決に際し、「独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。」との附帯決議が附されたことを踏まえ、資産運用関係役職員に係る金融商品の取引の規制に関する規程の制定準備を行った。 ・情報セキュリティ対策として行った各種の指示の実施状況を確認するため、職員のセキュリティリスクのあるウェブサイトの閲覧状況の確認、不審メール対策として不要なメルマガの購読解除状況、文書管理システム内の個人情報の削除状況の確認、セキュリティ対策チェックリストの配布・集計などを行った。	・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。 ・講じた措置についての公表が適切に行われているか。 ・政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 ・理事会や理事長と管理職員との個別面談等において、コンプライアンスに係る事項や職場環境についても確認した。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、機構におけるリスク管理体制の実態の報告を行い、部署ごとにリスクマップのうちリスク管理項目を列挙することを要請した。 ・契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催し審議概要等をホームページで公表した。 ・政府の方針を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)からのセキュリティ情報を管理者等へ注意喚起を行うとともに、「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会」を実施している。 また、日々のセキュリティ対策の運用においても、毎週業務終了後セキュリティプログラムの更新を行い、最新のセキュリティレベルを維持している。
3 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を以下のとおり実施した。 ・内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)からのセキュリティ情報を管理者等へ注意喚起を行った。 ・メールソフトのセキュリティ設定を行うよう職員に周知した。 ・システム運用のセキュリティ対策として、最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週業務終了後セキュリティプログラムの更新及びウイルスチェックを実施した。 ・サイバー攻撃が予想された日の保守事業者へ監視体制の強化を依頼した。 ・情報セキュリティの全般に関する問題点や取組みについて情報共有するため11月から毎週会議を開催した。 ・セキュリティ監査の実施に係る準備を行った。 ・サイバー攻撃対策セミナーを職員が2回受講した。 ・「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会」を実施した。 運用管理者：3名、管理担当者：14名、役職員：8名、新入職員：11名 ・情報セキュリティについて連携を図るため、情報セキュリティ委員会を4回開催し、情報セキュリティについて担当者と意見交換を行なった。			＜課題と対応＞ 平成27年度においては着実に効率的な業務実施体制を構築してきたところであるが、中小企業退職金共済法の改正等が行われたことを踏まえ、より一層効率化を図ることが重要である。 また、中期計画の定期的な進行管理や内部統制の強化にも取り組んだところであるが、独立行政法人通則法の改正により内部統

			・業務系システムを使用する際の端末と情報系システムを使用する際の端末を分離した。 ・機構電算システムのセンタ設備ハードウェア及びネットワークの更改を行った。 ・アクセス可能な外部のウェブサイトをファイアウォールにより厳しく制限した。 ・情報系システムの利用時に ID・パスワードによる認証を強制させるようにした。 ・情報セキュリティについて、理事長及びシステム担当理事(CISO)から全役職員向けにメッセージを発した（平成 27 年 10 月 21 日、平成 28 年 1 月 21 日、2 月 12 日）。 ・「情報セキュリティ（DVD）セキュリティ研修会」を実施した（8 回上映）。 また、相談コーナー及び業務委託先へはDVDを配布した。 役職員、派遣及びアルバイト：341 名、新入職員：11 名 ・機構において情報漏えいが起きたと仮定したサイバーテロ対応訓練を行った（平成 27 年 12 月 17 日）。 ・年末年始などの長期不在期間における情報セキュリティ対策とし、仕事納め退社時の端末をログオフとすることで、不在期間中も端末に最新のセキュリティパッチが導入されるよう、注意喚起を実施した。 ・情報系と業務系とのネットワークを物理的に分離するための取組みを開始した。 ・情報系システム内に大量の個人情報を残さないよう指示し確認を行なった。 ・業務委託先における個人情報の取扱い、管理体制等、情報漏えい防止対策の把握をするため検討を行い、報告用紙（チェックリスト）を作成し、業務委託先 2 社に対し報告徴求を行った。 ・情報セキュリティ対策の検討を行う際の参考にするため、「情報セキュリティ チェックリスト」(自己診断①パスワードを定期的に変更しているか②不審メールは削除しているか③個人情報や機密情報が含まれるファイルにパスワードをかけて管理しているか等)を作成し、役職員、派遣及びアルバイト職員に対し実施した。 ・相談コーナー及び業務委託先に対し、文書による注意喚起を行った。 ＜平成 26 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 内部統制の強化等については、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、機構におけるリスク管理体制の実態の報告を行い、部署ごとにリスク管理項目の洗い出しを要請している。 また、毎週セキュリティプログラムの更新を行い、最新のセキュリティレベルの維持に努めた。情報セキュリティに関する研修会を開催し、職員の意識向上を図るなど、様々なセキュリティ対策を行いつつ、情報系と業務系とのネットワークを物理的に分離する取組みを開始した。		制に関する取組を強化する必要があることから、今後とも不断の見直しを行う必要がある。
--	--	--	--	--	---

4．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	5 業務運営の効率化に伴う経費削減（１）一般管理費及び業務経費 （２）人件費		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)
	一般管理費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 251, 421	286, 093	277, 415	268, 744	260, 080	251, 421	
	一般管理費（実績値）（千円）		200, 559	192, 125	257, 875			
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度予算額（295, 788 千円）に比べて 15%以上の削減	32. 2%	35. 0%	12. 8%			
	業務経費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 4, 699, 564	4, 990, 687	4, 934, 185	4, 877, 499	4, 819, 307	4, 699, 564	
	業務経費（実績値）（千円）		4, 015, 874	3, 971, 061	4, 161, 315			
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度予算額（5, 081, 381 千円）に比べて 5 %以上の削減	21. 0%	21. 9%	18. 1%			

注）削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。

削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績		評価指標	法人の自己評価																	
	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。 (2) 人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。 (2) 人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。 (2) 人件費 総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については12.8%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については18.1%の削減を行った。 <table><tr><td colspan="3">一般管理費</td></tr><tr><td>24年度予算額</td><td>27年度決算額</td><td>削減額（率）</td></tr><tr><td>295,788千円</td><td>257,875千円</td><td>37,913千円(△12.8%)</td></tr></table> <table><tr><td colspan="3">業務経費</td></tr><tr><td>24年度予算額</td><td>27年度決算額</td><td>削減額（率）</td></tr><tr><td>5,081,381千円</td><td>4,161,315千円</td><td>920,066千円（△18.1%）</td></tr></table> また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った（平成27年5月13日、8月14日、11月13日、平成28年2月10日）。 (2) 人件費 機構の平成27年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。	一般管理費			24年度予算額	27年度決算額	削減額（率）	295,788千円	257,875千円	37,913千円(△12.8%)	業務経費			24年度予算額	27年度決算額	削減額（率）	5,081,381千円	4,161,315千円	920,066千円（△18.1%）	＜定量的指標＞ - 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ - 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 - 総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。 - 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）	＜評定と根拠＞ 評定：B 平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については12.8%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については18.1%の削減を行った。 また、人件費についても諸手当を国に準拠して支給しているほか特別都市手当を国家公務員より低い水準に留めており、必要な検証も行っている。 このため、中期目標期間の最終年度である平成29年度までに目標を十分に達成しうる水準を維持していることに鑑みBと評価する。 ＜評価の視点＞ - 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 - 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の18.5%よりも低い水準に留めている。 - 年齢のみで比較した対国家公務員指数は115.4となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、102.1、地域・学歴勘案では103.2と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。
	一般管理費																							
	24年度予算額	27年度決算額	削減額（率）																					
295,788千円	257,875千円	37,913千円(△12.8%)																						
業務経費																								
24年度予算額	27年度決算額	削減額（率）																						
5,081,381千円	4,161,315千円	920,066千円（△18.1%）																						

	その検証結果や取組状況を公表すること。	① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は 115.4 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、102.1、地域・学歴勘案では 103.2 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 ③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。（国からの財政支出額 8,372 百万円、支出予算の総額 741,173 百万円：平成 27 年度予算）さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、99.5 と低い水準に抑えられている。（平成 27 年度賃金構造基本統計調査との比較） （注）上記については、平成 28 年 6 月末に機構ホームページにおいて公表	・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）	・ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。 ・ 法定外福利費の支出については定期的に見直しを行い、現在支出しているものは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。 ＜課題と対応＞ 平成 27 年度決算の状況を踏まえ、引き続き経費削減に努める必要がある。 また、人件費についても引き続き検証を行うことが重要である。
--	----------------------------	--	--	---	---	--

4．その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 （3）契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。	（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。	（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。 ① 監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会（平成 27 年 7 月 1 日、平成 28 年 1 月 7 日、3 月 23 日開催）において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。 また、「平成 27 年度調達等合理化計画」を、契約監視委員会による点検を受けた後に決定し公表した（平成 27 年 7 月 31 日）。 更に、同計画を推進するため総務担当理事（兼内部統制担当理事）を総括責任者とし、監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームを構成し、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを受ける（指摘事項の対応状況を調達等合理化検討チームメンバーが決裁時に確認することによりダブルチェックともなる）体制を確保した。 【調達等合理化計画における重点的取組み結果】 (1) システムに関する調達 一般競争入札(総合評価落札方式を含む)及び公募によるシステム関連契約 14 件（内一者応札 9 件） 競争性のない随意契約 20 件（内システム関連 8 件） (2) その他の取組み 企画競争により実施していた契約を一般競争入札(総合評価落札方式)に移行したことにより年間約 400 万円程度の削減を図った。 また、経費節減にはいたらなかったものの事業本部ごとの契約を契約満了に伴い一本化することで事務の効率化を図った(2 件)。 事前調達説明会議は、平成 28 年 1 月～3 月の間に 7 回（16 件）行った。 競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページで公表した（平成 27 年 5 月 12 日、8 月 12 日、11 月 10 日、平成 28 年 3 月 15 日）。 （添付資料② 調達等合理化計画） ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 新たな取り組みとして、入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ - 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 - 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。 - 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「平成 27 年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、平成 27 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。さらに、外部有識者による契約監視委員会を 3 回開催し、平成 27 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。 概ね年度計画どおりであり B と評価する。 ＜評価の視点＞ 「平成 27 年度調達等合理化計画」を策定しホームページで公表を行った。 - また、同計画を推進するため調達に係る手続の見直しとして調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを受ける体制を確保した。 - 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 - 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 ＜課題と対応＞ 平成 27 年度は概ね計画どおりの実績を残すことができたが、特に一者応札・応募に関する見直しに取り組むことが重要である。

	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。	③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。	③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査(平成 27 年 5 月 29 日、7 月 27 日、10 日 30 日、平成 28 年 2 月 19 日)や会計監査人による監査を受けた。		
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)
	累積解消計画の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
	累積欠損金額		1, 095 百万円	1, 002 百万円	795 百万円	911 百万円			
	解消額			93 百万円	207 百万円	△115 百万円			
	達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%	△125%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	第4 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、厚生労働省における予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めているところであり、平成27年度は、掛金収入が15億5千4百万円、退職給付金が15億3千1百万円となり収入が支出を2千3百万円上回った。また、資産運用においては市場環境が厳しいなか運用収入3億8百万円を計上、決算運用利回りは2.23%となり、資産残高においても前年度139億6千3百万円から142億1千6百万円と2億5千3百万円の増加となった。 しかしながら、平成27年10月から予定運用利回りの引下げ（0.7%→0.5%）と掛金改定（日額460円→470円）を実施したことに伴い、責任準備金単価が増加となったことから、責任準備金が3億6千8百万円増加し、累積欠損金が9億1千1百万円となった。 （添付資料③ 累積欠損金解消計画） ＜平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 平成26年12月開催の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、制度の安定的運営を図るため、①予定運用利回りを0.7%から0.5%へ引下げることと、退職金の給付水準を確保するため掛金日額を10円引き上げて470円にすること、②運用収入の増加を図るため資産運用方法の見直しを行い委託運用部分について一般の中小企業退職金制度との合同運用を行うことができるよう中小企業退職金共済法の改正を行うこと等が決定された。 なお、①については、平成27年10月から、②については、平成28年4月から実施した。これらの改善策をふまえて、累積欠損金解消計画に定められた累積欠損金解消目標残高を達成できるように引き続き努めたい。	＜定量的指標＞ - 累積解消計画の年度ごとの解消目安額林退 92 百万円を達成しているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ - 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 - 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	＜評定と根拠＞ 評定：B 定量的指標である年度計画値92百万円を達成することができなかったが、下記の＜評価の視点＞のとおりに業務運営上の課題は改善傾向に向かっていることからB評価とする。 ＜評価の視点＞ - 資産運用においては市場環境が厳しいなか運用収入3億8百万円を計上、また、積極的な加入促進対策の効果により加入目標2,100人に対して2,372人と目標を達成、掛金収入においても15億5千4百万円と前年度比6千7百万円の増加等により収益の改善につながった。 - 平成27年度決算において、業務経理への繰入額を前年度決算と比較して4百万円節減した。（対業務経理繰入決算比：△5%） ＜課題と対応＞ 平成27年度は、利回り及び掛金改定を実施したことにより、責任準備金が増加したため年度ごとの解消目安額を達成できなかったが、加入者数及び掛金収入の状況も増加であった。 平成28年度以降も引き続き健全な資産運用及び積極的な加入促進等の実施に努めることとする。

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2．主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標					
	ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成					

＜ 2 5 年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。
なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0. 67%	0. 58%	0. 09%
国内株式	18. 64%	18. 56%	0. 08%
外国債券	14. 73%	15. 28%	△0. 55%
外国株式	34. 28%	32. 43%	1. 85%
合計	13. 91%	－	0. 28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。
建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.24％）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0. 69%	0. 58%	0. 11%
国内株式	20. 67%	18. 56%	2. 11%
外国債券	15. 43%	15. 28%	0. 15%
外国株式	32. 79%	32. 43%	0. 36%
短期資産	△0. 03%	0. 04%	△0. 07%
合計	8. 23%	7. 75%	0. 49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0. 65%	0. 58%	0. 07%
国内株式	20. 05%	18. 56%	1. 48%
外国債券	14. 80%	15. 28%	△0. 48%
外国株式	33. 49%	32. 43%	1. 06%
短期資産	0. 02%	0. 04%	△0. 02%
合計	7. 18%	6. 93%	0. 24%

※委託金額合計 13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.52％）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。
なお、基本ポートフォリオを平成26年2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0. 42%	0. 58%	△0. 16%
国内株式	22. 38%	18. 56%	3. 82%
外国債券	13. 22%	13. 93%	△0. 71%
外国株式	30. 79%	30. 83%	△0. 03%
合計	5. 75%	5. 23%	0. 52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

＜ 2 6 年度 ＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	—	△0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14.55%	13.47%	1.09%

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.28％）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01％	2.97％	0.04％
国内株式	34.69％	30.69％	4.00％
外国債券	12.15％	12.28％	△0.13％
合計	5.75％	5.47％	0.28％

※委託金額合計 5,015 百万円

＜ 2 7 年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。ベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.65％	5.40％	0.25％
国内株式	△11.39％	△10.82％	△0.57％
外国債券	△2.63％	△2.74％	0.11％
外国株式	△9.25％	△8.64％	△0.60％
合計	△2.63％	—	△0.12％

※委託金額合計 1,842,546 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.49％）となった。

なお、基本ポートフォリオを平成 28 年 3 月 1 日に変更し、3 月中に 5 資産が 4 資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは 2 月までの収益率である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.99％	5.40％	0.59％
国内株式	△9.97％	△10.82％	0.85％
外国債券	△2.58％	△2.74％	0.16％
外国株式	△8.50％	△8.64％	0.14％
短期資産	0.17％	0.03％	0.15％
合計	1.35％	1.07％	0.28％

※委託金額合計 300,436 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.67％	5.40％	0.26％
国内株式	△6.60％	△10.82％	4.22％
外国債券	△2.72％	△2.74％	0.02％
外国株式	△11.31％	△8.64％	△2.66％
短期資産	0.00％	0.03％	△0.02％
合計	2.16％	1.68％	0.49％

※委託金額合計 14,898 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.86％	5.40％	0.45％
国内株式	△8.25％	△10.82％	2.57％
合計	△0.02％	△0.81％	0.78％

※委託金額合計 819 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.78%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.97%	5.40%	0.56%
国内株式	△6.70%	△10.82%	4.12%
外国債券	△2.94%	△2.74%	△0.19%
合計	4.57%	3.79%	0.78%

※委託金額合計 5,230 百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績							評価指標	法人の自己評価																																																	
	2 健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 (添付資料④ 平成 27 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況) (添付資料⑤ 平成 27 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書) (単位：百万円) <table><tr><th></th><th>中退共 給付経理</th><th colspan="2">建退共</th><th colspan="2">清退共</th><th>林退共 給付経理</th></tr><tr><th></th><th></th><th>給付経理</th><th>特別 給付経理</th><th>給付経 理</th><th>特別 給付経 理</th><th></th></tr><tr><td>資産残高</td><td>4, 568, 795</td><td>941, 146</td><td>33, 687</td><td>4, 389</td><td>303</td><td>14, 216</td></tr><tr><td>運用収入</td><td>27, 418</td><td>10, 728</td><td>463</td><td>32</td><td>1</td><td>308</td></tr><tr><td>運用費用</td><td>54, 141</td><td>52</td><td>5</td><td>3</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>決算運用利回り</td><td>△0. 58%</td><td>1. 14%</td><td>1. 36%</td><td>0. 67%</td><td>0. 37%</td><td>2. 23%</td></tr></table><table><tr><td>当期純損失</td><td>65, 036</td><td>4, 650</td><td>206</td><td>62</td><td>1</td><td>115</td></tr></table> ○中退共事業においては、 - 平成 27 年度の資産運用は、自家運用では安定した収益を確保したものの、中国市場の混乱や原油価格の下落を契機に、世界経済の先行き不透明感が台頭し、内外株式市場が下落したため、委託運用では、内外株式の収益が大幅なマイナスとなった。平成 28 年 2 月から実施された日銀のマイナス金利政策により、自家運用は、2 月以降においてはマイナス利回りの債券購入を見合わせた。 - 数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。 - 平成 27 年 3 月末運用資産残高及び経済予測、市場状況等に基づき基本ポートフォリオの検証を行い、効率的フロンティア上にある事を確認した。 この検証結果を踏まえ、「資産運用企画会議」及び「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 ○建退共事業においては、 - 資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、平成 28 年 4 月からの予定運用利回りの見直しに伴う基本ポートフォリオの見直し等について資産運用委員会の議を経たうえで理事会の承認を得て、平成 28 年 3 月 1 日に「資産運用の基本方針」の変更を行った。 - 建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。 - 建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0. 49%）となった。								中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理			給付経理	特別 給付経理	給付経 理	特別 給付経 理		資産残高	4, 568, 795	941, 146	33, 687	4, 389	303	14, 216	運用収入	27, 418	10, 728	463	32	1	308	運用費用	54, 141	52	5	3	－	－	決算運用利回り	△0. 58%	1. 14%	1. 36%	0. 67%	0. 37%	2. 23%	当期純損失	65, 036	4, 650	206	62	1	115	< 定量的指標 > ・ 各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 < その他の指標 > なし < 評価の視点 > i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産	< 評定と根拠 > 評定：B 資産運用は、「資産運用評価委員会(平成 27 年 10 月 1 日から「資産運用委員会」)」による外部評価を反映しつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。委託運用においては中国市場の混乱や原油価格の下落を契機に、世界経済の先行き不透明感が台頭し、内外株式市場が下落したため、内外株式の収益が大幅なマイナスとなったが、建退共事業及び林退共事業については、国内債券の収益がプラスとなり収益を確保した。なお、自家運用においては安定した収益を確保した。また、委託運用については、委託運用機関に対する適切な選定・管理・評価に努めた結果、中退共事業については、国内株式、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、外国債券ではベンチマークを上回った。建退共・清退共・林退共事業については、いずれも全体でベンチマークを上回った。 これらを踏まえ B とした。 < 評価の視点 > i 資産運用は、「資産運用評価委員会（平成 27 年 10 月 1 日から「資産運用委員会」)」による外部評価を反映しつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。結果として、自家運用では安定した収益を確保したものの、中国市場の混乱や原油価格の下落を契機に、世
	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理																																																							
		給付経理	特別 給付経理	給付経 理	特別 給付経 理																																																								
資産残高	4, 568, 795	941, 146	33, 687	4, 389	303	14, 216																																																							
運用収入	27, 418	10, 728	463	32	1	308																																																							
運用費用	54, 141	52	5	3	－	－																																																							
決算運用利回り	△0. 58%	1. 14%	1. 36%	0. 67%	0. 37%	2. 23%																																																							
当期純損失	65, 036	4, 650	206	62	1	115																																																							

			・なお、基本ポートフォリオを平成 28 年 3 月 1 日に変更し、3 月中に 5 資産が 4 資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは 2 月までの収益率である。 ○清退共事業においては、 ・資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証等について資産運用委員会の議を経たうえで理事会の承認を得て、平成 28 年 3 月 1 日に「資産運用の基本方針」の変更を行った。 ・清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。 ○林退共事業においては、 ・資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、中退共との合同運用の実施及びそれに伴う基本ポートフォリオの見直し等について資産運用委員会の議を経たうえで運営委員会及び理事会の承認を得たことから平成 28 年 4 月 1 日付で「資産運用の基本方針」の変更を行った。 ・林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.78%）となった。 ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用企画会議」を四半期に 1 回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。 <table><tr><th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr><tr><td>開催回数</td><td>13 回 (毎月)</td><td>7 回 (四半期)</td><td>6 回 (四半期)</td><td>6 回 (四半期)</td></tr></table> ○中退共事業においては、資産運用企画会議を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・有価証券信託の運用状況 ・資産間リバランスについて ・委託運用に係る平成 26 年度総合評価およびシェア変更について ・平成 26 年度運用実績 ・平成 26 年度金銭信託の運用結果報告（第 4 四半期・通期） ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の評価基準（中退共資産）の改定について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 26 年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の平成 26 年度実績に基づく総合評価について ・平成 27 年度金銭信託の運用結果報告（第 1 四半期～第 3 四半期） ・スチュワードシップ活動状況の概要 ・基本ポートフォリオの検証結果について ・中退共と林退共の合同運用について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 27 年度上半期決算について ・平成 27 年度第 4 回資産運用委員会議題（中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針の改定案について） ・国内株式 1 ファンドの委託契約全部解約について		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	開催回数	13 回 (毎月)	7 回 (四半期)	6 回 (四半期)	6 回 (四半期)	構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点） ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点） ・ 「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。 ・ 「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。	界経済の先行き不透明感が台頭し、内外株式市場が下落したため、委託運用では、内外株式の収益が大幅なマイナスとなった。平成 28 年 2 月から実施された日銀のマイナス金利政策により、自家運用は、2 月以降においてはマイナス利回りの債券購入を見合わせた。 ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。また、資産運用委員会を 4 回開催し、基本ポートフォリオの見直し等及び中退共と林退共の合同運用について審議を行い、議を経たうえで理事会の承認を得て、平成 28 年 3 月 1 日に建退共事業及び清退共事業、平成 28 年 4 月 1 日に林退共事業の「資産運用の基本方針」の変更を行った。 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について報告を行った。 資産運用評価委員会を 3 回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 ・ 退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 ・ 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。 ・ 平成 27 年度は、資産運用委員会の前身となる資産運用評価委員会において、平成 26 年度の運用結果について報告を
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業											
開催回数	13 回 (毎月)	7 回 (四半期)	6 回 (四半期)	6 回 (四半期)											

				・マイナス金利下における資金配分の考え方について ○建退共事業においては、資産運用企画会議を年7回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （7回開催）平成27年6月26日、9月29日、11月24日、12月25日、平成28年2月23日、2月29日、3月29日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・有価証券信託の運用状況について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成26年度決算及び平成27年度上半期決算について ・スチュワードシップ活動の概要について ・基本ポートフォリオの見直し等について ・平成27年度第2回資産運用委員会議題（建設業退職金（特別）共済事業資産運用の基本方針の改定案について） ・マイナス金利下における資金配分の考え方について ・金銭信託に係る総合評価について ・金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更案について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更案について ○清退共事業においては、資産運用企画会議を年6回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （6回開催）平成27年6月26日、9月29日、11月24日、12月25日、平成28年2月23日、3月29日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・スチュワードシップ活動の概要について ・基本ポートフォリオの検証等について ・平成27年度第2回資産運用委員会議題（清酒製造業退職金（特別）共済事業資産運用の基本方針の改定案について） ・マイナス金利下における資金配分の考え方について ・金銭信託に係る総合評価について ○林退共事業においては、資産運用企画会議を年6回開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 （6回開催）平成27年6月26日、9月29日、11月24日、12月25日、平成28年2月23日、3月29日 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・スチュワードシップ活動の概要について ・中退共と林退共の合同運用について ・基本ポートフォリオの見直し等について ・平成27年度第2回及び4回資産運用委員会議題（林業退職金共済事業資産運用の基本方針の改定案について） ・マイナス金利下における資金配分の考え方について ・金銭信託に係る総合評価について ③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成26年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。（添付資料⑥ 平成26事業年度資産運用結果に対する評価報告書） 第1回 平成27年6月10日 平成26年度の資産運用結果について報告 第2回 平成27年6月22日 部分評価書（案）の審議 各委員の了承後、6月30日付けで部分評価を決定	・ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。 ・ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	行い運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 「平成26年度資産運用結果に対する評価報告書」に基づく具体的な評価結果を踏まえ、安全かつ効率を基本とした運用に努めた。 ・ 原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用企画会議資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 ・ 自家運用では安定した収益を確保したものの、中国市場の混乱や原油価格の下落を契機に、世界経済の先行き不透明感が台頭し、内外株式市場が下落したため、委託運用では、内外株式の収益が大幅なマイナスとなった。平成28年2月から実施された日銀のマイナス金利政策により、自家運用は、2月以降においてはマイナス利回りの債券購入を見合わせた。 ・ 中退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において、制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、利益が生じた場合第3期中期計画最終年度末（平成30年3月）までを目途に剰余金として3,500億円、毎年度目標額を600億円とした剰余金の積立配分方法が定められた。 ・ 建退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において審議され、予定運用利回りの引上げ及び退職金の不支給期間の短縮について併せて行うことが適当と取りま
--	--	--	--	---	--	---

	ること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適	資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 また、平成 27 年 10 月以降は「資産運用委員会」において、資産運用に関する評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。 ④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少	第 1 回、第 2 回の資料及び議事要旨をホームページで公表した（平成 27 年 8 月 7 日）。 第 3 回 平成 27 年 9 月 1 日 平成 26 年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議。 ・資産運用評価委員会の審議を踏まえ、各委員と調整の上、「26 事業年度評価報告書」を取りまとめた（平成 27 年 9 月 17 日）。 ・同委員会の資料及び議事要旨並びに同報告書をホームページに公表した（平成 27 年 10 月 13 日） ○各事業本部とも運用全体の評価結果としては、運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けた。 【主な留意点】 ・委託運用（金銭信託・新団体生存保険）について、全体として超過収益率の合計がマイナスになったことにかんがみ、適切な対応が望まれる（中退共） →委託運用におけるマネジャーストラクチャーの見直しについては、平成 28 年度に行う方向で検討中 ・累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される（林退共事業） →平成 28 年度から委託運用について、中退共事業と林退共事業との合同運用を開始している。 ○ 平成 27 年 10 月以降は、中小企業退職金共済法改正により新たに厚生労働大臣が任命する資産運用委員 5 名からなる「資産運用委員会」が設置されたため、同委員会を開催し、基本ポートフォリオの見直し等について審議を行うとともに、退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について報告を行った。 第 1 回 平成 27 年 11 月 13 日 委員長の選任 委員会議事録作成及び公表要領について 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況報告 今後の諮問等議題について 第 2 回 平成 27 年 12 月 8 日 基本ポートフォリオの検証について（中退共） 基本ポートフォリオの検証等について（清退共） 基本ポートフォリオの見直し等について（建退共） 中退共と林退共の合同運用等について 第 3 回 平成 28 年 2 月 8 日 資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況報告 中退共と林退共の合同運用開始に伴う資産移管等について 資産運用委員会における今後の諮問等議題について 第 4 回 平成 28 年 3 月 29 日 ※持ち回り開催 「中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針（退職金共済契約に係る）」及び「林業退職金共済事業資産運用の基本方針」の改定について ④ 理事会（毎月開催）及び資産運用企画会議（中退共は毎月、それ以外は四半期毎）の資料を会議終了後速やかに厚生労働省に提供した。また、中退共は月別ベンチマーク収益率等を毎月厚生労働省に提供した。 ・理事会資料（事業概況、資産運用残高表、運用資産構成状況等） ・資産運用企画会議資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）及び議事要旨 これらに加えて、平成 27 年 10 月以降は、各事業における四半期ごとの資産運用実績を機構の資産運用のホームページ上で公表している。		とめられ、これを受け政省令が平成 28 年 3 月に改正され平成 28 年 4 月 1 日から施行となった。 ・ 清退共の利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において 5 年に一度の財政検証を行った結果、制度の安定的な運営及び信頼性の確保を図るため、予定運用利回り等の制度の見直しは行わないことが適当であるとされた。 ＜課題と対応＞ 平成 27 年度は、中退共を除く各経理について、プラスの決算利回りを得たほか、委託運用におけるベンチマークと同等以上のパフォーマンスを達成している。 ほか、平成 27 年 10 月から新設された「資産運用委員会」を定期的に開催し、新たに四半期ごとの資産運用状況を公表する等、情報開示を強化したところであるが、引き続き「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本とした資産運用を行うことが重要である。
--	--	---	--	---	--	---

		宜、厚生労働省に提供する。	なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。			
--	--	---------------	------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	Ⅱ 財産形成促進事業		
	Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。	Ⅱ 財産形成促進事業 ① 効率的な財政運営 財形融資については、前述の 1－7「財産形成促進事業の周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図りながら、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営に努めた。また、財形融資については、平成 27 年度約 121 億円の貸付決定を行った。 ② 債権管理 平成 27 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ - 財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。 - 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。 - 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	＜評定と根拠＞ 評定：B 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を図ることができた。また、雇用促進融資については、約定どおり財政投融資へ償還を行ったことから、年度計画どおりであり B とした。 ＜評価の視点＞ - 財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を図ることとした。 - 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 - 雇用促進融資については、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行った。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を 31 回実施し、現状の把握等適切な管理及び必要に応じた法的措置により、債権の回収・処理に努めた。 なお、財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じて債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。 ① 債権管理 平成 27 年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 - 業務指導 31 回 ② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。 - 償還額 ： 元金 21 億円 利息 2.9 億円		＜課題と対応＞ 財形融資の財政運営及び債権管理については、計画どおり効率的な運営管理を図ることができたと考えているが、引き続きの努力が必要と考えている。 雇用促進融資事業については、管理・回収業務のみであり、引き続き適切な債権管理等に努めることが重要である。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	第4 その他の業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		(参考情報)
	財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上		
	実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付	3, 742 件	3, 819 件	3, 903 件				
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	124. 7%	127. 3%	130. 1%				
	中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上		
	実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付	1, 014 件	1, 035 件	1, 514 件				
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	101. 4%	103. 5%	151. 4%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	評価指標	法人の自己評価
	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。 ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付する。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を 3,000 件以上送付する。 ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を 1,000 件以上送付する。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付するとともに制度の概要の説明を行う。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報業務の連携として、以下の取組を実施した。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するなど、両事業の関係機関等に対し、連携して以下のとおり効率的な広報活動を行った。 ・中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した（「中退共だより」は機構ホームページにも掲載）。 ・日本F P 協会主催のフェアに中退共事業と財産形成促進事業が連携して、資料を設置し、両制度の周知広報を行った。 ・労働局関係の就職面接会において連携して資料を設置。 ・財形制度関連情報誌に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。 ・建退共全国支部事務局長会議において、財形部職員により、財形制度の説明を行うとともに同制度のパンフレットを配布した。 ・建退共制度導入の事業主団体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。 ・建退共各都道府県支部の窓口で財形制度のパンフレットを設置した。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員数 51 人以上の事業主を対象として 3,903 件に財産形成促進事業の資料送付を行った。 ③ 中小企業事業主に対して、中退共事業と財産形成促進事業の資料を 1,514 件送付した。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会 16 箇所において、財産形成促進事業に関する資料を配布し、併せて制度概要の説明を行った。	<定量的指標> ・ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付しているか。 ・ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	<評定と根拠> 評定：B 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携として、数値目標を上回るとともに、数多くの取組を行い、共同での加入勧奨や、中退共の既加入事業所に対する財形制度の導入勧奨などに積極的に取り組んだ。また、災害が起きても確実に支給できる体制を確立している。 予算に対しては、その範囲内で適正に執行し、予算額に比し、約 499 百万円の減としたほか運営費交付金については適正に執行した。また、財形融資事業における短期借入金についても借入限度額範囲内で、適切に借入を行った。 職員の採用、研修、人事異動については、適切に実施したほか、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。また、職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者を集めることができた。 以上のことから、概ね年度計画どおりであり B と評価する。 <評価の視点> ・ 平成 27 年度に以下の取組を実施した。 ・ 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した（「中退共だより」は機構ホームページにも掲載）。 ・ 日本F P 協会主催のフェアに中退共事業と財産形成促進事業が連携して、資料を設置し、両制度の周知広報を行った。 ・ 就職面接会に中退共事業と財産形成促進事業が連携し資料を設置して、周知広報を行った。 ・ 建退共制度導入の事業主団

	2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	2 災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性（ＢＣＰ）の強化のため、独法通則法の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、「独立行政法人勤労者退職金共済機構事業継続計画」を策定した。（平成 27 年 4 月 1 日） また、 ○機構において情報漏えいが起きたと仮定したサイバーテロ対応訓練を行った（平成 27 年 12 月 17 日）。（再掲） ○中退共事業においては、 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示により、大阪コーナーでの業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を実施した（平成 27 年 6 月 25 日）。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 ○建退共、清退共、林退共事業においては、 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。 ○財産形成促進事業においては、 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。	・ 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。	体の広報誌に財形制度の広告掲載を行った。 ・ 建退共各都道府県支部の窓口 に財形制度のパンフレットを設置した。
	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙（略）	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－ 1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－ 7 のとおり	第 5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙－ 1 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 2 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 3 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 4 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－ 5 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－ 6 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－ 7 のとおり	2 収支計画 ① 機構総括 別紙－ 8 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－ 9 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－ 10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－ 11 のとおり	・ 中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・ 運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。 ・ 短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。 ・ 職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実	・ 災害時における事業継続性強化のため ・ 中退共事業においては、対策を完了しており、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 ・ 建退共、清退共、林退共事業においては、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。また、特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより毎日に行うこととし、また、磁気テープについては外部保管している。 ・ 財産形成促進事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。 ・ 予算の範囲内で適正に執行し、たことにより約499百万円の減となった。 ・ 雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行した。 ・ 財産形成促進事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 ・ 職員の採用についてはホームページに掲載するほか、ハロー

		③ 建退共事業等勘定 別紙－10 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－11 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 別紙（略） 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由	③ 建退共事業等勘定 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ① 中退共事業においては 20 億円 ② 建退共事業においては 20 億円 ③ 清退共事業においては 1 億円 ④ 林退共事業においては 3 億円 ⑤ 財形融資事業においては 600 億円 ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円 2 想定される理由	⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－13 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14 のとおり 3 資金計画 ① 機構総括 別紙－15 のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙－16 のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙－17 のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙－18 のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－19 のとおり ⑥ 財形勘定 別紙－20 のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－21 のとおり 第6 短期借入金の限度額 1 限度額 ⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。 214.98 億円(平成 27 年 6 月 24 日～29 日) 70.32 億円(平成 27 年 12 月 24 日～28 日) その他の事業においては借入実績はなかった。	施しているか。	ワークへの募集依頼や大学等に求人情報を提供し、幅広い募集を行った。 - 研修については、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づき実施した。 - 人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った。 ＜課題と対応＞ 平成 27 年度は概ね計画どおりの実績を挙げることができたが、退職金共済事業と財産形成促進事業を行っている機構の一体性にかんがみ、シナジー効果を発揮するための取組を引き続き講じていくこと、また、職員研修の充実等についても引き続き取り組むことが重要である。
--	--	---	---	---	----------------	--

	① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。 ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 方針 ① 平成 28 年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼のみならず、「Uni Career（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広く行った結果、138 名の応募者があった。 また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接を行い、最終個別面接を実施した結果、計 9 名を採用した。 平成 27 年 10 月 1 日採用 3 名 平成 28 年 4 月 1 日採用 6 名 さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえたリスク管理のための体制を強化するため、運用調査役についてホームページへ募集案内の掲載を行い、計 2 名を採用した。		
--	--	---	--	--	--

		② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業	② これまでの研修結果を踏まえ、「平成27年度研修計画」を策定、実施する。 ③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。 第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業	平成27年5月1日採用 1名 平成28年4月1日採用 1名 ② 平成27年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 また、平成27年度の独法評価を踏まえ、平成28年度研修計画では、資産運用部門に係る研修を充実させるとともに、新年金制度導入に伴う資産運用基礎知識に関する実務研修を加える等した。 (添付資料⑦ 能力開発プログラムの概要) 平成27年度研修実績 132回 548名参加 ・基本研修 13回 148名 ・実務研修 119回 400名 ③ 将来の機構幹部職員の人材育成を図るため、人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験を踏まえた人事配置に加え、人材育成・職員のキャリアアップの観点から多様な業務を経験させるため、平成27年度中に機構職員のうち38.0%の職員の人事異動を行った。 また、理事長による管理職員の個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ、職員の業務遂行における役割等を明らかにし、意識等の向上を図った。 第10 積立金の処分に関する事項 平成26事業年度財務諸表等について、平成27年7月17日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり②の業務に充てた。 ② 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の業務に附帯する業務 建退共特別業務経理 16,141,255円 ＜平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 市場動向の変化に適切に対応するため、平成28年度研修計画では、資産運用部門に係る研修を充実させるとともに、新年金制度導入に伴う資産運用基礎知識に関する実務研修を加える等した。		
--	--	--	--	---	--	--

--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

平成 27 事業年度業務実績報告書添付資料

添付資料①	緑の雇用現場技能者育成対策事業……………	1
添付資料②	調達等合理化計画……………	2
添付資料③	累積欠損金解消計画（林退共）……………	6
添付資料④	平成 27 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況（一般の中小企業、 建設業、清酒製造業、林業退職金共済事業）……………	1 1
添付資料⑤	平成 27 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する、 評価報告書……………	1 7
添付資料⑥－ 1	一般の中小企業退職金共済事業における平成 26 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	3 2
添付資料⑥－ 2	建設業退職金共済事業における平成 26 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	4 9
添付資料⑥－ 3	清酒製造業退職金共済事業における平成 26 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	7 3
添付資料⑥－ 4	林業退職金共済事業における平成 26 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書……………	9 1
添付資料⑦	能力開発プログラムの概要……………	1 0 4

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業

- 新規就業者の確保・育成からキャリアアップまで、「3年間の研修」等を通じて林業事業体を支援
→新規就業者を雇用し育成に取り組む林業事業体を支援します。(研修生1人当たり月額9万円等)
- 林業事業体の雇用環境の改善や労働安全の向上を図り、就業者の定着を支援

□ 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

確保

育成

…基本…

キャリアアップ

➢ 就業ガイダンス、トライアル雇用等

◆ 林業就業への理解の促進、就業機会の拡大に向けた**就業説明・相談会**

◆ 林業への適性の見極めや、林業の作業実態等の理解を図るための**3ヶ月程度の短期雇用**

➢ 林業作業士(フォレストワーカー)研修 (新規就業者)

◆ 林業に必要な資格等(※)の取得に加え、**基本的な知識・技術**等の習得のための集合研修と実地研修(OJT)を組み合わせた**3年間の研修**
(※チェーンソー、高性能林業機械等)

実地研修(OJT)		集合研修(目安)
1年目	最大8か月	28日間
2年目	最大9か月	29日間
3年目	最大9か月	21日間

➢ 現場管理責任者(フォレストリーダー)研修 (就業5年以上)

◆ **担当現場の効率的な運営**に必要な知識・技術等の習得のための研修

➢ 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)研修 (就業10年以上)

◆ **複数の現場を統括管理**するために必要な知識・技術等の習得のための研修

【拡充のポイント】

✓ 移住・交流情報ガーデン(総務省)等の連携により、**就業ガイダンスを効果的に実施**

✓ 効率的・効果的な研修実施のため、**3年間研修の月数の見直し(従来:10・8・8ヶ月 → 見直し後:8・9・9ヶ月)**

✓ 年度途中採用者の早期育成のため、**後期研修の実施(11～1月の3ヶ月間の研修:翌年度の研修の基礎部分の前倒しによる研修のダブルトラック化)**

✓ 主伐・再造林の拡大に対応するため、**鳥獣害対策を研修カリキュラムに追加**

✓ 集合研修の**指導者の育成のための研修を実施**

✓ 効率的な作業実施に向け、**キャリアアップ研修の強化**

➢ 能力評価システム導入

□ 林業労働安全推進対策

- ◆ 林業就業者の**キャリア形成**を通じて、**雇用の安定**を図るため、能力評価システム導入等に取り組む林業事業体を支援
- 林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家を活用した林業労働安全対策を推進

平成 28 年 6 月 30 日

平成 28 年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。))は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 160 件、契約金額は 42.8 億円である。また、競争性のある契約は 140 件(87.5%)、28.5 億円(66.5%)、競争性のない随意契約は 20 件(12.5%)、14.3 億円(33.5%)となっている。

平成 26 年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数、金額ともに増加している(件数は 53.8%の増、金額は 18.3%の増)が、これは、退職金共済業務に係るマイナンバー対応によるフロア工事及び、複数年(2年)契約である事務所、地方コーナーの賃貸借契約(5件、7億円)、ネットワーク分離のための緊急対応(2件、0.4 億円)によるものであり、今後システムのオープン化により競争入札に移行予定である財形融資システム関係の契約(7 件、1.0 億円)を除くと改善傾向にある。

表 1 平成 27 年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(40.0%) 48	(67.3%) 30.5	(41.9%) 67	(58.3%) 25.0	(39.6%) 19	(△17.9%) △5.5
企画競争・公募	(49.2%) 59	(6.0%) 2.7	(45.6%) 73	(8.0%) 3.4	(23.7%) 14	(26.4%) 0.7
競争性のある契約(小計)	(89.2%) 107	(73.3%) 33.2	(87.5%) 140	(66.5%) 28.5	(30.8%) 33	(△14.3%) △4.8
競争性のない随意契約	(10.8%) 13	(26.7%) 12.1	(12.5%) 20	(33.5%) 14.3	(53.8%) 7	(18.3%) 2.2
合 計	(100%) 120	(100%) 45.3	(100%) 160	(100%) 42.8	(33.3%) 40	(△5.6%) △2.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 37 件(26.4%)、契約金額は 17.0 億円(59.8%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数は増加、金額は減少している(件数は 37.0%の増、金額は 5.9%の減)。件数の増加は主に企画競争による勤労者財産形成制度普及事業の委託契約(11 件、0.3 億円)が前年より 4 件増加、事前確認公募が 4 件増加したことによるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は 14 件、16.7 億円、そのうち一者応札となった契約は 9 件、15.0 億円となっており、昨年と同程度となっている。

表2 平成 27 年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	80 (74.8%)	103 (73.6%)	23 (28.8%)
	金額	15.1 (45.6%)	11.5 (40.2%)	△3.7 (△24.3%)
1 者以下	件数	27 (25.2%)	37 (26.4%)	10 (37.0%)
	金額	18.1 (54.4%)	17.0 (59.8%)	△1.1 (△5.9%)
合 計	件数	107 (100%)	140 (100%)	33 (30.8%)
	金額	33.2 (100%)	28.5 (100%)	△4.8 (△14.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約については、システムのオープン化により競争入札に移行予定のもの及び 1.(1) の特殊要因によるものを除けば、概ね改善傾向にあるといえる。しかしながら、一者応札・応募の件数割合については横ばいであることから、引き続きその改善に努めることとする。

平成 28 年においては、①～③の取組を実施することで適正な調達を目指す。

- ① 「1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」に基づき公告期間の延長及び十分な履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施し、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらったとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価することが必要と認められた場合においては、必要に応じ意見招請を実施し総合評価落札方式により調達を行う。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

- (1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

随意契約を締結することとなる案件等については、役員及び調達等合理化検討チームに調達の内容等に関して事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【調達等合理化検討チーム等による点検を実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで調達に関し、以下の取組を行っている。

- ① 物品及び役務等の調達にあつては、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し決裁の上、入札及び契約業務を実施している。その上で、担当理事にも回付し、厳正な評価を行っている。
- ② 相互牽制機能の強化を図るため、要求部署の調達に係る原議書により調達の必要性、調達内容等に関して契約事務担当課を経由する過程でチェックを行っている。また、調達の必要性が認められたものについては、契約事務担当課がこの原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、要求部署とは独立して契約事務を進めている。また、調達案件のうち額が大きい等重要なものについては、必要性につき理事長まで原議を上げて判断を仰いでいる。
- ③ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施している。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務課長及び総務課長が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当

する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 2,137 百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 43 条第 5 項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 15 年 10 月に予定運用利回りが 2.1%から 0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 366 百万円、16 事業年度 120 百万円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 1,650 百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近 3 か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成 17 年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 30 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要がある、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 4 期中期計画終了時の 34 年度末までの 18 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 1,650 百万円を 18 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 92 百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 92 百万円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 460 百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

平成27事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

【一般の中小企業退職金共済事業】

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	5.65%	41.6%	5.40%	40.9%	0.25%
アクティブ	5.96%				0.55%
パッシブ	5.42%				0.02%
国内株式	△11.39%	19.5%	△10.82%	19.7%	△0.57%
アクティブ	△12.03%				△1.22%
パッシブ	△10.81%				0.01%
外国債券	△2.63%	19.7%	△2.74%	19.7%	0.11%
アクティブ	△2.51%				0.23%
パッシブ	△2.75%				△0.01%
外国株式	△9.25%	19.3%	△8.64%	19.7%	△0.60%
アクティブ	△9.65%				△1.01%
パッシブ	△8.63%				0.01%
合 計	△2.63%	100.0%	—	100.0%	△0.12%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

決算運用利回り	(参考値)
1.00%	1.21%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURA bond・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均
利率 (総合 : 27 年 3 月末 ~ 28 年 2 月末の単純平均) である。

【建設業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.99%	68.0%	5.40%	67.2%	0.59%
国内株式	△9.97%	15.9%	△10.82%	16.6%	0.85%
外国債券	△2.58%	8.1%	△2.74%	8.1%	0.16%
外国株式	△8.50%	7.9%	△8.64%	8.1%	0.14%
短期資産	0.17%	0.0%	0.03%	—	0.15%
合 計	1.35%	100.0%	1.07%	100.0%	0.28%

(注)1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

3. 時間加重収益率は、費用控除前である。

4. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

5. ②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。

6. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

7. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
- ・ 外国債券 シティ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
- ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
- ・ 短期資産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）

8. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益（約定日と受渡日の為替レートの差損益）等が含まれている。

9. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考） 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.21%	1.21%

(注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

【建設業退職金共済事業（特別給付経理）】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.67%	73.0%	5.40%	72.7%	0.26%
国内株式	△6.60%	13.3%	△10.82%	13.7%	4.22%
外国債券	△2.72%	6.8%	△2.74%	6.8%	0.02%
外国株式	△11.31%	6.9%	△8.64%	6.8%	△2.66%
短期資産	0.00%	0.0%	0.03%	—	△0.02%
合 計	2.16%	100.0%	1.68%	100.0%	0.49%

(注)1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

3. 時間加重収益率は、費用控除前である。

4. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

5. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。

6. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

7. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国 内 株 式 TOPIX（配当込み）

・ 外 国 債 券 シティ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）

・ 外 国 株 式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）

・ 短 期 資 産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）

8. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益（約定日と受渡日の為替レートの差損益）等が含まれている。

9. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考）自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.97%	1.21%

(注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

【清酒製造業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.86%	61.1%	5.40%	60.1%	0.45%
国内株式	△8.25%	38.9%	△10.82%	39.9%	2.57%
合 計	△0.02%	100.0%	△0.81%	100.0%	0.78%

(注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。

2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

3. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。

4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

5. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国 内 株 式 TOPIX（配当込み）

6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.95%	1.21%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27 年 3 月末～28 年 2 月末の単純平均）である。

【清酒製造業退職金共済事業（特別給付経理）】

(参考) 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.44%	1.21%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27 年 3 月末～28 年 2 月末の単純平均）である。

【林業退職金共済事業】

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.97%	87.0%	5.40%	86.8%	0.56%
国内株式	△6.70%	8.0%	△10.82%	7.8%	4.12%
外国債券	△2.94%	4.9%	△2.74%	5.4%	△0.19%
合 計	4.57%	100.0%	3.79%	100.0%	0.78%

(注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。

2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。

4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

5. 委託運用（金銭信託）の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
- ・ 外国債券 シティ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）

6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.16%	1.21%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成27事業年度に係る資産運用結果に対する
運用目標等の部分に関する評価報告書

平成28年6月24日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資 産 運 用 委 員 会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用委員会委員名簿

(委員長代理) 臼 杵 政 治 名古屋市立大学経済学研究科教授

江 川 雅 子 一橋大学大学院商学研究科教授

末 永 光 男 元労働金庫連合会常務理事

徳 島 勝 幸 (株)ニッセイ基礎研究所 金融研究部
年金総合リサーチセンター年金研究部長

(委員長) 村 上 正 人 (株)みずほ年金研究所理事長

(敬称略、五十音順)

は じ め に

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき、中小企業の従業員に係る退職金共済制度の運営を行っており、この中で、事業主から収納した掛金等の資産運用を行っている。

当委員会は、中退法第 69 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置され、機構の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する立場にある。

本評価報告書は、厚生労働大臣が、独立行政法人通則法第 32 条に基づき実施する機構の業務実績評価に資することを目的とし、平成 27 年 10 月の当委員会設置以降に開催された委員会での審議内容等を踏まえ、平成 27 年度の資産運用結果を評価したものである。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

1. 運用目標の達成状況について

- 各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用方法によって実施している。

運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、事業の安定的な運営及び制度の健全性の確保のために必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。

- 各共済事業における収益の状況等は以下〈1〉～〈4〉の通りである。

委託運用（金銭信託）については、全体で見ればベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスとなっている。

一方、自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの共済事業においては、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っているが、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金を確保する必要があるという共済事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

〈1〉一般の中小企業退職金共済事業

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 4 兆 5,627 億 83 百万円、その運用収入は 274 億 18 百万円、運用費用は 541 億 41 百万円（うち金銭信託評価損 537 億 71 百万円）、決算運用利回りはマイナス 0.58%である（別表 I－1）。

このうち、委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.25%、外国債券は 0.11%ベンチマークを上回ったが、国内株式は 0.57%、外国株式は 0.60%ベンチマークを下回った。全体としては、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計がマイナス 0.12%となった（別表 I－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.00%であった（別表 I－2（参考））。

この結果、平成 27 年度の当期総損失は 650 億 36 百万円となり、累積剰余金は 3,150 億 89 百万円を計上した。

金銭信託は評価損を計上したものの、ほぼベンチマーク並みのパフォーマンスである。自家運用についても、マイナス金利という新しい環境に対し周囲の状況を見定めながら慎重かつ適切に対応しており、全体として金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。今後とも中退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益

の確保に努力することが期待される。

〈2-1〉建設業退職金共済事業給付経理

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 9,364 億 97 百万円、その運用収入は 107 億 28 百万円（うち金銭信託評価益 33 億 66 百万円）、決算運用利回りは 1.14%である（別表Ⅱ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.59%、国内株式は 0.85%、外国債券は 0.16%、外国株式は 0.14%ベンチマークを上回った。

全体としては、時間加重収益率が 1.35%となりベンチマークを 0.28%上回るパフォーマンスとなった。（別表Ⅱ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.21%であった（別表Ⅱ－2（参考））。

この結果、平成 27 年度の当期総損失は 46 億 50 百万円となり、累積剰余金は 1,040 億 71 百万円を計上した。マイナス金利という新しい環境に対しては、周囲の状況を見定めながら慎重かつ適切に対応している。

なお、本経理では、平成 28 年 3 月から基本ポートフォリオの変更を行い、同年 3 月から 5 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産）を 4 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）に減しているが、これは運用実態を踏まえた技術的な変更であり、資産運用委員会においても審議し適切なものと判断した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈2-2〉建設業退職金共済事業特別給付経理

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 335 億 75 百万円、その運用収入は 4 億 63 百万円（うち金銭信託評価益 2 億 87 百万円）、決算運用利回りは 1.36%である（別表Ⅱ－3）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.26%、国内株式は 4.22%、外国債券は 0.02%ベンチマークを上回ったが、外国株式は 2.66%ベンチマークを下回った。

全体としては、時間加重収益率が 2.16%となり、ベンチマークを 0.49%上回るパフォーマンスとなった。（別表Ⅱ－4）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 0.97%であった（別表Ⅱ－4（参考））。マイナス金利という新しい環境に対しては、周囲の状況を見定めながら慎重かつ適切に対応している。

この結果、平成 27 年度の当期総損失は 2 億 6 百万円となり、累積剰余金は 149 億 86 百万円を計上した。

なお、本経理では、平成 28 年 3 月から基本ポートフォリオの変更を行い、同年 3 月から 5 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産）を 4 資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）に減しているが、これは運用実態を踏まえ

た技術的な変更であり、資産運用委員会においても審議し適切なものと判断した。

これらを踏まえると、建退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-1〉清酒製造業退職金共済事業給付経理

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 43 億 69 百万円、その運用収入は 32 百万円、運用費用は 3 百万円（うち金銭信託評価損 3 百万円）、決算運用利回りは 0.67%である（別表Ⅲ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は 0.45%、国内株式は 2.57%ベンチマークを上回った。

全体としては、時間加重収益率がマイナス 0.02%となり、ベンチマークを 0.78%上回るパフォーマンスとなった（別表Ⅲ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 0.95%であった（別表Ⅲ－2（参考））。

この結果、平成 27 年度の当期総損失は 62 百万円となり、累積剰余金は 24 億 46 百万円を計上した。

金銭信託は評価損を計上したものの、ベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている。自家運用については、マイナス金利という新しい環境に対し、周囲の状況を見定めながら慎重かつ適切に対応している。これらを踏まえると、清退共事業の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-2〉清酒製造業退職金共済事業特別給付経理

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 3 億 3 百万円、その運用収入は 1 百万円、決算運用利回りは 0.37%である（別表Ⅲ－3）。

資産規模の小さい清退共事業特別給付経理においては、国債等を中心とした自家運用のみを行っている。

この結果、平成 27 年度の当期純損失は 72 万円となり、累積剰余金は 1 億 76 百万円を計上した。

キャッシュ・フローがマイナスとなる状況が続いているが、累積剰余金の水準および事業の運営実態を踏まえると、金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈4〉林業退職金共済事業

平成 28 年 3 月末運用資産残高は 141 億 17 百万円、その運用収入は 3 億 8 百万円（うち金銭信託評価益 2 億 15 百万円）、決算運用利回りは 2.23%である（別表Ⅳ－1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国

内債券は 0.56%、国内株式は 4.12%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.19%ベンチマークを下回った。

全体としては、時間加重収益率が 4.57%となりベンチマークを 0.78%上回るパフォーマンスとなった（別表Ⅳ－2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.16%であった（別表Ⅳ－2（参考））。

一方、平成 27 年 10 月の制度改正の実施等に伴い責任準備金が増加したことから当期総損失は、1 億 15 百万円となり、累積欠損金は 9 億 11 百万円を計上した。

なお、平成 28 年 4 月から実施することとなった中退共事業との合同運用に伴い基本ポートフォリオの変更については、資産運用委員会において審議し、適切なものと評価した。

運用上は予定運用利回りを上回るパフォーマンスとなっているが、平成 27 年度については制度改正により責任準備金が増加するという特殊要因のため損失計上となった。こうした中、累積欠損金の解消に向けては、運用対象の拡大と効率性向上の施策として中退共事業との合同運用が決定された。

これらを踏まえると、林退共事業の健全性の向上に必要な運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

2. 基本方針の遵守状況について

平成 27 年度の運用結果報告を踏まえると、以下①及び②の実施等により、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、毎月、データに基づいて遵守状況を確認、四半期に 1 度は資産運用委員会において報告を受け審議し、適切に管理されていることを確認した。

① 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理

② 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限

また、平成28年2月、日銀のマイナス金利政策が導入され、10年国債の利回りがマイナスとなったため、政保債等により可能な範囲でプラスの利回りを確保しつつ、2月以降においてはマイナス利回りの債券購入を見合わせている。この間、中期的に事業の安定的な運営を維持しうる運用収益を確保するために適切な施策を見定めるため、国内外の運用機関の動向や、法的な問題点等の調査・分析に努めている。資産運用委員会でも、2月以降、数次に亘り、審議の対象とした。

この他、スチュワードシップ活動状況の概要及び資産運用委員会における議事要旨一覧等の公表、資産運用を委託している民間金融機関のシェア変更、運用管理等その他の事項についても適切に行われていることが認められる。

これらを踏まえると、各事業とも、全体として基本方針に沿った運用に努めていると評価できる。

<一般の中小企業退職金共済事業>

給付経理

別表 I-1 平成 27 年度決算の概要

区 分	平成 27 年度	参考 (平成 26 年度)
期末運用資産残高	4,562,783 百万円	4,576,675 百万円
(期末資産残高)	(4,568,795 百万円)	(4,583,774 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	27,418 百万円 (—)	283,274 百万円 (249,851 百万円)
運 用 費 用 (うち金銭信託評価損)	54,141 百万円 (53,771 百万円)	442 百万円 (—)
運 用 収 益	△26,723 百万円	282,832 百万円
決算運用利回り	△0.58%	6.61%
当 期 総 損 失	65,036 百万円	△165,623 百万円
利 益 剰 余 金	315,089 百万円	380,124 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表 I-2 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託・新団体生存保険)

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国 内 債 券	5.65%	41.6%	5.40%	40.9%	0.25%
	アクティブ				0.55%
	パッシブ				0.02%
国 内 株 式	△11.39%	19.5%	△10.82%	19.7%	△0.57%
	アクティブ				△1.22%
	パッシブ				0.01%
外 国 債 券	△2.63%	19.7%	△2.74%	19.7%	0.11%
	アクティブ				0.23%
	パッシブ				△0.01%
外 国 株 式	△9.25%	19.3%	△8.64%	19.7%	△0.60%
	アクティブ				△1.01%
	パッシブ				0.01%
合 計	△2.63%	100.0%	—	100.0%	△0.12%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.00%	1.21%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

<建設業退職金共済事業>

1. 給付経理

別表Ⅱ-1 平成27年度決算の概要

区 分	平成27年度	参考（平成26年度）
期末運用資産残高	936,497 百万円	924,343 百万円
（期末資産残高）	（941,146 百万円）	（929,035 百万円）
運用収入 （うち金銭信託評価益）	10,728 百万円 (3,366 百万円)	34,987 百万円 (27,183 百万円)
運用費用	52 百万円	62 百万円
運用収益	10,676 百万円	34,925 百万円
決算運用利回り	1.14%	3.89%
当期総損失	4,650 百万円	△21,894 百万円
利益剰余金	104,071 百万円	108,720 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ-2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.99%	68.0%	5.40%	67.2%	0.59%
国内株式	△9.97%	15.9%	△10.82%	16.6%	0.85%
外国債券	△2.58%	8.1%	△2.74%	8.1%	0.16%
外国株式	△8.50%	7.9%	△8.64%	8.1%	0.14%
短期資産	0.17%	0.0%	0.03%	—	0.15%
合 計	1.35%	100.0%	1.07%	100.0%	0.28%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。
3. 時間加重収益率は、費用控除前である。
4. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
5. ②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
6. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
7. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外 国 債 券 シティ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外 国 株 式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・ 短 期 資 産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
8. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
9. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有 価 証 券	1.21%	1.21%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：27年3月末～28年2月末の単純平均)である。

2. 特別給付経理

別表Ⅱ - 3 平成 27 年度決算の概要

区 分	平成 27 年度	参考 (平成 26 年度)
期末運用資産残高	33,575 百万円	33,879 百万円
(期 末 資 産 残 高)	(33,687 百万円)	(33,979 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	463 百万円 (287 百万円)	1,478 百万円 (1,257 百万円)
運 用 費 用	5 百万円	6 百万円
運 用 収 益	458 百万円	1,472 百万円
決 算 運 用 利 回 り	1.36%	4.43%
当 期 総 損 失	206 百万円	△829 百万円
利 益 剰 余 金	14,986 百万円	15,192 百万円

(注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。

3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ - 4 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.67%	73.0%	5.40%	72.7%	0.26%
国内株式	△6.60%	13.3%	△10.82%	13.7%	4.22%
外国債券	△2.72%	6.8%	△2.74%	6.8%	0.02%
外国株式	△11.31%	6.9%	△8.64%	6.8%	△2.66%
短期資産	0.00%	0.0%	0.03%	—	△0.02%
合 計	2.16%	100.0%	1.68%	100.0%	0.49%

(注)1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

3. 時間加重収益率は、費用控除前である。

4. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

5. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。

6. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

7. 委託運用 (金銭信託) の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス (総合)
- ・ 国 内 株 式 TOPIX (配当込み)

- ・外国債券 シティ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
 - ・短期資産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）
8. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益（約定日と受渡日の為替レートの差損益）等が含まれている。
9. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考）自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.97%	1.21%

（注）1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

＜清酒製造業退職金共済事業＞

1. 給付経理

別表Ⅲ - 1 平成27年度決算の概要

区 分	平成27年度	参考（平成26年度）
期末運用資産残高	4,369 百万円	4,575 百万円
（期末資産残高）	（4,389 百万円）	（4,607 百万円）
運 用 収 入 （うち金銭信託評価益）	32 百万円 （―）	139 百万円 （103 百万円）
運 用 費 用 （うち金銭信託評価損）	3 百万円 （3 百万円）	― （―）
運 用 収 益	30 百万円	139 百万円
決算運用利回り	0.67%	3.09%
当 期 総 損 失	62 百万円	△59 百万円
利 益 剰 余 金	2,446 百万円	2,507 百万円

- （注）1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 2 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託）

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.86%	61.1%	5.40%	60.1%	0.45%
国内株式	△8.25%	38.9%	△10.82%	39.9%	2.57%
合 計	△0.02%	100.0%	△0.81%	100.0%	0.78%

(注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。

2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

3. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。

4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

5. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
- ・ 国 内 株 式 TOPIX（配当込み）

6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.95%	1.21%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

2. 特別給付経理

別表Ⅲ - 3 平成27年度決算の概要

区 分	平成27年度	参考(平成)26年度
期末運用資産残高	303 百万円	310 百万円
(期末資産残高)	(303 百万円)	(310 百万円)
運 用 収 入	1 百万円	2 百万円
運 用 費 用	—	—
運 用 収 益	1 百万円	2 百万円
決 算 運 用 利 回 り	0.37%	0.53%
当 期 純 損 失	72 万円	2 万円
利 益 剰 余 金	176 百万円	177 百万円

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 4 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用 (有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.44%	1.21%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率 (総合: 27年3月末~28年2月末の単純平均) である。

< 林業退職金共済事業 >

給付経理

別表Ⅳ - 1 平成 27 年度決算の概要

区 分	平成 27 年度	参考 (平成 26 年度)
期末運用資産残高 (期末資産残高)	14,117 百万円 (14,216 百万円)	13,868 百万円 (13,963 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	308 百万円 (215 百万円)	364 百万円 (260 百万円)
運 用 費 用	—	—
運 用 収 益	308 百万円	364 百万円
決算運用利回り	2.23%	2.69%
当 期 総 損 失	115 百万円	△207 百万円
累 積 欠 損 金	911 百万円	795 百万円

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。

3. 決算運用利回りは、運用収益を運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅳ - 2 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	5.97%	87.0%	5.40%	86.8%	0.56%
国内株式	△6.70%	8.0%	△10.82%	7.8%	4.12%
外国債券	△2.94%	4.9%	△2.74%	5.4%	△0.19%
合 計	4.57%	100.0%	3.79%	100.0%	0.78%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
5. 委託運用（金銭信託）の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.16%	1.21%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：27年3月末～28年2月末の単純平均）である。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業における平成26事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成27年9月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

(委員長)	奥村明雄	一般財団法人 日本環境衛生センター 会長
	引馬 滋	株式会社 滋賀銀行 社外取締役
	村山周平	公認会計士 村山周平 事務所 公認会計士
(委員長代理)	米澤康博	早稲田大学 大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	6
3. 情報公開 -----	7
4. 自家運用の遂行-----	7
5. 委託運用 -----	8
6. 運用管理体制 -----	1 3
7. その他 -----	1 4

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

は じ め に

独立行政法人は、平成 27 年 4 月に改正された独立行政法人通則法第 32 条に基づき、業務の実績等について厚生労働大臣の評価を受けることとされたところである。

当委員会は、機構の毎年度の資産運用結果について、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心に評価することとしている。

このため、平成 27 年度（平成 26 年度の評価）については、資産運用関連の数値が確定する時期を待って 6 月 10 日に委員会を開催し、6 月 22 日の委員会における審議を経て、「平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」を 6 月 30 日に取りまとめた。

また、上記報告書は、7 月 28 日に開催された厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議において「平成 26 事業年度業務実績等報告書添付資料」として提出された。

その後、平成 26 年度全般にわたる個別具体的な評価については、9 月 1 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

さて、当委員会は改正中小企業退職金共済法の一部施行に伴い、9 月 30 日をもってその役割を終え、10 月 1 日からは厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会にその業務を引き継ぐこととなるが、本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）の平成26年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。

また、概ね金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できるが、委託運用（金銭信託・新団体生存保険）について、全体として超過収益率の合計がマイナスとなったことにかんがみ、適切な対応が望まれる。

第2の資産運用の基本方針（以下「基本方針」という。）の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1. 運用の目標

[資産運用の基本方針の規定]（I－1～3）

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成26年度決算の概要

区 分	平成26年度	参考（平成25年度）
期末運用資産残高	4,576,675 百万円	4,284,845 百万円
（期末資産残高）	（ 4,583,774 百万円）	（ 4,291,879 百万円）
運 用 収 益 （うち金銭信託評価益）	282,832 百万円 (249,851 百万円)	262,424 百万円 (228,602 百万円)
決 算 運 用 利 回 り	6.61%	6.55%
当 期 総 利 益	165,623 百万円	160,645 百万円
利 益 剰 余 金	380,124 百万円	214,501 百万円

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益（費用控除後）を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等		平成26年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		25,186	55.03	—	1.22
有価証券	国債	14,145	30.91	14,363	1.10
	政府保証債	7,145	15.61	7,413	0.98
	金融債	1,956	4.27	1,975	0.75
	社債	—	—	—	4.93
	円貨建外国債	900	1.97	1,079	5.13
	小計	24,146	52.76	24,830	1.25
預金	短期運用	950	2.08	※	0.08
	普通預金	90	0.20	※	0.00
	小計	1,040	2.27	※	0.04
委託運用		20,581	44.97	—	13.24
金銭信託	指定・特定金銭信託	18,145	39.65	18,145	15.42
	新団体生存保険	456	1.00	456	7.84
	小計	18,601	40.64	18,601	14.60
生命保険資産		1,979	4.33	※	1.98
(有価証券信託)		(11,910)	(49.32)	—	0.01
合計		45,767	100.00	—	6.61

- (注) 1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益（費用控除後）を運用資産の平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	3.14%	36.2%	2.97%	40.9%	0.17%
アクティブ	3.30%				0.33%
パッシブ	2.93%				-0.04%
国内株式	29.10%	22.7%	30.69%	19.7%	-1.59%
アクティブ	27.75%				-2.94%
パッシブ	30.79%				0.10%
外国債券	11.87%	20.0%	12.28%	19.7%	-0.41%
アクティブ	11.92%				-0.36%
パッシブ	11.71%				-0.57%
外国株式	23.38%	21.1%	23.54%	19.7%	-0.15%
アクティブ	23.75%				0.21%
パッシブ	22.42%				-1.12%
合 計	14.68%	100.0%	—	100.0%	-0.32%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用 (有価証券)

決算運用利回り	(参考値)
1.25%	1.28%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率
 (総合：26年3月末～27年2月末の単純平均) である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成26年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b - a
国内債券	76.9%	±5.0%	74.1%	-2.8%
国内株式	7.7%	±3.0%	9.2%	1.5%
外国債券	7.7%	±2.0%	8.1%	0.4%
外国株式	7.7%	±3.0%	8.6%	0.9%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、中退共制度の安定的な運営に必要な運用収益を確保するため、基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成26年度の資産運用は、米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の拡大に加え、日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、委託運用における金銭信託で大きな収益(2,499億円)を計上した。また、自家運用においても安定した収益を確保した。

平成26年度決算の概要については、期末運用資産残高は4兆5,767億円(対前年度2,918億円増)、運用収入は2,833億円、運用費用の4億円を差し引いた運用収益は前年度を上回る2,828億円となり、決算運用利回りは6.61%であった。(表1)

また、27年度付加退職金の支給率を0.0216とするとされたことで、中退共給付経理において当期総利益は1,656億円、利益剰余金は3,801億円となった。(添付資料P1～2)

資産運用の状況については、自家運用に係る期末運用資産残高は2兆5,186億円(対前年度2,289億円増)、決算運用利回りは1.22%、また委託運用に係る期末運用資産残高は2兆581億円(対前年度630億円増)、決算運用利回りは13.24%であった。(表2)

委託運用(金銭信託・新団体生存保険)に係るパフォーマンス状況については、資産別では国内債券がベンチマークを上回り、国内株式・外国債券・外国株式はベンチマークを下回った。

また、委託運用の合計では、銘柄選択がマイナス寄与した国内株式のパフォーマンスの影響により、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計

がマイナス 0.32%となった。(表 3) (添付資料 P3)

一方、自家運用(有価証券)の決算運用利回りは 1.25%であった。

平成 26 年度の資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持している。(表 4)

以上の状況を見れば、中退共に関する資産運用については、基本的に基本方針を踏まえて適切な運用が行われており、今後とも引き続き適切な運用が行われるよう期待されるが、委託運用(金銭信託・新団体生存保険)について、国内株式、外国債券、外国株式でベンチマークを下回ったほか、全体として超過収益率の合計がマイナスとなったことにかんがみ、委託する運用機関構成(マネジャー・ストラクチャー)の見直しを検討することが望まれる。

2. 基本ポートフォリオ

[資産運用の基本方針の規定] (I-4 (2))

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ (平成 23 年 4 月 1 日改定)

期待収益率 2.60% 標準偏差 3.02%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	100.0%
乖離許容幅	± 5.0%	± 3.0%	± 2.0%	± 3.0%	—

(注) 国内債券には生命保険資産(一般勘定)、預け金を含む。

資産配分については、月次データで管理を行うなか、国内株式、外国債券、外国株式の時価が上昇したことに伴い、平成 26 年 11 月末において国内債券が乖離許容幅の下限を下回ったことから、資産間リバランス運営基準の月次運営基準に則り乖離許容幅の下限の 1/2 までに構成割合を引き上げるため、翌 12 月に国内株式、外国債券、外国株式から国内債券(自家運用)へ資金移管を行った。

平成 27 年 3 月末においては乖離許容幅に収まっていたが、国内債券、国内株式の構成割合が資産間リバランス運営基準の年度運営基準(トリガーポイントを乖離許容幅の上下限の 1/2 に設定)に抵触したことで、乖離許容幅の下限を下回った国内債券の構成割合を乖離許容幅の下限の 1/2 までに引き上げるため、翌 4 月に乖離許容幅の上限の 1/2 を超過した国内株式から国内債券(委託運用)へ資金移管を行った。

基本ポートフォリオの検証については、平成 23 年 4 月に改定した基本ポートフォリオについて経済予測、市場状況等に基づき検証を行った結果、リスクとリターンの関係において最も効率的に組み合わせたポートフォリオの集まりである効率的フロンティアから大きな乖離がないことを確認した。また、基本ポートフォリオの期待収益率は 2.60%が 2.16%、

標準偏差は3.02%が3.38%となった。

この検証結果を踏まえ、平成26年9月の資産運用委員会に諮り、基本ポートフォリオを継続することとした。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3. 情報公開

[資産運用の基本方針の規定] (I-6)

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、中退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等（以下「財務諸表等」という。）を官報に公告し、一般の閲覧に供した。

機構ホームページには基本方針のほか、財務諸表等について最新の情報に更新している。

新たに「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについてホームページに掲載した。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4. 自家運用の遂行

[資産運用の基本方針の規定] (II-2)

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) バイ・アンド・ホールドを原則
- (2) ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- (3) キャッシュ・フロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券（金融債を除く）への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえ、各年限ゾーンの満期構成を満遍なく保有するラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュ・フロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債の金融商品に分散投資している。

取得後の債券管理については、同一の発行体が発行した債券が自家運用債券ポートフォリオの10%を超えるものはないが、円貨建外国債券のうち、一部の債券（ユニクレディト・オーストリア銀行（劣後債））の格付けがA格未満となったことにより、規定に基づき平成26年8月に当該債券の売却を行った。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5. 委託運用

（1）信託及び新団体生存保険（特別勘定）

[資産運用の基本方針の規定]（Ⅲ－1（1）（2）、2（1））

（1）受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ）組織及び体制、ロ）人材、ハ）運用方針及び運用スタイル・手法、ニ）リスク管理体制、ホ）事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ）組織及び体制、ロ）信用のある格付機関による格付け、ハ）システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

（2）受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ）定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。

ロ）定性評価

定性評価の項目は、（1）①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、（1）②に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定]（Ⅲ－1（3）、2（1））

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、資金運用部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、資金運用部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ－1 (4) ⑥、2 (1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を資金運用部に対して提供する。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、資金運用部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に資金運用部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

資金運用部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、資金運用部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに資金運用部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期中に新たな受託機関の選定は行っていない。平成 26 年度末現在 21 社 30 ファンドの資産運用受託機関と 3 社の資産管理受託機関を採用している。

資産運用受託機関の評価については、ファンド毎の時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えた総合評価により行っている。

資産管理受託機関の評価については、組織及び体制、格付、システム対応状況及び事務能力等の評価を行っている。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき 2 ファンド（国内株式・外国債券）を解約、3 ファンド（国内債券 1・国内株式 2）を減額し、6 ファンド（国内債券 3・国内株式 2・外国債券 1）に増額を行った。

平成 26 年 12 月に、資産間リバランス運営基準における月次運営基準に定めるリバランスを行うため、4 ファンド（国内株式 2・外国債券 1・外国株式 1）を減額し、国内債券（自家運用）に増額を行った。また、平成 27 年 4 月に、資産間リバランス運営基準における年度運営基準に定めるリバランスを行うため、2 ファンド（国内株式）を減額し、3 ファンド（国内債券）に増額を行った。

アクティブ・パッシブ比率については、パッシブ運用には基本ポートフォリオの管理上リバランス対応としての補完ファンドの位置付けで、2 標準偏差分を確保することとしている。

評価に基づくシェア変更後の比率をシミュレーションしたところ、外国株式において必要なパッシブ比率を下回る結果となったことから、アクティブ運用 3 ファンドを減額し、パッシブ運用 1 ファンドへ増額を行った。

日本生命保険相互会社（以下、「日本生命」という。）の職員が関与した中退共制度に係る不正事案が確認されたことに伴い、定期的評価を待たずに日本生命との委託契約を解除した。

このほか、運用ガイドラインの抵触により 1 ファンドの減額を行った。

資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行っている。

また、日本生命との委託契約については、2 ファンド（国内債券・外国債券）を解約した。

このほか、運用ガイドラインの抵触については、1 ファンド（外国債券）において「国債以外の債券を取得する場合は、信用のある格付機関のいずれかにより AA 以上の格付けを得ている銘柄とすること。」に反する行為があったため減額を行った。

なお、これに伴い全受託機関に対し、四半期ごとの報告資料に「ガイドライン遵守状況報告書」の提出を義務付けた。

以上の状況を見れば、受託機関の評価及びシェア変更は基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ、その資産管理・運用状況の把握も適切に行われており、違反行為に対する措置も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

（2）新企業年金保険契約（一般勘定）

[資産運用の基本方針の規定]（Ⅲ－2（2）①、②）

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

イ）当該生命保険会社の保険金支払能力（信用ある格付機関の格付け含む）

ロ）利回りや流動性等の商品性

ハ）一般勘定で保有する資産の内容等

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ－２ (２) ③)

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、資金運用部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として３年～５年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

ロ) 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ハ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ－２ (２) ④)

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、資金運用部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に資金運用部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

資金運用部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行う。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに資金運用部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。平成 26 年度末現在 7 社を採用している。

生命保険会社の評価は日本生命を除く 6 社について、保険金支払能力、格付け、利回り、流動性（解約時の費用負担の有無）、保有資産内容（資産の構成割合等）により総合的に行っている。

既存の資産については、評価結果に各社とも特段の問題がなかったため、評価によるシェア変更は行っていない。

新規資金のシェア配分については、新規加入事業所数、加入従業員数等の中退共制度への貢献度に応じて行っている。

なお、日本生命の職員が関与した中退共制度に係る不正事案が確認されたことに伴い、定期的評価を待たずに日本生命との委託契約を解除した。

政策的に行うシェア変更は行っていない。

生命保険会社の資産管理及び運用状況については、半期毎に「経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、

半期毎に行われるミーティングを通して確認を行っている。

日本生命との委託契約については、日本生命を幹事会社とした生命保険会社7社共同取扱契約であったものから、新たな幹事会社を選定し、6社共同取扱契約として平成27年5月29日に変更契約を締結した。

以上の状況を見れば、新企業年金保険契約（一般勘定）における受託機関の評価及び新規資金のシェア配分は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われており、資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。また、違反行為に対する措置も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定、評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

（3）有価証券信託による委託運用

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－3（1）、（2））

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ）組織及び体制、ロ）人材、ハ）運用方針、ニ）リスク管理体制、ホ）事務能力及び運用内容のディスクロージャー、ヘ）信用のある格付機関による格付け、ト）システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ）定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

ロ）定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－3（3））

（3）受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

〔資産運用の基本方針の規定〕（Ⅲ－3（4）③）

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に資金運用部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

期中に新たな受託機関の選定は行っていない。平成 26 年度末現在 2 社を採用している。

資産運用・管理受託機関の評価対象期間は原則として 3 年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行う必要があるため、新たに契約を開始した平成 25 年 10 月からの確認を行った。

資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更について、評価に基づくシェア変更は、受託機関の財務の健全性や管理体制が良好と評価したため、行わなかった。また、政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運用状況の把握を行っている。

法令、契約書、基本方針等に反する行為は行われていない。

有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続した。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通して、他の公的運用機関の対応状況、金融情勢・市場環境などを確認した上で継続している。

以上の状況を見れば、有価証券信託に係る受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われており、資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及び評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

6. 運用管理体制

〔資産運用の基本方針の規定〕（IV－1）

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

[資産運用の基本方針の規定] (IV-2、3)

2 資産運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3 ALM委員会

中退共資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

資金運用部（平成27年4月から資産運用部に名称変更）には、資産運用の専門的知識及び経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ参加し、必要な知識の修得に努めている。

余裕金の運用の重要性に鑑み、基本方針、運用計画、運用実績報告及び資産配分その他重要な事項を審議し、運用管理体制の強化と責任体制の明確化を図ることを目的として、資産運用委員会を設置している。同部会は、理事長を委員長とした担当役職員で構成し、毎月1回開催し審議した。

基本ポートフォリオの検討を行うこと等を目的とするALM委員会については、審議事項に関する案件がなかったため、開催はしなかった。

以上の状況を見れば、運用体制の整備・充実は適切に行われており、資産運用委員会などの運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

7. その他【「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて】

金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる原則として、日本版スチュワードシップ・コード（責任ある機関投資家の諸原則）が示された。

同コードは、機関投資家が対話を通じて企業の持続的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則を示すものである。共済契約者・被共済者のために中長期的な投資リターン拡大を図ることは、退職金共済業務に係る資産の性格からも適切であり、国内株式を保有している機構として重要である。そうした観点から、その趣旨に賛同し、コードに定める各原則に基づく方針を策定の上、平成26年8月29日にその受入れを表明した。

責任ある機関投資家の諸原則を示す、「日本版スチュワードシップ・コード」を勤労者退職金共済機構が受け入れることとし、これを対外的に表明したことは適切なことであり、今後、関係公的機関とも連携し、その実が挙がるよう適切な対応が期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業における平成26事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成27年9月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

(委員長)	奥村明雄	一般財団法人 日本環境衛生センター 会長
	引馬 滋	株式会社 滋賀銀行 社外取締役
	村山周平	公認会計士 村山周平 事務所 公認会計士
(委員長代理)	米澤康博	早稲田大学 大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
------------	---

○ 建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ -----	5
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行 -----	7
5. 委託運用 -----	7
6. 運用管理体制 -----	10
7. その他 -----	11

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価 -----	12
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	12
2. 基本ポートフォリオ -----	15
3. 情報公開 -----	16
4. 自家運用の遂行 -----	17
5. 委託運用 -----	17
6. 運用管理体制 -----	20
7. その他 -----	21

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

は じ め に

独立行政法人は、平成 27 年 4 月に改正された独立行政法人通則法第 32 条に基づき、業務の実績等について厚生労働大臣の評価を受けることとされたところである。

当委員会は、機構の毎年度の資産運用結果について、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心に評価することとしている。

このため、平成 27 年度（平成 26 年度の評価）については、資産運用関連の数値が確定する時期を待って 6 月 10 日に委員会を開催し、6 月 22 日の委員会における審議を経て、「平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」を 6 月 30 日に取りまとめた。

また、上記報告書は、7 月 28 日に開催された厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議において「平成 26 事業年度業務実績等報告書添付資料」として提出された。

その後、平成 26 年度全般にわたる個別具体的な評価については、9 月 1 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

さて、当委員会は改正中小企業退職金共済法の一部施行に伴い、9 月 30 日をもってその役割を終え、10 月 1 日からは厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会にその業務を引き継ぐこととなるが、本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

建設業退職金共済事業(以下「建退共」という。)給付経理の平成26年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針(以下「基本方針」という。)の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成26年度決算の概要

区 分	平成26年度	参考(平成25年度)
期末運用資産残高	924,343 百万円	885,209 百万円
(期末資産残高)	(929,035 百万円)	(890,079 百万円)
運用収益 (うち金銭信託評価益)	34,925 百万円 (27,183 百万円)	28,652 百万円 (20,638 百万円)
決算運用利回り	3.89%	3.31%
当期総利益	21,894 百万円	18,566 百万円
利益剰余金	108,720 百万円	86,827 百万円

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。

3. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成26年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		5,761	62.3	—	1.27
有価証券	国債	1,882	20.4	2,016	1.55
	政府保証債	3,299	35.7	3,429	1.30
	金融債	402	4.4	403	0.33
	小計	5,583	60.4	5,848	1.32
預金	定期預金	6	0.1	※	0.03
	短期運用	90	1.0	※	0.10
	普通預金	83	0.9	※	—
	小計	178	1.9	※	0.04
委託運用		3,482	37.7	—	8.27
	金銭信託	3,062	33.1	3,062	9.46
	生命保険資産	420	4.6	※	1.18
	(有価証券信託)	(1,748)	(31.3)	—	0.02
合計		9,243	100.0	—	3.89

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。
3. 短期運用は通知預金である。
4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。
また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.31%	64.4%	2.97%	63.8%	0.34%
国内株式	29.52%	16.7%	30.69%	16.8%	-1.17%
外国債券	12.33%	7.8%	12.28%	8.2%	0.05%
外国株式	23.48%	8.2%	23.54%	8.2%	-0.06%
短期資産	0.34%	2.9%	0.03%	3.0%	0.30%
合計	9.99%	100.0%	9.66%	100.0%	0.33%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

- 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.32%	1.28%

(注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：26年3月末～27年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 26 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	86.2%	±7.0%	86.3%	0.1%
国内株式	5.3%	±2.2%	5.5%	0.2%
外国債券	2.6%	±1.3%	2.6%	0.0%
外国株式	2.6%	±1.3%	2.7%	0.1%
短期資産	3.3%	±3.0%	2.9%	-0.4%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、建退共制度の安定的な運営に必要な運用収益を確保するため、基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成 26 年度決算の概要については、期末運用資産残高は 9,243 億円(対前年度 391 億円増)、運用収益は 349 億円を計上し、決算運用利回りは 3.89%であった。

(表 1)

米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(272 億円)を確保した。

この結果、当期総利益は 219 億円を計上し、平成 26 年度末の利益剰余金は 1,087 億円となった。

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・外国債券・短期資産がベンチマークを上回り、国内株式・外国株式がベンチマークを下回る結果となったが、主要要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.33%)となった。(表 3)

なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.32%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。(表 4)

以上の状況を見れば、建退共給付経理の資産運用については、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	86.2	5.3	2.6	2.6	3.3	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.2	±1.3	±1.3	±3.0	

(注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金を含む。

(注2)平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.73%、標準偏差は 1.39%である。

(注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう、管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。

各資産の時価変動及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成 26 年度末のアセットアロケーションを再計算した。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成 26 年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知した。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングした。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行ったところ、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアから乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認した。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も小幅悪化にとどまっていることを確認した。

検証結果から基本ポートフォリオを継続することとし、各 ALM 委員会委員へ報告した。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

(I - 6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

また、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを新たに掲載した。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、建退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ－2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ－1(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

- ① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び建退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。
以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。
その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、9社を採用しており、期中に新たな選定は行っていない。

受託運用機関の評価について、定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行った。

定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目から成る定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。

いずれの受託運用機関とも運用実績等の評価が適切であったため、シェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示した。平成26年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。

資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。

平成26年度は、4～5月及び10～11月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施した。また、7月及び1月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施した。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実

績を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めた。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ、その資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及び評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ－2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険会社については、4社を採用しており、既存の生命保険会社に問題がなかったため、期中に新たな選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率並びに資産の管理や決算の取りまとめ等を行う幹事会社においては、これら事務の負担も勘案し決定した。

既存の資産については、評価によるシェア変更は行っていない。

日本生命保険相互会社職員が関与した中退共制度に係る不正事案が確認されたことにより、その保険契約を解約し、シェア変更を行った。

以上の状況を見れば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われており、不正事案への対処も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及び評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ－3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

有価証券信託の受託機関については、2社を採用しており、既存の受託機関に問題がなかったため、期中に新たな選定は行っていない。

受託機関の評価は、受託機関の健全性、格付けや自己資本比率、貸出稼働率・収益率について実施した。

いずれの受託機関とも、格付けや自己資本比率等の健全性は良好であり、収益率には著しい差異が生じていないため、評価による払戻は行っていないが、貸出稼働率を踏まえて有価証券の追加信託を実施した。

以上の状況を見れば、有価証券信託の受託機関の評価及びシェア変更は基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

6 運用管理体制

(Ⅳ－1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。

② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

建退共資産の運用に係る業務は、資金運用部(平成27年4月から「資産運用部」に名称変更。)が執行している。

資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により、金銭信託受託運用機関のアセットアロケーション変更等の審議を行った。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、現行ポートフォリオを継続することの了承を得た。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実及び資産運用委員会等の運営は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

7 その他 【「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて】

金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる原則として、日本版スチュワードシップ・コード(責任ある機関投資家の諸原則)が示された。

同コードは、機関投資家が対話を通じて企業の持続的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則を示すものである。共済契約者・被共済者のために中長期的な投資リターンを拡大を図ることは、退職金共済業務に係る資産の性格からも適切であり、国内株式を保有している機構として重要である。そうした観点から、その趣旨に賛同し、コードに定める各原則に基づく方針を策定の上、平成 26 年 8 月 29 日にその受入れを表明した。

責任ある機関投資家の諸原則を示す、「日本版スチュワードシップ・コード」を勤労者退職金共済機構が受け入れることとし、これを対外的に表明したことは適切なことであり、今後、関係公的機関とも連携し、その実が挙がるよう適切な対応が期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

建退共特別給付経理の平成 26 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針(以下「基本方針」という。)の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記 1、2 に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成 26 年度決算の概要

区 分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期 末 運 用 資 産 残 高	33,879 百万円	33,190 百万円
(期末資産残高)	(33,979 百万円)	(33,329 百万円)
運 用 収 益 (うち金銭信託評価益)	1,472 百万円 (1,257 百万円)	1,147 百万円 (891 百万円)
決 算 運 用 利 回 り	4.43%	3.49%
当 期 総 利 益	829 百万円	521 百万円
利 益 剰 余 金	15,192 百万円	14,362 百万円

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。

3. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運 用 の 方 法 等			平 成 2 6 年 度 末			
			資産残高		構成比	時価(参考)
自 家 運 用			163	48.0	－	1.13
有価証券	国	債	16	4.8	17	0.44
	政 府 保 証	債	109	32.1	113	1.39
	金	融 債	22	6.5	22	0.24
	小 計		147	43.4	151	1.23
預 金	短 期 運 用		9	2.7	※	0.09
	普 通 預 金		6	1.9	※	－
	小 計		15	4.6	※	0.04
委 託 運 用			176	52.0	－	7.52
	金	銭 信 託	150	44.3	150	8.88
	生 命 保 険	資 産	26	7.7	※	1.12
合 計			339	100.0	－	4.43

(注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。

2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

3. 短期運用は通知預金である。

4. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.26%	69.5%	2.97%	68.1%	0.29%
国内株式	34.49%	13.7%	30.69%	14.5%	3.81%
外国債券	12.29%	7.0%	12.28%	7.2%	0.01%
外国株式	22.09%	6.9%	23.54%	7.2%	-1.45%
短期資産	0.35%	3.0%	0.03%	3.0%	0.31%
合計	9.39%	100.0%	8.75%	100.0%	0.64%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必

ずしも一致しない。

- 4.②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.23%	1.28%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合：26年3月末～27年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 26 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	83.0%	±7.0%	81.9%	-1.1%
国内株式	6.0%	±2.5%	6.1%	0.1%
外国債券	3.0%	±1.5%	3.1%	0.1%
外国株式	3.0%	±1.5%	3.0%	0.0%
短期資産	5.0%	±3.0%	5.9%	0.9%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、建退共制度の安定的な運営に必要な運用収益を確保するため、基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成 26 年度決算の概要については、期末運用資産残高は 339 億円(対前年度 7 億円増)、運用収益は 15 億円を計上し、決算運用利回りは 4.43%であった。(表 1)

米国を中心とした緩やかな景気回復と堅調な企業業績を背景とした外国株式市況の上昇、更に企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好

感した国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(13 億円)を確保した。

この結果、当期総利益は 8 億円を計上し、平成 26 年度末の利益剰余金は 152 億円となった。

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・国内株式、外国債券・短期資産がベンチマークを上回り、外国株式がベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。（表 3）

なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.23%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。（表 4）

以上の状況を見れば、建退共特別給付経理の資産運用については、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)					
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

(注1)国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。

(注2)平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.67%、標準偏差は 1.60%である。

(注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう、管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。

各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関毎に平成 26 年度末のアセットアロケーションを再計

算した。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを平成 26 年度末以降遵守するよう各受託運用機関に通知した。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を、情報統合サービスの利用によりモニタリングした。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行ったところ、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアから乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認した。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認した。

これらの検証結果から基本ポートフォリオを継続することとし、各 ALM 委員会委員へ報告した。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価報告書、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

また、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを新たに掲載した。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、建退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ－2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券の保有総額制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ－1(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

- ① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書（残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等）及び建退共資産の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、運用方針等）を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、2 社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託運用機関の評価について、定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託運用機関毎の超過収益率とその要因分析を行った。

定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の 7 項目から成る定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。

いずれの受託運用機関とも運用実績等の評価が適切であったため、シェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、各受託運用機関に対し、新たなアセットアロケーションを通知し、運用ガイドラインとともに、その遵守を指示した。平成 26 年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。

資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。

平成 26 年度は、5 月及び 10～11 月に受託運用機関全社と定例のミーティングを実施した。また、7 月及び 2 月にパフォーマンスが不振な受託運用機関とミーティングを実施した。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組については、上半期の運用実績

を踏まえ、運用成績が不振な受託運用機関に対し、運用改善策の提出を求めた。当該運用機関からは、パフォーマンスが芳しくない要因を分析し、その分析結果を踏まえた改善策の報告を受けている。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ、その資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及び評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ－2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険会社については、4社を採用しており、既存の生命保険会社に問題がなかったため、期中に新たな選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率並びに資産の管理や決算の取りまとめ等を行う幹事会社においては、これら事務の負担も勘案し決定した。

既存の資産については、評価によるシェア変更は行っていない。

日本生命保険相互会社職員が関与した中退共制度に係る不正事案が確認されたことにより、その保険契約を解約し、シェア変更を行った。

以上の状況を見れば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われており、不正事案への対処も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及び評価によるシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ－3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)

の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

有価証券信託による委託運用の実績はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ－1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。

② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

建退共資産の運用に係る業務は、資金運用部(平成27年4月から「資産運用部」に名称変更。)が執行している。

資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により、金銭信託受託運用機関のアセットアロケーション変更等の審議を行った。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、現行ポートフォリオを継続することの了承を得た。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実及び資産運用委員会等の運営は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

7 その他 【「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて】

金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる原則として、日本版スチュワードシップ・コード（責任ある機関投資家の諸原則）が示された。

同コードは、機関投資家が対話を通じて企業の持続的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則を示すものである。共済契約者・被共済者のために中長期的な投資リターン拡大を図ることは、退職金共済業務に係る資産の性格からも適切であり、国内株式を保有している機構として重要である。そうした観点から、その趣旨に賛同し、コードに定める各原則に基づく方針を策定の上、平成 26 年 8 月 29 日にその受入れを表明した。

責任ある機関投資家の諸原則を示す、「日本版スチュワードシップ・コード」を勤労者退職金共済機構が受け入れることとし、これを対外的に表明したことは適切なことであり、今後、関係公的機関とも連携し、その実が挙がるよう適切な対応が期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業における平成26事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成27年9月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

(委員長)	奥村明雄	一般財団法人 日本環境衛生センター 会長
	引馬 滋	株式会社 滋賀銀行 社外取締役
	村山周平	公認会計士 村山周平 事務所 公認会計士
(委員長代理)	米澤 康博	早稲田大学 大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
------------	---

○ 清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ -----	5
3. 情報公開 -----	5
4. 自家運用の遂行 -----	6
5. 委託運用 -----	6
6. 運用管理体制 -----	9
7. その他 -----	9

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価 -----	1 1
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	1 1
2. 基本ポートフォリオ -----	1 3
3. 情報公開 -----	1 4
4. 自家運用の遂行 -----	1 4
5. 委託運用 -----	1 5
6. 運用管理体制 -----	1 5

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

は じ め に

独立行政法人は、平成 27 年 4 月に改正された独立行政法人通則法第 32 条に基づき、業務の実績等について厚生労働大臣の評価を受けることとされたところである。

当委員会は、機構の毎年度の資産運用結果について、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心に評価することとしている。

このため、平成 27 年度（平成 26 年度の評価）については、資産運用関連の数値が確定する時期を待って 6 月 10 日に委員会を開催し、6 月 22 日の委員会における審議を経て、「平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」を 6 月 30 日に取りまとめた。

また、上記報告書は、7 月 28 日に開催された厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議において「平成 26 事業年度業務実績等報告書添付資料」として提出された。

その後、平成 26 年度全般にわたる個別具体的な評価については、9 月 1 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

さて、当委員会は改正中小企業退職金共済法の一部施行に伴い、9 月 30 日をもってその役割を終え、10 月 1 日からは厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会にその業務を引き継ぐこととなるが、本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）給付経理の平成 26 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針（以下「基本方針」という。）の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

（Ⅰ—1～3）

[資産運用の基本方針の規定]

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記 1、2 に基づき、中退法施行令第 10 条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成 26 年度決算の概要

区 分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高	4,575 百万円	4,666 百万円
(期末資産残高)	(4,607 百万円)	(4,691 百万円)
運 用 収 益 (うち金銭信託評価益)	139 百万円 (103 百万円)	128 百万円 (93 百万円)
決算運用利回り	3.09%	2.80%
当 期 総 利 益	59 百万円	32 百万円
利 益 剰 余 金	2,507 百万円	2,449 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運用の方法等		平成 26 年 度 末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用 利 回 り
自 家 運 用		3,753	82.0	—	0.96
有価証券	国 債	2,660	58.2	2,669	1.17
	政 府 保 証 債	460	10.1	469	0.92
	金 融 債	400	8.7	401	0.30
	小 計	3,520	77.0	3,539	1.03
預 金	短 期 運 用	—	—	—	0.03
	普 通 預 金	233	5.1	※	—
	小 計	233	5.1	※	0.01
委 託 運 用		821	18.0	821	14.26
	金 銭 信 託	821	18.0	821	14.26
合 計		4,575	100.0	—	3.09

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。
3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.12%	55.2%	2.97%	60.1%	0.15%
国内株式	31.90%	44.8%	30.69%	39.9%	1.21%
合 計	14.55%	100.0%	13.47%	100.0%	1.09%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
3. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
5. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
・ 国 内 債 券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
・ 国 内 株 式 TOPIX(配当込み)
6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資 産 区 分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.03%	1.28%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:26 年 3 月末～27 年 2 月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 26 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b－a
国内債券	93.9%	+2.0～-4.5%	92.0%	-1.9%
国内株式	6.1%	+4.5～-2.0%	8.0%	1.9%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、清退共制度の安定的な運営に必要な運用収益を確保するため、基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成 26 年度決算の概要については、期末運用資産残高は 45 億 75 百万円(対前年度 91 百万円減)、運用収益は 139 百万円を計上し、決算運用利回りは 3.09%であった。(表 1)

企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(103 百万円)を確保した。

当期総利益は 59 百万円を計上し、平成 26 年度末の利益剰余金は 25 億 7 百万円となった。

資産運用の状況については、期末運用資産残高の内訳・構成比、資産別の利回りを記載している。(表 2)

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券・国内株式がベンチマークを上回り、全体でもベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+1.09%)となった。(表 3)

なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.03%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。(表 4)

以上の状況を見れば、清退共給付経理の資産運用については、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

2 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオ（変更 平成 26 年 2 月 28 日 ）

（Ⅰ－4(2)）

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)

	国内債券	国内株式	合計
資 産 配 分	93.9	6.1	100.0
乖離許容幅	+2.0～-4.5	+4.5～-2.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、短期資産を含む。

(注2) この基本ポートフォリオの、期待収益率は 1.26%、標準偏差 1.09%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、5 年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を、乖離許容幅の範囲内で維持するよう、管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行ったところ、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアから乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認した。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは小幅増加し、ショートフォール確率も引き続き低いことを確認した。

これらの検証結果から基本ポートフォリオを継続することとし、各 ALM 委員会委員へ報告した。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

（Ⅰ－6）

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

また、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを新たに掲載した。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、清退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ－2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%をこえないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、社債券(特定社債券を含む)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5. 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ－1、(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 委託機関のシェア変更

① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 委託機関の責務及び目標

⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。

⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、1社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託運用機関の評価について、定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく超過収益率とその要因分析を行った。

定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、清退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。

清退共においては受託運用機関が1社であることから、他の事業本部より各資産別、各受託運用機関別の超過収益率の情報提供を得て、客観的な評価を実施している。

運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更はなかった。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し、運用ガイドラインの遵守

を指示した。平成 26 年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。

資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され遅滞なく提出されている。

平成 26 年度は、4 月及び 10 月にミーティングを実施した。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ、その資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及びシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ－2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険資産による委託運用の実績はなかった。

(3) 有価証券信託

有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(IV―1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

① ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

清退共資産の運用に係る業務は、資金運用部(平成27年4月から「資産運用部」に名称変更。)が執行している。

資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により日本版スチュワードシップ・コードの受入についての審議を行った。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案等がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、現行ポートフォリオを継続することの了承を得た。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実及び資産運用委員会等の運営は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

7 その他【「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて】

金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる原則として、日本版スチュワードシップ・コード(責任ある機関投資家の諸原則)が示された。

同コードは、機関投資家が対話を通じて企業の持続的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則を示すものである。共済契約者・被共済者のために中長期的な投資リターン拡大を図ることは、退職金共済業務に係る資産の性格からも適切であり、国内株式を保有している機構として重要である。そうした観点から、その趣旨に賛同し、コードに定める各原則に基づく方針を策定の上、平成26年8月29日にその受入れを表明した。

責任ある機関投資家の諸原則を示す、「日本版スチュワードシップ・コード」を勤労者退職

金共済機構が受け入れることとし、これを対外的に表明したことは適切なことであり、今後、関係公的機関とも連携し、その実が挙がるよう適切な対応が期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

清退共特別給付経理の平成 26 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持している。

第2の資産運用の基本方針(以下「基本方針」という。)の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、清退共特別給付経理の特殊性を踏まえつつ、基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度(以下「清退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成 26 年度決算の概要

区 分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高	310 百万円	315 百万円
(期末資産残高)	(310 百万円)	(315 百万円)
運 用 収 益	2 百万円	2 百万円
決算運用利回り	0.53%	0.72%
当 期 総 利 益	▲2 万円	12 万円
利 益 剰 余 金	177 百万円	177 百万円

(注)1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。

3. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運用の方法等		平成26年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		310	100.0	—	0.53
有価証券	国債	261	84.2	261	0.62
	小計	261	84.2	261	0.62
預金	短期運用	—	—	—	0.03
	普通預金	49	15.8	※	—
	小計	49	15.8	※	0.01
合計		310	100.0	—	0.53

(注)1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。

2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	0.62%	1.28%

(注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:26年3月末~27年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分割合状況

	基本ポートフォリオ		平成26年度末の実績	
	配分割合 a	乖離許容幅	配分割合 b	乖離幅 b-a
国内債券	100.0%	—	100.0%	0.0%
国内株式	%	—	%	—
外国債券	%	—	%	—
外国株式	%	—	%	—
合計	100.0%	—	100.0%	0.0%

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、清退共制度の安定的な運営に必要な運用収益を確保するため、基

本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成 26 年度決算の概要については、期末運用資産残高は 3 億 10 百万円(対前年度 6 百万円減)、運用収益は 2 百万円を計上し、決算運用利回りは 0.53%であった。(表 1)

当期総損失は 2 万円を計上し、平成 26 年度末の利益剰余金は 1 億 77 百万円となった。

資産配分の状況については、基本方針に定めている基本ポートフォリオである国内債券 100%を継続した。(表 4)

以上の状況を見れば、清退共特別給付経理の資産運用については、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本とし、清退共特別給付経理の特殊性を踏まえつつ、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合 計
資 産 配 分	100.0	—	—	—	100.0
乖離許容幅	—	—	—	—	

(注1) 国内債券には短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果の期待収益率は 1.27%、標準偏差 0.38%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、平成 26 年度においても引き続き、基本ポートフォリオに定める資産配分である国内債券 100%を維持した。

基本ポートフォリオの検証については、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは前回検証時と比較して増加した。

検証結果から基本ポートフォリオを継続することとし、各 ALM 委員会委員へ報告した。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

【資産運用に関する情報公開が十分に行われているか】

(Ⅰ－6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、清退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ－2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、社債(金融債を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

自家運用の債券は、国債のみであり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有はなかった。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

清退共特別給付経理においては、委託運用は実施されていない。

6 運用管理体制

(IV—1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。
- ② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

① ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

清退共資産の運用に係る業務は、資金運用部(平成27年4月から「資産運用部」に名称変更。)が執行している。

資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行った。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、現行ポートフォリオを継続することの了承を得た。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実及び資産運用委員会等の運営は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業における平成26事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成27年9月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

(委員長)	奥村明雄	一般財団法人 日本環境衛生センター 会長
	引馬 滋	株式会社 滋賀銀行 社外取締役
	村山周平	公認会計士 村山周平 事務所 公認会計士
(委員長代理)	米澤康博	早稲田大学 大学院ファイナンス研究科教授

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	5
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行 -----	6
5. 委託運用 -----	7
6. 運用管理体制 -----	9
7. その他 -----	10

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※数値の端数処理については四捨五入としている。

は じ め に

独立行政法人は、平成 27 年 4 月に改正された独立行政法人通則法第 32 条に基づき、業務の実績等について厚生労働大臣の評価を受けることとされたところである。

当委員会は、機構の毎年度の資産運用結果について、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心に評価することとしている。

このため、平成 27 年度（平成 26 年度の評価）については、資産運用関連の数値が確定する時期を待って 6 月 10 日に委員会を開催し、6 月 22 日の委員会における審議を経て、「平成 26 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書」を 6 月 30 日に取りまとめた。

また、上記報告書は、7 月 28 日に開催された厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議において「平成 26 事業年度業務実績等報告書添付資料」として提出された。

その後、平成 26 年度全般にわたる個別具体的な評価については、9 月 1 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

さて、当委員会は改正中小企業退職金共済法の一部施行に伴い、9 月 30 日をもってその役割を終え、10 月 1 日からは厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会にその業務を引き継ぐこととなるが、本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

林業退職金共済事業(以下「林退共」という。)給付経理の平成 26 年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用においてベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況を踏まえて適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針(以下「基本方針」という。)の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取組が行われており、全体としては、基本方針に沿って、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- 累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 林退共資産の運用は、林業退職金共済制度(以下「林退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表 1 平成 26 年度決算の概要

区 分	平成 26 年度	参考(平成 25 年度)
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,868 百万円 (13,963 百万円)	13,599 百万円 (13,707 百万円)
運 用 収 益 (うち金銭信託評価益)	364 百万円 (260 百万円)	227 百万円 (119 百万円)
決算運用利回り	2.69%	1.69%
当 期 総 利 益	207 百万円	93 百万円
累 積 欠 損 金	795 百万円	1,002 百万円

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収益は、運用収入から運用費用を減じたものである。
3. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運 用 の 方 法 等			平成 26 年度末			
			資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用 利 回 り
自 家 運 用			8,852	63.8	—	1.20
有価証券	国 債		1,699	12.3	1,759	1.65
	政 府 保 証 債		5,590	40.3	5,785	1.35
	金 融 債		700	5.1	701	0.29
	小 計		7,989	57.6	8,244	1.34
預金	短 期 運 用		500	3.6	※	0.03
	普 通 預 金		364	2.6	※	—
	小 計		864	6.2	※	0.02
委 託 運 用			5,015	36.2	5,015	5.35
	金 銭 信 託		5,015	36.2	5,015	5.35
合 計			13,868	100.0	—	2.69

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を運用資産の平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①－② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.01%	86.6%	2.97%	86.8%	0.04%
国内株式	34.69%	8.0%	30.69%	7.8%	4.00%
外国債券	12.15%	5.3%	12.28%	5.4%	-0.13%
合計	5.75%	100.0%	5.47%	100.0%	0.28%

- (注) 1. 時間加重収益率は、費用控除前である。
2. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
3. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
4. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
5. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
6. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.34%	1.28%

- (注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 26年3月末～27年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成 26 年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	95.6%	±2.0%	95.2%	-0.4%
国内株式	2.6%	±1.0%	2.9%	0.3%
外国債券	1.8%	±1.0%	1.9%	0.1%
合 計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、林退共制度の健全性の確保に必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成 26 年度決算の概要については、期末運用資産残高 138 億 68 百万円(対前年度 269 百万円増)、運用収益は 3 億 64 百万円を計上し、決算運用利回りは 2.69%であった。企業業績の拡大に加え日銀による追加緩和や公的年金の運用見直し等を好感した国内株式市況の上昇により、金銭信託で大きな収益(2 億 60 百万円)を確保した。(表 1)

この結果、当期総利益は 207 百万円を計上し、平成 26 年度末の累積欠損金が 7 億 95 百万円に減少した。(参考:林退共給付経理は、累積欠損金解消計画において、累積欠

損金の解消年限を平成 34 年度としている。)

委託運用に係る金銭信託のパフォーマンス状況については、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.28%)となった。(表 3)

なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが 1.34%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。(表 4)

以上、資産運用については、林退共制度の健全性の向上に必要な運用収益の確保を目標として、平成 26 年度中を通じて基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って、安全かつ効率を基本として適切に遂行した。

以上の結果を見れば、林退共事業における資産運用については、林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオに沿った資産配分により、安全かつ効率を基本として適切に行われていると評価できる。今後とも制度の健全性の確保及び累積欠損金の解消に向けて、引き続き適切に行われるよう期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。

(注2)平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%である。

(注3)この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行規則令第 10 条に定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持しうるよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、評価期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移した。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて検証を行ったところ、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認した。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を検証したところ、リスクバッファは小幅改善、ショートフォール確率は前回検証時と同水準であることを確認した。

これらの検証結果から基本ポートフォリオを継続することとし、各 ALM 委員会委員へ報告した。

以上の状況を見れば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

3 情報公開

(Ⅰ－6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、機構ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を公開している。

また、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを新たに掲載した。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報は、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会、ALM委員会特退共分科会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報は、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、林退共事業等勘定の平成25年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況を見れば、資産運用に関する情報公開は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切でわかりやすい情報公開が行われるよう期待される。

4 自家運用の遂行

(Ⅱ－2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。

- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、償還期限まで持ち続けるバイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続した。また、保有債券の売却は行っていない。

自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一の発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はなく、また、格付け制限の対象となる債券は、発行元の格付けがA格以上の金融債を取得及び保有している。

以上の状況を見れば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

林退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、林退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 林退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

- ③ 市場価格の大幅な変動により、林退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は林退共資産管理上必要が生じた場合には、林退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした林退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び林退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に林退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、林退共本部からの指示を受ける。
以上の他、林退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 林退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、林退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。
その他、林退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

受託運用機関については、1社を採用しており、期中に新たな受託運用機関の選定は行っていない。

受託運用機関の評価について、定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率による評価を実施した。超過収益率については、資産配分効果、個別資産効果、その他効果に分類して評価を実施した。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく超過収益率とその要因分析を行った。

定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、林退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目から成る定性評価シートにより、年度上期と下期の評価を実施した。

林退共においては受託運用機関が1社であることから、他の事業本部より各資産別、各受託運用機関別の超過収益率の情報提供を得て、客観的な評価を実施している。

運用実績等の評価に基づく受託運用機関のシェア変更はなかった。

資産管理・運用状況の把握については、受託運用機関に対し、運用ガイドラインの遵守を指示した。平成26年度は、ガイドライン等に抵触する事案はなかった。

資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。

平成26年度は、4月、7月及び10月にミーティングを実施した。

以上の状況を見れば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ、その資産管理・運用状況の把握も適切に行われていると評価できる。期中に行われなかった新たな受託機関の選定及びシェア変更を含め、今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ－2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに林退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

生命保険資産による委託運用の実績はなかった。

(3) 有価証券信託

有価証券信託による委託運用の実績はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ－1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は資金運用部が執行する。

② 同部には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

林退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. ALM委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成するALM委員会を設置する。

林退共資産の運用に係る業務は、資金運用部(平成27年4月から「資産運用部」に名称変更。)が執行している。

資金運用部には、資産運用の専門的知識及び年金資産運用の経験を有する担当者を運用調査役として配置している。

資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに参加し、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会を四半期毎に開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行ったほか、臨時開催により日本版スチュワードシップ・コードの受入れについての審議を行った。

ALM委員会特退共分科会については、委員の助言を得るべき事案等がなかったため開催していないが、各委員へ基本ポートフォリオの検証結果を報告し、現行ポートフォリオを継続することの了承を得た。

以上の状況を見れば、運用体制の整備、充実及び資産運用委員会等の運営は適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われるよう期待される。

7 その他【「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて】

金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」から、責任ある機関投資家が「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる原則として、日本版スチュワードシップ・コード（責任ある機関投資家の諸原則）が示された。

同コードは、機関投資家が対話を通じて企業の持続的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則を示すものである。共済契約者・被共済者のために中長期的な投資リターン拡大を図ることは、退職金共済業務に係る資産の性格からも適切であり、国内株式を保有している機構として重要である。そうした観点から、その趣旨に賛同し、コードに定める各原則に基づく方針を策定の上、平成26年8月29日にその受入れを表明した。

責任ある機関投資家の諸原則を示す、「日本版スチュワードシップ・コード」を勤労者退職金共済機構が受け入れることとし、これを対外的に表明したことは適切なことであり、今後、関係公的機関とも連携し、その実が挙がるよう適切な対応が期待される。

能力開発プログラムの概要

職 務	基 本 研 修			実 務 研 修		その他	
	組織開発・全体研修	節 目 研 修	〔 専 門 能 力 等 研 修 〕	各 部 門 別	自己啓発に対する支援		
部・次長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	資産運用に係るトピックス的情報の提供	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修 電話対応スキル研修 企業年金制度研修 資産運用基礎研修Ⅰ・Ⅱ プレゼンテーション能力研修 エクセル等の基礎研修	○ OJT・職場内実務訓練 ○ 他の部課からの異動者研修 ○ 外部セミナーへの派遣 等 システム部門／情報セキュリティ、プログラミング等システム開発に関する実務研修 ・回収部門・審査／住宅ローン、融資・債権回収等に関する実務研修 資産運用部門／資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門／プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 相契約・給付・／クレーム処理能力等の向上のための研修等 人事・会計部門／独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流
課・室長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	資産運用に係るトピックス的情報の提供	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修 電話対応スキル研修 企業年金制度研修 資産運用基礎研修Ⅰ・Ⅱ プレゼンテーション能力研修 エクセル等の基礎研修	○ OJT・職場内実務訓練 ○ 他の部課からの異動者研修 ○ 外部セミナーへの派遣 等 システム部門／情報セキュリティ、プログラミング等システム開発に関する実務研修 ・回収部門・審査／住宅ローン、融資・債権回収等に関する実務研修 資産運用部門／資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門／プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 相契約・給付・／クレーム処理能力等の向上のための研修等 人事・会計部門／独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流
課・室長代理							
係 長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	資産運用に係るトピックス的情報の提供	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修 電話対応スキル研修 企業年金制度研修 資産運用基礎研修Ⅰ・Ⅱ プレゼンテーション能力研修 エクセル等の基礎研修	○ OJT・職場内実務訓練 ○ 他の部課からの異動者研修 ○ 外部セミナーへの派遣 等 システム部門／情報セキュリティ、プログラミング等システム開発に関する実務研修 ・回収部門・審査／住宅ローン、融資・債権回収等に関する実務研修 資産運用部門／資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門／プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 相契約・給付・／クレーム処理能力等の向上のための研修等 人事・会計部門／独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流
主 任 係 員	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修	個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修	資産運用に係るトピックス的情報の提供	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修 電話対応スキル研修 企業年金制度研修 資産運用基礎研修Ⅰ・Ⅱ プレゼンテーション能力研修 エクセル等の基礎研修	○ OJT・職場内実務訓練 ○ 他の部課からの異動者研修 ○ 外部セミナーへの派遣 等 システム部門／情報セキュリティ、プログラミング等システム開発に関する実務研修 ・回収部門・審査／住宅ローン、融資・債権回収等に関する実務研修 資産運用部門／資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門／プレゼンテーション能力の向上、広報宣伝力の強化等のための研修等 相契約・給付・／クレーム処理能力等の向上のための研修等 人事・会計部門／独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与実務、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	社内勉強会に対する人的・物的支援	外部機関との人事交流

(注) ・基本研修及び自己啓発に対する支援については、各部の協力を得ながら、総務部で企画・立案を行い、実施する。
・実務研修については、総務部と連携を図りつつ、各部で企画・立案を行い、実施する。

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	468,794	467,723	△ 1,071	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	6,654	6,395	△ 259	
業務収入	460,893	460,054	△ 839	
掛金等収入	424,898	424,537	△ 361	
運用収入等	35,995	35,517	△ 477	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	1	16	15	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	290	281	△ 9	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	871	919	48	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	0	△ 1	
林業退職金共済事業等勘定より受入	84	58	△ 26	
支 出	451,862	421,816	△ 30,046	
退職給付金等	442,254	412,451	△ 29,803	
業務経費	2,562	2,802	240	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	2,562	2,802	240	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	5,800	5,305	△ 495	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	946	970	24	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	290	270	△ 20	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	3	2	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	10	16	6	

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1	0	△ 0	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	0	0	△ 0	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	△ 0	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	0	0	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	0	0	△ 0	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	0	0	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	871	871	1	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	870	871	1	
掛金等収入	713	713	0	
運用収入等	158	158	1	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	0	0	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	1,930	1,486	△ 445	
退職給付金等	1,685	1,279	△ 406	
業務経費	15	11	△ 4	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	15	11	△ 4	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	231	196	△ 34	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	283,422	227,129	△ 56,292	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	283,410	227,121	△ 56,289	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務収入	283,410	227,121	△ 56,289	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	12	8	△ 4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	283,350	227,359	△ 55,991	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	282,970	227,055	△ 55,916	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	282,970	227,055	△ 55,916	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	167	98	△ 69	
人件費	212	206	△ 6	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	692	861	169	
運営費交付金収入	33	33	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	165	165	-	
業務収入	495	664	169	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	495	664	169	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	2,508	2,494	△ 14	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	2,476	2,465	△ 11	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	2,476	2,465	△ 11	
一般管理費	15	13	△ 1	
人件費	18	16	△ 2	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	7,552	7,023	△ 529	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	6,031	5,502	△ 529	
国庫補助金収入	1,521	1,521	-	
業務収入	0	0	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	-	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	0	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	7,552	7,257	△ 295	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	5,014	4,498	△ 516	
退職金共済事業関係経費	5,014	4,498	△ 516	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	87	218	131	
人件費	2,452	2,541	89	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 6,031	△ 5,502	529	
運営費交付金収入	-	-	-	
給付経理から受入	△ 6,031	△ 5,502	529	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	△ 6,031	△ 5,502	529	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	-	-	-	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 6,031	△ 5,502	529	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	755,301	698,107	△ 57,194	
運営費交付金収入	33	33	-	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	8,339	8,080	△ 259	
業務収入	745,668	688,711	△ 56,958	
掛金等収入	425,611	425,249	△ 361	
運用収入等	36,153	35,676	△ 477	
勤労者財産形成促進業務収入	283,410	227,121	△ 56,289	
雇用促進融資業務収入	495	664	169	
業務外収入	13	25	11	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	290	281	△ 9	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	871	919	48	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	0	△ 1	
林業退職金共済事業等勘定より受入	84	58	△ 26	
支 出	741,173	654,910	△ 86,263	
退職給付金等	443,939	413,729	△ 30,209	
業務経費	293,037	236,830	△ 56,207	
退職金共済事業関係経費	5,014	4,498	△ 516	
運用費用等	2,577	2,813	236	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
勤労者財産形成促進業務経費	282,970	227,055	△ 55,916	
雇用促進融資業務経費	2,476	2,465	△ 11	
一般管理費	269	329	61	
人件費	2,682	2,763	81	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	946	970	24	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	290	270	△ 20	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	3	2	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	10	16	6	

予算（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	404,474	406,409	1,935	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	5,680	5,385	△ 295	
業務収入	397,848	400,042	2,194	
掛金等収入	369,455	372,320	2,866	
運用収入等	28,393	27,722	△ 671	
業務外収入	-	12	12	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	864	914	50	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	0	△ 1	
林業退職金共済事業等勘定より受入	81	56	△ 25	
支 出	396,563	368,433	△ 28,130	
退職給付金等	390,817	362,619	△ 28,198	
業務経費	2,297	2,569	273	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	2,297	2,569	273	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	3,159	2,964	△ 195	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	287	268	△ 19	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	3	2	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	10	7	

予算（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	0	0	△ 0	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	0	0	△ 0	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	△ 0	
業務外収入	0	0	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	0	0	△ 0	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	0	0	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	4,284	4,089	△ 195	
給付経理から受入	3,159	2,964	△ 195	
国庫補助金収入	1,125	1,125	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	0	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	4,284	4,322	38	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	2,497	2,297	△ 199	
退職金共済事業関係経費	2,497	2,297	△ 199	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	58	132	74	
人件費	1,730	1,893	163	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 3,159	△ 2,964	195	
給付経理から受入	△ 3,159	△ 2,964	195	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	△ 3,159	△ 2,964	195	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	-	-	-	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 3,159	△ 2,964	195	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	405,600	407,535	1,935	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	6,805	6,510	△ 295	
業務収入	397,848	400,042	2,194	
掛金等収入	369,455	372,320	2,866	
運用収入等	28,393	27,722	△ 671	
業務外収入	0	12	12	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	864	914	50	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	0	△ 1	
林業退職金共済事業等勘定より受入	81	56	△ 25	
支 出	397,688	369,791	△ 27,897	
退職給付金等	390,817	362,619	△ 28,198	
業務経費	4,793	4,867	73	
退職金共済事業関係経費	2,497	2,297	△ 199	
運用費用等	2,297	2,569	273	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	58	132	74	
人件費	1,730	1,893	163	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	287	268	△ 19	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	3	2	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	10	7	

予算（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	62,530	59,499	△ 3,032	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	929	962	34	
業務収入	61,310	58,262	△ 3,048	
掛金等収入	53,842	50,595	△ 3,247	
運用収入等	7,468	7,667	199	
業務外収入	1	5	3	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	287	268	△ 19	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	3	2	△ 1	
支 出	53,016	51,410	△ 1,606	
退職給付金等	49,405	48,073	△ 1,332	
業務経費	261	225	△ 36	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	261	225	△ 36	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	2,479	2,193	△ 286	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	864	914	50	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	7	5	△ 2	

予算（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	0	0	△ 0	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	0	0	△ 0	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	△ 0	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	0	0	△ 0	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	0	0	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	866	866	0	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	865	865	0	
掛金等収入	711	711	0	
運用収入等	155	155	△ 0	
業務外収入	0	0	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	1,909	1,477	△ 432	
退職給付金等	1,667	1,270	△ 397	
業務経費	15	11	△ 4	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	15	11	△ 4	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	227	196	△ 31	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	2,986	2,668	△ 317	
給付経理から受入	2,706	2,389	△ 317	
国庫補助金収入	279	279	-	
業務収入	0	0	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	-	
業務外収入	-	0	0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	2,986	2,669	△ 317	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	2,345	2,042	△ 303	
退職金共済事業関係経費	2,345	2,042	△ 303	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	26	82	56	
人件費	615	545	△ 70	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成27年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 2,706	△ 2,389	317	
給付経理から受入	△ 2,706	△ 2,389	317	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	△ 2,706	△ 2,389	317	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	-	-	-	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 2,706	△ 2,389	317	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	63,676	60,644	△ 3,032	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	1,208	1,242	34	
業務収入	62,176	59,128	△ 3,048	
掛金等収入	54,553	51,306	△ 3,247	
運用収入等	7,623	7,822	199	
業務外収入	2	5	3	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	287	268	△ 19	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	3	2	△ 1	
支 出	55,205	53,167	△ 2,038	
退職給付金等	51,072	49,343	△ 1,729	
業務経費	2,622	2,278	△ 344	
退職金共済事業関係経費	2,345	2,042	△ 303	
運用費用等	276	236	△ 41	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	26	82	56	
人件費	615	545	△ 70	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	864	914	50	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	7	5	△ 2	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	111	110	△ 1	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	2	2	△ 0	
業務収入	108	105	△ 3	
掛金等収入	68	67	△ 1	
運用収入等	41	38	△ 2	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0	3	2	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
支 出	315	295	△ 20	
退職給付金等	229	223	△ 7	
業務経費	0	-	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	0	-	△ 0	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	84	72	△ 13	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	0	△ 1	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	0	0	△ 0	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	0	0	△ 0	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	0	0	△ 0	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	0	0	△ 0	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	0	0	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	5	6	1	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	5	6	1	
掛金等収入	2	2	△ 0	
運用収入等	3	4	1	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	21	9	△ 12	
退職給付金等	18	9	△ 9	
業務経費	0	-	△ 0	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	0	-	△ 0	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	3	-	△ 3	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	106	91	△ 15	
給付経理から受入	87	72	△ 15	
国庫補助金収入	19	19	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	106	91	△ 15	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	44	30	△ 13	
退職金共済事業関係経費	44	30	△ 13	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	2	4	2	
人件費	60	57	△ 3	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	△ 87	△ 72	15	
給付経理から受入	△ 87	△ 72	15	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	△ 87	△ 72	15	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	-	-	-	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 87	△ 72	15	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	135	135	△ 0	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	22	21	△ 0	
業務収入	113	111	△ 2	
掛金等収入	70	69	△ 1	
運用収入等	44	42	△ 2	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	0	3	2	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
支 出	355	323	△ 33	
退職給付金等	247	231	△ 16	
業務経費	44	30	△ 14	
退職金共済事業関係経費	44	30	△ 13	
運用費用等	0	-	△ 0	
業務委託手数料	0	0	△ 0	
一般管理費	2	4	2	
人件費	60	57	△ 3	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	0	△ 1	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	

予算（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1,679	1,705	26	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	42	45	3	
業務収入	1,627	1,645	18	
掛金等収入	1,534	1,554	21	
運用収入等	93	91	△ 2	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	3	10	7	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	7	5	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	1,968	1,678	△ 290	
退職給付金等	1,802	1,536	△ 267	
業務経費	4	8	4	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	4	8	4	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	78	77	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	81	56	△ 25	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	2	△ 1	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	176	175	△ 1	
給付経理から受入	78	77	△ 1	
国庫補助金収入	98	98	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	176	175	△ 1	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	128	129	1	
退職金共済事業関係経費	128	129	1	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	1	0	△ 1	
人件費	47	46	△ 1	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成27年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	△ 78	△ 77	1	
給付経理から受入	△ 78	△ 77	1	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	△ 78	△ 77	1	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	-	-	-	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
人件費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 78	△ 77	1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	1,777	1,803	26	
給付経理から受入	-	-	-	
国庫補助金収入	140	143	3	
業務収入	1,627	1,645	18	
掛金等収入	1,534	1,554	21	
運用収入等	93	91	△ 2	
業務外収入	0	-	△ 0	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	3	10	7	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	7	5	△ 2	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	2,066	1,776	△ 290	
退職給付金等	1,802	1,536	△ 267	
業務経費	132	136	4	
退職金共済事業関係経費	128	129	1	
運用費用等	4	8	4	
業務委託手数料	-	-	-	
一般管理費	1	0	△ 1	
人件費	47	46	△ 1	
業務経理へ繰入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	81	56	△ 25	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	2	△ 1	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	△ 0	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成27年度）

財形勘定

(単位：百万円)

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	283,422	227,129	△ 56,292	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
業務収入	283,410	227,121	△ 56,289	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務収入	283,410	227,121	△ 56,289	
雇用促進融資業務収入	-	-	-	
業務外収入	12	8	△ 4	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	283,350	227,359	△ 55,991	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	282,970	227,055	△ 55,916	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	282,970	227,055	△ 55,916	
雇用促進融資業務経費	-	-	-	
人件費	212	206	△ 6	
一般管理費	167	98	△ 69	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

予算（平成 27 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
収 入	692	861	169	
運営費交付金収入	33	33	-	
国庫補助金収入	165	165	-	
業務収入	495	664	169	
掛金等収入	-	-	-	
運用収入等	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	
雇用促進融資業務収入	495	664	169	
業務外収入	-	-	-	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	
支 出	2,508	2,494	△ 14	
退職給付金等	-	-	-	
業務経費	2,476	2,465	△ 11	
退職金共済事業関係経費	-	-	-	
運用費用等	-	-	-	
業務委託手数料	-	-	-	
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	
雇用促進融資業務経費	2,476	2,465	△ 11	
人件費	18	16	△ 2	
一般管理費	15	13	△ 1	
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	

収支計画（平成 2 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	5, 447, 649	541, 386	△ 4, 906, 263	
事業費用	446, 532	470, 737	24, 206	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	5, 800	5, 305	△ 495	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	93, 533	621	△ 92, 912	
責任準備金繰入	4, 901, 768	64, 722	△ 4, 837, 046	
事業外費用	16	0	△ 16	
財務費用	-	-	-	
経常収益	5, 492, 036	471, 523	△ 5, 020, 513	
事業収益	524, 005	464, 299	△ 59, 705	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	6, 654	6, 395	△ 259	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	91, 029	705	△ 90, 324	
責任準備金戻入	4, 870, 349	124	△ 4, 870, 225	
事業外収益	-	0	0	
純利益（△純損失）	44, 387	△ 69, 862	△ 114, 250	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	44, 387	△ 69, 862	△ 114, 250	

収支計画（平成 2 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	0	0	△ 0	
事業費用	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
経常収益	1	0	△ 0	
事業収益	1	0	△ 0	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	0	0	△ 0	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	0	0	△ 0	

収支計画（平成 2 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	20,407	1,491	△ 18,916	
事業費用	1,705	1,294	△ 411	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	231	197	△ 34	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	112	0	△ 112	
責任準備金繰入	18,359	0	△ 18,359	
事業外費用	0	0	△ 0	
財務費用	-	-	-	
経常収益	19,921	1,285	△ 18,637	
事業収益	971	1,177	206	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	91	2	△ 89	
責任準備金戻入	18,860	106	△ 18,754	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 486	△ 206	279	
目的積立金取崩額	0	1	1	
総利益（△総損失）	△ 486	△ 206	280	

収支計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	4,668	3,639	△ 1,029	
事業費用	941	430	△ 511	
一般管理費	379	412	32	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	3,348	2,798	△ 550	
経常収益	6,468	5,665	△ 803	
事業収益	6,468	5,608	△ 859	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	1	1	
貸倒引当金戻入	-	15	15	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	40	40	
純利益（△純損失）	1,800	2,026	226	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	1,800	2,026	226	

収支計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	396	370	△ 26	
事業費用	64	53	△ 11	
一般管理費	33	29	△ 3	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	299	288	△ 11	
経常収益	257	399	142	
事業収益	41	78	37	
運営費交付金	33	32	△ 1	
国庫補助金収入	165	153	△ 11	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	0	0	
貸倒引当金戻入	19	135	116	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 139	29	167	
目的積立金取崩額	139	-	△ 139	
総利益（△総損失）	-	29	29	

収支計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	7,721	8,099	378	
事業費用	-	7,125	7,125	
一般管理費	7,721	969	△ 6,752	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	5	5	
財務費用	-	-	-	
経常収益	7,553	7,606	53	
事業収益	0	0	-	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	1,521	1,469	△ 52	
給付経理より受入	6,031	5,502	△ 529	
資産見返補助金等戻入	1	17	17	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	0	617	617	
純利益（△純損失）	△ 168	△ 493	△ 325	
目的積立金取崩額	0	11	11	
総利益（△総損失）	△ 168	△ 482	△ 314	

収支計画（平成 2 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 6,031	△ 7,611	△ 1,580	
事業費用	-	△ 1,258	△ 1,258	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 6,031	△ 5,502	529	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	△ 621	△ 621	
責任準備金繰入	-	△ 230	△ 230	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
経常収益	△ 6,031	△ 7,611	△ 1,580	
事業収益	-	△ 1,258	△ 1,258	
運営費交付金	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	△ 6,031	△ 5,502	529	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	△ 621	△ 621	
責任準備金戻入	-	△ 230	△ 230	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	-	-	-	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	-	-	-	

収支計画（平成 2 7 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	5,474,810	547,374	△ 4,927,436	
事業費用	449,242	478,381	29,139	
一般管理費	8,133	1,410	△ 6,723	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	93,645	-	△ 93,645	
責任準備金繰入	4,920,128	64,492	△ 4,855,635	
事業外費用	16	5	△ 11	
財務費用	3,647	3,086	△ 561	
経常収益	5,520,205	478,867	△ 5,041,338	
事業収益	531,485	469,906	△ 61,579	
運営費交付金	33	32	△ 1	
国庫補助金収入	8,339	8,017	△ 322	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	1	19	18	
貸倒引当金戻入	19	149	131	
支払備金戻入	91,120	86	△ 91,034	
責任準備金戻入	4,889,209	-	△ 4,889,209	
事業外収益	0	657	657	
純利益（△純損失）	45,395	△ 68,507	△ 113,902	
目的積立金取崩額	139	11	△ 127	
総利益（△総損失）	45,534	△ 68,496	△ 114,030	

収支計画（平成 2 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	4,541,423	471,143	△ 4,070,281	
事業費用	393,801	419,642	25,841	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	3,159	2,964	△ 195	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	90,244	621	△ 89,623	
責任準備金繰入	4,054,204	47,916	△ 4,006,288	
事業外費用	15	-	△ 15	
財務費用	-	-	-	
経常収益	4,588,650	406,107	△ 4,182,543	
事業収益	457,953	400,722	△ 57,231	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	5,680	5,385	△ 295	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	88,082	-	△ 88,082	
責任準備金戻入	4,036,934	-	△ 4,036,934	
事業外収益	-	0	0	
純利益（△純損失）	47,226	△ 65,036	△ 112,262	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	47,226	△ 65,036	△ 112,262	

収支計画（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	0	0	△ 0	
事業費用	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
経常収益	0	0	△ 0	
事業収益	0	0	△ 0	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	0	0	△ 0	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	0	0	△ 0	

収支計画（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	4,342	4,892	549	
事業費用	-	4,346	4,346	
一般管理費	4,342	543	△ 3,800	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	3	3	
財務費用	-	-	-	
経常収益	4,285	4,512	228	
事業収益	-	-	-	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	1,125	1,125	-	
給付経理より受入	3,159	2,964	△ 195	
資産見返補助金等戻入	1	12	11	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	0	412	412	
純利益（△純損失）	△ 58	△ 379	△ 321	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	△ 58	△ 379	△ 321	

収支計画（平成 2 7 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 3,159	△ 2,964	195	
事業費用	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 3,159	△ 2,964	195	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
経常収益	△ 3,159	△ 2,964	195	
事業収益	-	-	-	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	△ 3,159	△ 2,964	195	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	-	-	-	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	-	-	-	

収支計画（平成 27 年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	4,542,607	473,070	△ 4,069,537	
事業費用	393,801	423,988	30,187	
一般管理費	4,342	543	△ 3,800	
業務経理へ繰入	-	-	-	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	90,244	621	△ 89,623	
責任準備金繰入	4,054,204	47,916	△ 4,006,288	
事業外費用	15	3	△ 12	
財務費用	-	-	-	
経常収益	4,589,776	407,656	△ 4,182,120	
事業収益	457,954	400,722	△ 57,232	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	6,805	6,510	△ 295	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	1	12	11	
貸倒引当金戻入	-	-	-	
支払備金戻入	88,082	-	△ 88,082	
責任準備金戻入	4,036,934	-	△ 4,036,934	
事業外収益	0	412	412	
純利益（△純損失）	47,169	△ 65,414	△ 112,583	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	47,169	△ 65,414	△ 112,583	

収支計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	887,574	67,900	△ 819,675	
事業費用	50,595	49,269	△ 1,327	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	2,479	2,193	△ 286	
支払備金繰入	3,209	-	△ 3,209	
責任準備金繰入	831,290	16,438	△ 814,852	
事業外費用	1	-	△ 1	
経常収益	884,801	63,250	△ 821,551	
事業収益	64,260	61,597	△ 2,662	
国庫補助金収入	929	962	34	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	2,881	690	△ 2,191	
責任準備金戻入	816,732	-	△ 816,732	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 2,773	△ 4,650	△ 1,876	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	△ 2,773	△ 4,650	△ 1,876	

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	0	0	△ 0	
事業費用	0	0	△ 0	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
経常収益	0	0	△ 0	
事業収益	0	0	△ 0	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	0	0	△ 0	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	0	0	△ 0	

収支計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	20,270	1,482	△ 18,788	
事業費用	1,687	1,286	△ 401	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	227	196	△ 31	
支払備金繰入	111	-	△ 111	
責任準備金繰入	18,244	-	△ 18,244	
事業外費用	0	-	△ 0	
経常収益	19,788	1,276	△ 18,511	
事業収益	967	1,174	207	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	91	2	△ 89	
責任準備金戻入	18,730	101	△ 18,629	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 482	△ 206	277	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	△ 482	△ 206	277	

収支計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	3,092	2,925	△ 166	
事業費用	-	2,539	2,539	
一般管理費	3,092	384	△ 2,707	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	2	2	
経常収益	2,986	2,839	△ 147	
事業収益	0	0	-	
国庫補助金収入	279	279	-	
給付経理より受入	2,706	2,389	△ 317	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	170	170	
純利益（△純損失）	△ 106	△ 87	19	
目的積立金取崩額	-	11	11	
総利益（△総損失）	△ 106	△ 76	30	

収支計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 2,706	△ 2,489	217	
事業費用	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 2,706	△ 2,389	317	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	△ 101	△ 101	
事業外費用	-	-	-	
経常収益	△ 2,706	△ 2,489	217	
事業収益	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	△ 2,706	△ 2,389	317	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	△ 101	△ 101	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	-	-	-	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	-	-	-	

収支計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	908,230	69,818	△ 838,412	
事業費用	52,283	53,094	811	
一般管理費	3,092	384	△ 2,707	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	3,320	-	△ 3,320	
責任準備金繰入	849,534	16,338	△ 833,196	
事業外費用	1	2	1	
経常収益	904,868	64,875	△ 839,993	
事業収益	65,227	62,772	△ 2,456	
国庫補助金収入	1,208	1,242	34	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	2,971	692	△ 2,279	
責任準備金戻入	835,462	-	△ 835,462	
事業外収益	-	170	170	
純利益（△純損失）	△ 3,361	△ 4,942	△ 1,581	
目的積立金取崩額	-	11	11	
総利益（△総損失）	△ 3,361	△ 4,931	△ 1,570	

収支計画（平成 2 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	2,212	297	△ 1,915	
事業費用	231	226	△ 5	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	84	72	△ 13	
支払備金繰入	6	-	△ 6	
責任準備金繰入	1,890	-	△ 1,890	
事業外費用	0	-	△ 0	
経常収益	2,172	236	△ 1,936	
事業収益	119	102	△ 17	
国庫補助金収入	2	2	△ 0	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	6	8	2	
責任準備金戻入	2,044	124	△ 1,920	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 40	△ 62	△ 21	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	△ 40	△ 62	△ 21	

収支計画（平成 2 7 年度）

[別紙 1 1]

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	-	0	0	
事業費用	-	0	0	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
経常収益	0	0	0	
事業収益	0	0	0	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	0	0	0	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	0	0	0	

収支計画（平成 2 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	137	9	△ 128	
事業費用	18	9	△ 9	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	3	0	△ 3	
支払備金繰入	1	-	△ 1	
責任準備金繰入	115	-	△ 115	
事業外費用	0	-	△ 0	
経常収益	134	8	△ 125	
事業収益	4	3	△ 0	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	0	-	△ 0	
責任準備金戻入	130	5	△ 125	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 3	△ 1	3	
目的積立金取崩額	-	1	1	
総利益（△総損失）	△ 3	△ 0	3	

収支計画（平成 2 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	108	128	20	
事業費用	-	103	103	
一般管理費	108	25	△ 83	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	0	0	
経常収益	106	112	6	
事業収益	-	-	-	
国庫補助金収入	19	19	-	
給付経理より受入	87	72	△ 15	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	21	21	
純利益（△純損失）	△ 2	△ 16	△ 14	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	△ 2	△ 16	△ 14	

収支計画（平成 2 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 87	△ 72	15	
事業費用	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 87	△ 72	15	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
経常収益	△ 87	△ 72	15	
事業収益	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	△ 87	△ 72	15	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	-	-	-	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	-	-	-	

収支計画（平成 2 7 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	2,262	362	△ 2,008	
事業費用	249	337	88	
一般管理費	108	25	△ 83	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	7	-	△ 7	
責任準備金繰入	2,006	-	△ 2,006	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	2,324	284	△ 2,040	
事業収益	122	105	△ 17	
国庫補助金収入	22	21	△ 0	
給付経理より受入	-	-	-	
支払備金戻入	6	8	1	
責任準備金戻入	2,174	129	△ 2,045	
事業外収益	-	21	21	
純利益（△純損失）	△ 45	△ 78	△ 33	
目的積立金取崩額	-	1	1	
総利益（△総損失）	△ 45	△ 77	△ 32	

収支計画（平成 2 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備考
経常費用	16,440	2,046	△ 14,394	
事業費用	1,904	1,601	△ 303	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	78	77	△ 1	
支払備金繰入	73	-	△ 73	
責任準備金繰入	14,384	368	△ 14,016	
事業外費用	0	-	△ 0	
経常収益	16,414	1,931	△ 14,484	
事業収益	1,673	1,878	206	
国庫補助金収入	42	45	3	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
支払備金戻入	60	7	△ 52	
責任準備金戻入	14,639	-	△ 14,639	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 26	△ 115	△ 90	
総利益（△総損失）	△ 26	△ 115	△ 90	

収支計画（平成 2 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	179	154	△ 25	
事業費用	-	137	137	
一般管理費	179	17	△ 162	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	0	0	
経常収益	176	142	△ 34	
事業収益	-	-	-	
国庫補助金収入	98	46	△ 52	
給付経理より受入	78	77	△ 1	
資産見返補助金等戻入	-	6	6	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	14	14	
純利益（△純損失）	△ 3	△ 11	△ 9	
総利益（△総損失）	△ 3	△ 11	△ 9	

収支計画（平成 2 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	△ 78	△ 77	1	
事業費用	-	-	-	
一般管理費	-	-	-	
業務経理へ繰入	△ 78	△ 77	1	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
経常収益	△ 78	△ 77	1	
事業収益	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
給付経理より受入	△ 78	△ 77	1	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	-	-	-	
総利益（△総損失）	-	-	-	

収支計画（平成 2 7 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
経常費用	16,540	2,123	△ 14,417	
事業費用	1,904	1,738	△ 167	
一般管理費	179	17	△ 162	
業務経理へ繰入	-	-	-	
支払備金繰入	73	-	△ 73	
責任準備金繰入	14,384	368	△ 14,016	
事業外費用	0	0	△ 0	
経常収益	16,512	1,996	△ 14,516	
事業収益	1,673	1,878	206	
国庫補助金収入	140	91	△ 49	
給付経理より受入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	6	6	
支払備金戻入	60	7	△ 52	
責任準備金戻入	14,639	-	△ 14,639	
事業外収益	-	14	14	
純利益（△純損失）	△ 28	△ 127	△ 99	
総利益（△総損失）	△ 28	△ 127	△ 99	

収支計画（平成 27 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	4,668	3,639	△ 1,029	
事業費用	941	430	△ 511	
一般管理費	379	412	32	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	3,348	2,798	△ 550	
経常収益	6,468	5,665	△ 803	
事業収益	6,468	5,608	△ 859	
運営費交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
資産見返補助金等戻入	-	1	1	
貸倒引当金戻入	-	15	15	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	40	40	
純利益（△純損失）	1,800	2,026	226	
目的積立金取崩額	-	-	-	
総利益（△総損失）	1,800	2,026	226	

収支計画（平成 2 7 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
経常費用	396	370	△ 26	
事業費用	64	53	△ 11	
一般管理費	33	29	△ 3	
貸倒引当金繰入	-	-	-	
支払備金繰入	-	-	-	
責任準備金繰入	-	-	-	
事業外費用	-	-	-	
財務費用	299	288	△ 11	
経常収益	257	399	142	
事業収益	41	78	37	
運営費交付金収入	33	32	△ 1	
国庫補助金収入	165	153	△ 11	
資産見返補助金等戻入	-	0	0	
貸倒引当金戻入	19	135	116	
支払備金戻入	-	-	-	
責任準備金戻入	-	-	-	
事業外収益	-	-	-	
純利益（△純損失）	△ 139	29	167	
目的積立金取崩額	139	-	△ 139	
総利益（△総損失）	-	29	29	

資金計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,191,245	1,217,166	25,922	
業務活動による支出	451,011	419,825	△ 31,186	
業務支出	451,011	419,825	△ 31,186	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	711,880	627,035	△ 84,845	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	28,354	170,307	141,953	
資金収入	1,191,245	1,216,700	25,455	
業務活動による収入	469,102	468,914	△ 188	
業務収入	462,448	462,349	△ 99	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	6,654	6,564	△ 89	
その他の収入	1	-	△ 1	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	688,647	717,260	28,614	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	33,496	30,526	△ 2,971	

資金計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	450	450	△ 0	
業務活動による支出	0	0	△ 0	
業務支出	0	0	△ 0	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	359	359	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	91	91	0	
資金収入	450	450	△ 0	
業務活動による収入	14	14	△ 0	
業務収入	13	13	△ 0	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	352	352	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	84	84	△ 0	

資金計画（平成27年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,908	5,178	270	
業務活動による支出	1,930	1,501	△ 429	
業務支出	1,930	1,501	△ 429	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	2,050	3,098	1,048	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	927	579	△ 348	
資金収入	4,908	5,178	270	
業務活動による収入	869	897	28	
業務収入	869	897	28	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	2,542	2,642	100	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	1,497	1,639	142	

資金計画（平成27年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	財形勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	291,637	235,411	△ 56,225	
業務活動による支出	67,610	14,753	△ 52,857	
業務支出	67,230	14,031	△ 53,199	
人件費	212	226	14	
管理諸費	167	495	328	
投資活動による支出	-	195	195	
財務活動による支出	215,748	212,203	△ 3,545	
次年度への繰越金	8,279	8,261	△ 18	
資金収入	291,637	235,411	△ 56,225	
業務活動による収入	76,091	64,338	△ 11,753	
業務収入	76,091	64,335	△ 11,755	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	3	3	
投資活動による収入	-	1,040	1,040	
財務活動による収入	207,611	162,801	△ 44,810	
前年度よりの繰越金	7,935	7,233	△ 703	

資金計画（平成27年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	雇用勘定			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	6,945	13,647	6,702	
業務活動による支出	396	391	△ 5	
業務支出	363	309	△ 54	
人件費	18	23	5	
管理諸費	15	59	44	
投資活動による支出	-	6,568	6,568	
財務活動による支出	2,112	2,113	0	
次年度への繰越金	4,437	4,575	138	
資金収入	6,945	13,647	6,702	
業務活動による収入	692	842	149	
業務収入	495	640	145	
運営費交付金による収入	33	33	-	
国庫補助金による収入	165	165	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	4	4	
投資活動による収入	-	6,568	6,568	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	6,253	6,238	△ 16	

資金計画（平成27年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	11,610	10,846	△ 764	
業務活動による支出	7,552	7,283	△ 269	
業務支出	-	4	4	
人件費	2,452	2,693	241	
管理諸費	5,100	4,586	△ 515	
投資活動による支出	-	119	119	
財務活動による支出	-	88	88	
次年度への繰越金	4,058	3,356	△ 702	
資金収入	11,610	11,313	△ 298	
業務活動による収入	7,552	7,355	△ 198	
業務収入	6,031	5,833	△ 198	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	1,521	1,521	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	4,058	3,958	△ 100	

資金計画（平成 27 年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
業務活動による支出	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
業務支出	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	-	-	-	
資金収入	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
業務活動による収入	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
業務収入	△ 6,031	△ 7,422	△ 1,391	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

資金計画（平成27年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分				
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,500,764	1,475,277	△ 25,487	
業務活動による支出	522,468	436,331	△ 86,137	
業務支出	514,504	428,249	△ 86,255	
人件費	2,682	2,942	260	
管理諸費	5,282	5,140	△ 142	
投資活動による支出	714,289	637,373	△ 76,916	
財務活動による支出	217,860	214,404	△ 3,457	
次年度への繰越金	46,146	187,169	141,023	
資金収入	1,500,764	1,475,277	△ 25,487	
業務活動による収入	548,289	534,937	△ 13,351	
業務収入	539,916	526,647	△ 13,269	
運営費交付金による収入	33	33	-	
国庫補助金による収入	8,339	8,250	△ 89	
その他の収入	1	-	△ 1	
利息の受取額	0	7	7	
投資活動による収入	691,540	727,862	36,322	
財務活動による収入	207,611	162,801	△ 44,810	
前年度よりの繰越金	53,324	49,677	△ 3,647	

資金計画（平成27年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,046,678	1,075,492	28,814	
業務活動による支出	395,712	367,161	△ 28,551	
業務支出	395,712	367,161	△ 28,551	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	641,500	552,300	△ 89,200	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	9,466	156,031	146,565	
資金収入	1,046,678	1,075,025	28,348	
業務活動による収入	404,646	407,305	2,658	
業務収入	398,966	401,750	2,784	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	5,680	5,555	△ 126	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	630,036	658,332	28,297	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	11,996	9,389	△ 2,607	

資金計画（平成27年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	361	361	△ 0	
業務活動による支出	0	0	△ 0	
業務支出	0	0	△ 0	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	359	359	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	2	2	0	
資金収入	361	361	△ 0	
業務活動による収入	6	6	△ 0	
業務収入	6	6	△ 0	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	352	352	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	3	3	△ 0	

資金計画（平成27年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	6,773	6,235	△ 538	
業務活動による支出	4,284	4,289	5	
業務支出	-	2	2	
人件費	1,730	1,995	265	
管理諸費	2,554	2,292	△ 262	
投資活動による支出	-	18	18	
財務活動による支出	-	59	59	
次年度への繰越金	2,489	1,870	△ 619	
資金収入	6,773	6,702	△ 71	
業務活動による収入	4,284	4,089	△ 195	
業務収入	3,159	2,964	△ 195	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	1,125	1,125	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	2,489	2,613	124	

資金計画（平成27年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 3,159	△ 2,964	195	
業務活動による支出	△ 3,159	△ 2,964	195	
業務支出	△ 3,159	△ 2,964	195	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	-	-	-	
資金収入	△ 3,159	△ 2,964	195	
業務活動による収入	△ 3,159	△ 2,964	195	
業務収入	△ 3,159	△ 2,964	195	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

資金計画（平成27年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,050,653	1,079,124	28,472	
業務活動による支出	396,837	368,486	△ 28,351	
業務支出	392,553	364,199	△ 28,353	
人件費	1,730	1,995	265	
管理諸費	2,554	2,292	△ 262	
投資活動による支出	641,859	552,677	△ 89,182	
財務活動による支出	-	59	59	
次年度への繰越金	11,957	157,903	145,946	
資金収入	1,050,653	1,079,124	28,472	
業務活動による収入	405,778	408,436	2,658	
業務収入	398,972	401,756	2,784	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	6,805	6,680	△ 126	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	0	0	0	
投資活動による収入	630,388	658,684	28,297	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	14,487	12,004	△ 2,483	

資金計画（平成27年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	138,300	135,337	△ 2,963	
業務活動による支出	53,016	50,684	△ 2,331	
業務支出	53,016	50,684	△ 2,331	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	67,000	73,136	6,136	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	18,285	11,516	△ 6,768	
資金収入	138,300	135,337	△ 2,963	
業務活動による収入	62,663	59,765	△ 2,899	
業務収入	61,734	58,802	△ 2,933	
国庫補助金による収入	929	962	34	
その他の収入	1	-	△ 1	
投資活動による収入	55,302	55,118	△ 184	
前年度よりの繰越金	20,334	20,454	120	

資金計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	49	49	△ 0	
業務活動による支出	0	0	△ 0	
業務支出	0	0	△ 0	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	49	49	△ 0	
資金収入	49	49	△ 0	
業務活動による収入	7	7	△ 0	
業務収入	7	7	△ 0	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	43	43	0	

資金計画（平成27年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,801	5,073	272	
業務活動による支出	1,909	1,492	△ 417	
業務支出	1,909	1,492	△ 417	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	2,000	3,098	1,098	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	892	483	△ 409	
資金収入	4,801	5,073	272	
業務活動による収入	864	892	28	
業務収入	864	892	28	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
投資活動による収入	2,491	2,592	101	
前年度よりの繰越金	1,446	1,590	144	

資金計画（平成27年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,347	4,130	△ 216	
業務活動による支出	2,986	2,756	△ 230	
業務支出	-	2	2	
人件費	615	596	△ 18	
管理諸費	2,371	2,157	△ 214	
投資活動による支出	-	51	51	
財務活動による支出	-	29	29	
次年度への繰越金	1,361	1,295	△ 66	
資金収入	4,347	4,130	△ 216	
業務活動による収入	2,986	2,986	0	
業務収入	2,707	2,707	0	
国庫補助金による収入	279	279	-	
その他の収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	1,361	1,144	△ 216	

資金計画（平成 27 年度）

建設業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
業務活動による支出	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
業務支出	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	-	-	-	
資金収入	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
業務活動による収入	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
業務収入	△ 2,706	△ 3,009	△ 303	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

資金計画（平成27年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	144,791	141,580	△ 3,211	
業務活動による支出	55,205	51,923	△ 3,281	
業務支出	52,219	49,170	△ 3,049	
人件費	615	596	△ 18	
管理諸費	2,371	2,157	△ 214	
投資活動による支出	69,000	76,284	7,284	
財務活動による支出	-	29	29	
次年度への繰越金	20,587	13,343	△ 7,243	
資金収入	144,791	141,580	△ 3,211	
業務活動による収入	63,814	60,640	△ 3,174	
業務収入	62,605	59,398	△ 3,207	
国庫補助金による収入	1,208	1,242	34	
その他の収入	1	-	△ 1	
投資活動による収入	57,793	57,710	△ 84	
前年度よりの繰越金	23,184	23,231	47	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,603	1,632	30	
業務活動による支出	315	308	△ 8	
業務支出	315	308	△ 8	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	1,180	300	△ 880	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	108	1,025	917	
資金収入	1,603	1,632	30	
業務活動による収入	111	135	24	
業務収入	108	133	25	
国庫補助金による収入	2	2	△ 0	
投資活動による収入	1,259	1,260	1	
前年度よりの繰越金	232	237	5	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	融資経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	40	40	0	
業務活動による支出	0	0	△ 0	
業務支出	0	0	△ 0	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	40	40	0	
資金収入	40	40	0	
業務活動による収入	1	1	△ 0	
業務収入	1	1	△ 0	
国庫補助金による収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	39	39	0	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	特別給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	106	105	△ 1	
業務活動による支出	21	9	△ 12	
業務支出	21	9	△ 12	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	50	-	△ 50	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	35	96	61	
資金収入	106	105	△ 1	
業務活動による収入	5	6	1	
業務収入	5	6	1	
国庫補助金による収入	-	-	-	
投資活動による収入	50	50	△ 0	
前年度よりの繰越金	51	49	△ 2	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	235	231	△ 3	
業務活動による支出	106	115	8	
業務支出	-	0	0	
人件費	60	56	△ 4	
管理諸費	46	58	12	
投資活動による支出	-	1	1	
財務活動による支出	-	0	0	
次年度への繰越金	128	115	△ 13	
資金収入	235	231	△ 3	
業務活動による収入	106	104	△ 3	
業務収入	87	85	△ 3	
国庫補助金による収入	19	19	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	128	128	△ 1	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 87	△ 109	△ 22	
業務活動による支出	△ 87	△ 109	△ 22	
業務支出	△ 87	△ 109	△ 22	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	-	-	-	
資金収入	△ 87	△ 109	△ 22	
業務活動による収入	△ 87	△ 109	△ 22	
業務収入	△ 87	△ 109	△ 22	
国庫補助金による収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

資金計画（平成 27 年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	1,896	1,899	3	
業務活動による支出	355	322	△ 33	
業務支出	249	207	△ 41	
人件費	60	56	△ 4	
管理諸費	46	58	12	
投資活動による支出	1,230	301	△ 929	
財務活動による支出	-	0	0	
次年度への繰越金	311	1,276	965	
資金収入	1,896	1,899	3	
業務活動による収入	136	136	1	
業務収入	114	115	1	
国庫補助金による収入	22	21	△ 0	
投資活動による収入	1,310	1,310	0	
前年度よりの繰越金	450	453	3	

資金計画（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	給付経理			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,664	4,705	41	
業務活動による支出	1,968	1,671	△ 297	
業務支出	1,968	1,671	△ 297	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	2,200	1,298	△ 902	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	496	1,735	1,239	
資金収入	4,664	4,705	41	
業務活動による収入	1,681	1,709	28	
業務収入	1,639	1,664	25	
国庫補助金による収入	42	45	3	
投資活動による収入	2,049	2,550	501	
前年度よりの繰越金	934	446	△ 488	

資金計画（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	勘定共通			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	256	249	△ 7	
業務活動による支出	176	124	△ 52	
業務支出	-	0	0	
人件費	47	45	△ 2	
管理諸費	129	78	△ 51	
投資活動による支出	-	49	49	
財務活動による支出	-	1	1	
次年度への繰越金	80	76	△ 4	
資金収入	256	249	△ 7	
業務活動による収入	176	176	-	
業務収入	78	78	-	
国庫補助金による収入	98	98	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	80	73	△ 7	

資金計画（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

区 分	セグメント間相殺			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	△ 78	△ 81	△ 3	
業務活動による支出	△ 78	△ 81	△ 3	
業務支出	△ 78	△ 81	△ 3	
人件費	-	-	-	
管理諸費	-	-	-	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	-	-	-	
資金収入	△ 78	△ 81	△ 3	
業務活動による収入	△ 78	△ 81	△ 3	
業務収入	△ 78	△ 81	△ 3	
国庫補助金による収入	-	-	-	
投資活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	-	-	-	

資金計画（平成 27 年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	計			
	年度計画額	決 算 額	差 額	備 考
資金支出	4,842	4,873	31	
業務活動による支出	2,066	1,714	△ 352	
業務支出	1,890	1,590	△ 300	
人件費	47	45	△ 2	
管理諸費	129	78	△ 51	
投資活動による支出	2,200	1,348	△ 852	
財務活動による支出	-	1	1	
次年度への繰越金	576	1,811	1,235	
資金収入	4,842	4,873	31	
業務活動による収入	1,779	1,804	25	
業務収入	1,639	1,661	22	
国庫補助金による収入	140	143	3	
投資活動による収入	2,049	2,550	501	
前年度よりの繰越金	1,014	519	△ 495	

資金計画（平成 27 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	291,637	235,411	△ 56,225	
業務活動による支出	67,610	14,753	△ 52,857	
業務支出	67,230	14,031	△ 53,199	
人件費	212	226	14	
管理諸費	167	495	328	
投資活動による支出	-	195	195	
財務活動による支出	215,748	212,203	△ 3,545	
次年度への繰越金	8,279	8,261	△ 18	
資金収入	291,637	235,411	△ 56,225	
業務活動による収入	76,091	64,338	△ 11,753	
業務収入	76,091	64,335	△ 11,755	
運営費交付金による収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	3	3	
投資活動による収入	-	1,040	1,040	
財務活動による収入	207,611	162,801	△ 44,810	
前年度よりの繰越金	7,935	7,233	△ 703	

資金計画（平成 2 7 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	年度計画額	決 算 額	差額	備考
資金支出	6,945	13,647	6,702	
業務活動による支出	396	391	△ 5	
業務支出	363	309	△ 54	
人件費	18	23	5	
管理諸費	15	59	44	
投資活動による支出	-	6,568	6,568	
財務活動による支出	2,112	2,113	0	
次年度への繰越金	4,437	4,575	138	
資金収入	6,945	13,647	6,702	
業務活動による収入	692	842	149	
業務収入	495	640	145	
運営費交付金による収入	33	33	-	
国庫補助金による収入	165	165	-	
その他の収入	-	-	-	
利息の受取額	-	4	4	
投資活動による収入	-	6,568	6,568	
財務活動による収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	6,253	6,238	△ 16	